

資料紹介II

新税三法案について
(解説)

井上一郎

(租税調査員室)

解題

ここに収録する資料は、昭和二一（一九四六）年一月一〇日、政府から発表のあった「財産税法案要綱、法人戦時利得税法案要綱及び個人財産増加税法案要綱」の解説である。

右の法案要綱の成立にいたるまでの経緯については、大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第七巻 租税(1)』（東洋経済新報社、昭和五二年）第三章の「昭和二〇年度の財産税構想」（六五頁以下）を参照願うこととし、ここでは、昭和二〇（一九四五）年二月三十一日、政府がGHQ（連合軍総司令部）へ提出した右の三税法案要綱に対し、発表の後、同法案及び要綱の立案に直接従事した大蔵書記官渡辺喜久造氏が、「日本産業経済」新聞に、同月一二日から一二回にわたって連載した「新税三法案に就いて」を一括紹介しようとするものである。また、同月二〇日、日本産業経済新聞社から発行された「大蔵省主税局長 池田勇人著 財産税・法人戦時利得税 個人財産増加税の解説」をも附しておく。

右の新税三法案は、結局は日の目をみることなく「軍需補償の打切り」（戦時補償特別措置法による）と、個人「財産税」に変質したとはいえ、第二次世界大戦後のわが国における租税立法史上、重要なモメントを蔵しているといつてよいであらう。

右の二つの「解説」は、今日ではほとんど目にする機会もないであらう。

資料を掘り起してみても、あらためてその行間ににじみでる解説者の心意気に感服の念を禁じえないものがある。ところで、解説の紹介に入っている前に、新税三法案要綱の政府発表について、当時の新聞の報道ぶりをみておくことも必

要であらう。

昭和二十一年一月一〇日、「日本産業経済」新聞は、「新税三法案の全貌 けふ発表せん」との見出で、「画期的増税案たる財産税、法人戦時利得税、個人財産増加税の三法案は目下連合軍最高司令部で検討中であるが、政府は現下の通貨状況等の要請から速かにその内容を発表する必要を認め八日の閣議でも各閣僚からこの意見の開陳があつたので連合軍最高司令部の許可を得て政府原案を十日に発表するものと見られる。」と伝え、翌二一日の同紙面には、「財産税等三法案の政府草案を発表」副題に「インフレ・脱税を防止」として「戦後財政経済の再建と戦時利得の徴収、財産不均衡の是正等を目的とする法人戦時利得税、個人財産増加税及び財産税の三法案については連合軍最高司令部の指令に基き大蔵省を中心に草案を作成して昨年十二月三十一日同司令部に提出、目下司令部で検討中であるが、政府は最近の悪性インフレ的傾向及び右三税の脱税を指す行為の横行等が我国民経済並に国民生活に悪影響を及ぼして居るのに鑑みその内容を可及的速かに発表する必要を認め、十日大蔵省から三税法案要綱及び渋沢蔵相談等を発表した。今回発表した法案要綱（本誌⑧一三八頁以下参照）は政府の草案で未だ連合軍最高司令部の全面的承諾を得て居ないので確定的なものではない。」と報じた。

次に、蔵相談を朝日新聞から全文引用しておく。

蔵相談

財産増加税ならびに個人及び法人戦時利得税の三税に依り約一千億円程度の歳入を確保して、財政上の収支の均

衡を図るとともに、併せて悪性インフレーションの防止に資せんとするものである。

これ等画期的なる財産税等の創設に当り、課税の適正なる実現を期するためには財産の隠匿、分散、仮装等による脱税を極力防止することが肝要であるから、この際相当徹底した措置を講ずることを考慮している。別に發表するが如く預貯金、公社債等に就ての課税を適正ならしむる為所有者をして現在高を申告せしめ、預貯金の証書または通帳、公社債またはその保管証、登録済証等にそれぞれ申告済の旨の一定の表示をなすこととし、また物の買溜によつて財産を隠匿せんとするが如き者に対しては適宜の方法に依り検査を行ふ等、財産の補捉に關しては考慮し得る限りの手段を講ずる所存である。^{*}なほ最近における贈与、寄附等についてはその贈与または寄附財産等も贈与者、寄附者の財産に加算して課税するやうに考慮している。しかもなほ不正の手段により脱税したる者等に対しては、罪質に依り体刑その他嚴重なる罰則を以て望むやう考慮している。かくの如く課税財産の把握については飽くまで嚴密適正なることを期しているが、實質的にその負担が公平に実現し得るやう細心の注意を払っている次第であつて、例へば物と金との關係において預貯金が課税上不利益を蒙るが如きことのないやうに、課税に當つてはその預貯金額より概ね二割程度を控除して課税する等の措置を講ずる所存である。

今や我が国国民經濟は急激に悪性インフレーションの段階に突入する危険増大し將に重大な岐路に居る。このまゝにして推移せんか。悪性インフレーションにより国民經濟も国民各自の生活もともに壊滅に瀕んすること免れないのである。従つてこの際一回限りの財産税等の売担に依り、国民經濟の破綻を防止し、その派生すべき幾多の害悪も避くることは、國民に与へられた必要欠くべからざる打開策であつて、これに依つて始めて物價安定の素地をも形成し得るものと信ずる。

さて、渡辺喜久造氏の解説は、一橋大学図書館所蔵の新聞を利用した。利用にあたっては、同大学中村政則教授および関係者の配慮によるところが大きい。ここでお礼を申し述べておきたい。また「池田勇人著」の解説本は、税務大学校租税資料室に「昭56 東京 四二二」資料として保管されていることを附記しておく。

新税三法案に就いて

大蔵書記官 渡辺喜久造

- 序.....四二五
- 第一章 財産税.....四二五
 - 第一節 総則.....四二五
 - 一 納税義務者
 - 二 財産の所在
 - 三 財産の帰属
 - 第二節 個人財産税.....四二九
 - 一 〔無制限納税義務者の場合〕
 - 二 調査期日前一定期間内に贈与等のあつた場合
 - 三 非課税財産
 - 四 控除
 - 五 免税点
 - 六 税率
 - 七 戸主及び同居家族
 - 第三節 法人財産税.....四三四
 - 一 課税価格
 - 二 調査期日前一定期間内に寄附をなした場合
- 三 非課税法人
- 四 非課税財産
- 五 免税点
- 六 控除
- 七 税率
 - (一) 法人税を課せられる法人
 - (二) 特別法人税を課せられる法人
 - (三) 右以前の法人
 - 八 合同運用信託等に対する特例
- 第四節 財産の評価.....四三八
 - 一 評価基準の法定・財産税審議会・不動産評価委員会
の設置
 - 二 評価の基本
 - 三 借地権の場合・倍数適用
 - 四 地上権・永小作権の場合
 - 五 借地権・地上権・永小作権等を伴う土地の価額
の評価

六	田畑の価格	
七	戦災を受けた土地の場合	
八	公債・社債・株式等の場合	
九	外地株等の場合	
十	定期金・動産年金等総付権の場合	
	(一) 有期のもの	
	(二) 無期のもの	
十一	本法施行地外にある財産等の価格	
十二	債務・公租公課	
十三	企業の機械設備資産の評価	
第五節	申告、申請、調査及び決定	四四四
一	申告及び申請	
二	課税価格の決定	
第六節	財産調査委員会	四四五
第七節	審査、許願及び行政訴訟	四四六
一	審査	
二	訴願及び行政訴訟	
第八節	徴収	四四七
一	普通の場合	
二	概算による決定及び徴収	
三	物納及び延納	
四	その他	
第九節	雑則	四五一
一	資力喪失による減免	
二	現金、預貯金、公債等の保証に関する措置	
三	調書提出	
四	税務署長の質問権限等	
五	その他	
(一)	納税地	
(二)	財産税審議会	
(三)	附加税の禁止	
第十節	罰則	四五五
第十一節	附則	四五五

第二章 個人財産増加税……………四五六

第一節 序説

第二節 納税義務者

第三節 課税物件

第四節 課税価格の算定

第五節 相続、贈与等のあった場合

第六節 財産増加額よりの控除

第七節 第一種財産増加額及び第二種財産

増加額

第八節 税率

第九節 税額の計算例

第十節 申告・申請等

第三章 法人戦時利得税……………四六九

第一節 納税義務者

第二節 課税物件

第三節 戦時利得の計算

第四節 法人の合併のあった場合

第五節 非課税法人

第六節 税率

第七節 算出税額よりの控除

第八節 申告・決定・審査等

第九節 税額の計算例

第十節 施行期日

第十一節 法人税、営業税、臨時利得税と

の関係

第四章 結語……………四七七

―千億用途の課税

世評に対する私見―

序

財産税、個人財産増加税及び法人戦時利得税の三新税法案要綱は十日大蔵省から発表した。これらについてその概要を説明する。

第一章 財産税

財産税は破綻に直面している我国財政経済を再建せんがため、国民の財産について高率の累進税率により一回限りの課税も行ひ、もつて巨額の歳入を確保して財政上の収支の均衡を図ると共に、併せてインフレーション防止に資せんとするものである。以下節を分ちて、総則、個人財産税、法人財産税、財産の評価、申告申請、調査及決定、財産調査委員会、審査、訴願及訴訟、徴収、雑則及び罰則並びに附則と草案の順序に従つて説明する。

第一節 総則

一 納税義務者

財産税は個人、法人共に課税せられる。即ち其納税義務者は個人にあつては調査期日に於いて本法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人及び本法施行地に財産を有する個人である。又法人にあつては調査期日に於い

て本法施行地に本店若くは主たる事務所を有する法人及び本法施行地に財産を有する法人である。右の調査期日を何時にするかは未だはっきりと決められていない。

財産税施行のため新通貨の発行が企図されていること、昨年フランスが行った財産税でも六月四日から十五日迄を新旧通貨の交換期間とし交換の最終日たる六月十五日を以て財産税の調査期日としたことに稽へても来るべき新旧通貨の切替の日を財産税の調査期日とするものと考へられる。草案では別に命令を以て定めることになっている。

調査期日に於いて本法施行地に住所を有し、又は一年以上居所を有する個人は調査期日に於いて有する財産の全額に対して財産税を課する。但し日本の国籍を有しない者、即ち外国人については調査期日に於いて本法施行地に有する財産に対してのみ財産税を課する。本法施行地に住所若しくは一年以上居所を有しない個人で、本法施行地に財産を有するものは調査期日に於いて本法施行地に有する財産に対してのみ財産税を課する。この場合は日本人、外国人共に同様に取扱はれる。こゝに住所又は一年以上居所を有するといふのは所得税法の場合と同様である。最近大陸等から引揚げて来た人は現在の国際情勢等よりみれば住所を内地へ移したと考ふべきであらうから、終戦後引揚げて来た人も調査期日に本法施行地に住所を有するものとして全部の財産について財産税を課する。本法施行地といふのは財産税法を施行する地域のことであるが、一言にしていへば内地といふにほゞ等しい。

次に調査期日に於いて本法施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人は、日本の国籍を有つた人でも本法施行地に有する財産についてのみ課税せられ在外財産については課税しない訳であるが、これ等財産についても政府から補償を受け又は政府の補償によって利益を受けるならば応分の財産税負担も相当と思はれるので、これらの場合所有者が調査期日後三年内に引揚げて来たときは右の在外財産は調査期日に本法施行地に在つたものと看做すことになつ

ている。尤も此場合の申告等については命令で別段の定めがなされることになっている。

調査期日に於いて施行地に本店若くは主たる事務所を有する法人に就ては調査期日に於いて有する財産の全部に対して財産税を課する。その他の法人については調査期日に於いて本法施行地に有する財産に対してのみ財産税を課する。ここに法人といふのは、会社は素より民法第三四条の公益法人も含むのであるが、更に法人に非ざる社団又は財団についてもこれを法人と看做して本法を適用することゝなっている。

所謂人格なき社団、財団については法律論としては種々論議されながらも成文法としては僅かに民事訴訟法第四十六条にその存在を認められているだけで、その他の法律には何れもこれに関する規定がなく税法といへども従来はその例にもれなかつた。従つて所得税等についてもその取得を個人の所得として課税し、時に無理な解釈を免れなかつたのであるが、今回の財産税に於いては人格なき社団又は財産に対する課税も相当予想されるのでこれら社団、財団も本法の適用については法人と看做すことゝなつた。

二 財産の所在

調査期日に本法施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人等調査期日に於いて本法施行地に有する財産に対してのみ財産税の課税を受けるものにとつては、その有する財産が本法施行地にあるかないかといふことが財産税の課税を受けるか受けないかといふことの分れ目になるので、財産の所在をどう見るかといふことが大きな問題となつて来る。動産、不動産及び不動産上に存する権利については、当該動産又は不動産の所在する場所が財産の所在する場所であり、船舶については船籍の所在する場所が、船舶の所在する場所とされる。その他の財産については命令を以て別段の定めをなす場合の外、権利者の住所地にあるものとする。別段の定めをなす場合といふのは、例へば、鉱業権につい

ては鉱区のある場所、漁業権については漁場の在り場所を財産の所在の場所とするであらうし、預金については預け先たる銀行の営業所の所在地をその所在の場所とするのであらうが、これらのことは命令を以て定めることになつてゐる。

三 財産の帰属

信託財産のやうに委託者、受託者、受益者がそれぞれ或る種の権利をもつて居る場合、生命保険契約の如く契約者あり、被保険者あり、保険金受取人ある場合等に就ては、これらの財産を誰の財産として課税するかと問題になる。そこで草案に於いては信託財産に就ては、受益者がこれを有するものと看做すことになつてゐる。この場合受益者が二人以上ある時には、各受益者がその受ける利益の占める割合に応じて信託財産を有するものと看做す。受益者が不特定であるか、又は未だ存在しない時には委託者が受益者と看做す。但し信託契約に於いて委託者が受益者変更権を留保してゐる場合に於いては、右に拘らず信託財産は委託者がこれを有しているものと看做す。又公益信託については、信託財産を法人に非ざる財団、受託者をその財団の代表者と看做すことになつてゐる。併し合同運用信託については以上の扱ひによらず、財産は信託会社がこれを有するものとし当該信託に関する権利は受益者がこれを有するものと看做される。この場合受益者二人以上ある時には各々その受ける利益の占める割合に応じて当該信託に関する権利を有するものと看做され、受益者が不特定であつたり、或は存在しなかつた場合には委託者が受益者と看做し、又委託者が受益者変更権を留保した場合には右に拘らず委託者が権利を有するものと看做すことは信託財産の場合と同様に取扱ふ。ここに合同運用信託というのは普通の金銭信託のことであるが、投資信託も合同運用信託として取扱ふものと解する。

次に調査期日に於いて未だ年金支払事由発生せざる郵便年金契約、未だ契約金の給付を受けざる無尽契約、未だ保

險事故發生せざる生命保険契約については原則として契約者が当該契約に関する権利を有するものと看做す。(以上第一回)

第二節 個人財産税

一 無制限納税義務者の場合

課税価格調査期日に於いて本法施行地に住所又は一年以上居所を有する個人(外国人を除く)は、その有する財産が国内に在る財産たると在外財産たるを問はず、全財産に対して財産税が課税せられるのであるが、この場合、課税価額は調査期日に於ける財産の価額から債務金額(公課を含む)を控除したる金額による。戸主及び同居家族の財産はこれを合計して財産税の課税を受けることになるのであるが、若しその一人が債務超過となつてゐるときは、その債務超過額は他の人の財産から控除することゝなつてゐる。右以外の個人は調査期日に本法施行地に有する財産に対して財産税を課するのであるが、この場合の課税価格は調査期日に於いて本法施行地に有する財産の価額から、その財産にかゝる公課、その財産を目的とする質権、抵当権等を以て担保せらるゝ債務等その財産に関係ある債務を控除した金額による。

二 調査期日前一定期間内に贈与等の場合

調査期日前一定期間内に贈与、寄附行為又は隠居等による財産を留保した家督相続があつた場合には、その贈与財産、寄附財産又は相続財産の価額は贈与者、寄附行為者又は被相続人の財産に加算し、受贈者、寄附行為者によって設立した財団法人又は相続人の財産の価額から控除せられる。即ち調査期日前一定期間内になした贈与等は贈与等しなか

つたと同様の扱ひで課税する訳であるが、これは贈与等によって財産税負担の軽くなることを阻止して、負担の公正を期せんとするものである。従つて、何時からの贈与等についてこの規定を適用すべきかといへば財産税等の問題が略々一般に周知された時期以後のものについて適用すべきで、大体昨（昭和二〇）年十二月一日以後の贈与等が此の扱ひをうけることに考へられている。而して受贈者、財団法人、相続人は贈与者、寄附行為者、被相続の財産（その）の中その受けた財産の価額の占める割合に応じて財産税を納付する義務を負い、贈与者、寄附行為者、被相続人は受贈者、財団法人、相続人が納付する財産税について連帯納付の責任を負ふことになっている。贈与財産又は相続財産に相続税法第二三条によつて相続税を課する時は、相続税額に相当する金額を控除したものを加算又は控除する。

例へば、甲なる人が百万円の財産中五十万円をこの一月に息子の乙に分けたとする。調査期日に於ける甲の財産は五十万円、乙の財産は五十万円といふ訳であるが、この規定で甲の財産百万円、乙の財産は零と看做され、甲の百万円に累進税率を適用して税額を計算する。百万円中五十万円は乙が贈与を受けたのだから右の税金の半分は甲、半分は乙が納税義務を負ふ。同時に甲は乙の税金について納税義務を負ふことになる。尤もこの場合は相続税法第二三条の規定でこの贈与を受けた五十万円には相続税を課するから、右の加算する金額は相続税も差引いた額である。この規定はしかし真に贈与した場合のことで贈与もしないのに贈与したとして税負担を軽減したとすれば、それは詐欺不正の行為で脱税した訳であるから、斯うした場合には後述するやうに懲役又は罰金の重い罰を課することとなる。

なお、右の扱ひは贈与者による負担軽減を阻止することを目的とするものであるから、かゝる虞れのない寄附金で、政府に於いて必要ありと認むるものについては後述の財産審議会の諮問を経て、この扱ひを適用しないことゝなっている。尚、贈与の形式に依らず不当に低い対価で財産を譲渡して贈与と同じ効果を収めようとすることも考へら

れるので、かゝる場合に於いてはその対価と時価との差額は贈与があつたものと看做すことになつてゐる。

三 非課税財産

財産税は原則として全財産に課税する訳であるが、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他これに準ずべきもの、その他命令を以て定むる財産に対しては課税しない。通常生活に必要なとは何の程度と解すべきか、買溜品が入らないことは勿論であらうが、又通常必要なといふのは普通の生活に普通に必要だと解すべきであらうから、生活程度も或る程度は考慮されようが、金満家の贅沢な家具、什器等の全部を之に含むとは解すべきではなからう。

次に、其他命令を以て定むる財産の内容は勿論未だ明かでないが、例へば、墓地等も非課税財産とすることは固よりであらう。

昭和十二年の所謂馬場案の財産税法案では、公用又は公共の用に供する財産を原則として非課税としてゐたが、馬場案の如き毎年低率で課税する財産税と今回の如く一回限り高率で課税する財産税とは本質的に相違があり、調査期日に偶々公用又は公共の用に供してゐたからと云つて明日どうなるか判らぬものを非課税とすべきか否かには多分に問題があらう。又馬場案では家宝を非課税としてゐたが、何を家宝といふかは明かでない。

その家にとっては記念物として非常に貴い物ではあるが、他所へ出しては値打ちのないものといふなら、敢て非課税財産としなくとも評価の際価額零とされようし、何処へ出しても値打ちがある、従つて家宝だといふものを非課税としたら変なものであらう。馬場案は又国宝等を非課税としてゐたが、国宝といっても処分し或る程度の制限があるだけでそれも矢筈しく制限するのは海外への持出しで、国内の処分はさして制限しないのであるから、今回の財産税の如き場合には、之を非課税とすることは消極的に考へるべきであらう。

四 控除

個人財産増加税を課するものについては財産増加税額は課税価格から控除する。又命令を以て定むる預貯金その他の債権については命令を以て定むる割合を乗じた金額を控除することになっているが、その割合は概ね二割程度と考へられている。何をもって命令を以て定むる預貯金等とするか、長期性のものが入ることは先づ当然であらうが、短期性のものを入れるか否かは理論的に課税技術的に研究の余地があらう。

戦争に起因する死亡又は傷害によって一時恩給、救恤金等の支払ひを受けた人には、それに相当する金額を課税価格から控除する。戦災者については一世帯につき一万円を課税価格から控除する。

右の各種控除の外に戸主又は同居家族一人について二千元宛を課税価格から控除する。戸主も二千元、家族も一人について二千元控除される。所得税のやうに妻、扶養家族に限定する訳ではない。これらの控除を受けようとする人々は何れも財産の申告と同時に控除の申請をしなければならぬ。

五 免税点

課税価格が二万円以下の時には、財産税は課税しない。前述の控除を受ける人については、控除後の金額が二万円以下の時は課税しない。戸主及び同居家族の財産は、合算して二万円以下であるか否かと決められる。二万円は免税点で所謂基礎控除ではない。従って二万一千円の人は二万一千円の全部に税率を適用するのであって二万一千円から二万円を差引いた一千元に税率の適用がある訳ではない。

六 税率

個人財産の税率は、左の超過累進税率になっている。

三万円以下の金額	百分の十五
三万円を越ゆる金額	百分の十五
五万円を越ゆる金額	百分の二十
七万円を越ゆる金額	百分の二十五
十万円を越ゆる金額	百分の三十
二十万円を越ゆる金額	百分の三十五
五十万円を越ゆる金額	百分の四十
百万円を越ゆる金額	百分の四十五
二百万円を越ゆる金額	百分の五十
五百万円を越ゆる金額	百分の五十五
千万円を越ゆる金額	百分の六十
二千万円を越ゆる金額	百分の六十五
五千万円を越ゆる金額	百分の七十

戸主及び同居家族の財産は合算して税率を適用する。二万円以下の場合には財産税は課税しないが、二万円を超える場合、例へば、二万一千円にはその金額は百分の十の税率で課税せられ、二千百円の課税を受けることになる。しかしかうなると税を納付した後の財産は一万八千九百円となって二万円の人に比較すると一千円財産が多かったために課税後の財産は逆に千円少なくなるといふ不合理が生れる。そこでかういふ不合理を避けるため右の税率を適用

して算出した税額が、課税価格中二万円を越ゆる金額を超過する時は、その超過額に相当する税額を免除することになつてゐる。

即ち、前の例によれば税率を適用して算出した二千百円中千円は免税して、實際納める税金は千円である。これによつて納税後の財産額は常に二万円以下にはならない訳である。

七 戸主及び同居家族

本法に於いて戸主及び同居家族とは、常に調査期日の現況によることになつてゐる。但し特別の事情ある場合に於いては命令を以て別段の定めをする。

例へば、一時妻子を疎開させているやうな場合には、それは同居家族と考ふべきであらうし、又従来別居してゐた家族が、戦災等のため巴むを得ず一時同居してゐるような場合には、同居前の状況によることとなるものと考へる。

(以上 第二回)

第三節 法人財産税

一 課税価格

本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人については、調査期日に於いてその有する財産の全部に対して財産税を課するが、この場合の課税価格は調査期日に於ける財産の価額から債務金額及び払込株式金額又は出資金額の合計金額を控除したる金額による。公益法人等払込株式金額又は出資金額のない場合には、財産の価額から債務金額を控除した金額を課税価格とする。右の法人が解散して調査期日までに清算が終了しない場合には、その課税価格は

調査期日に於ける財産の価額から債務金額及び命令の定むる所によって計算した株式金額又は出資金額の合計額を控除した金額によることになっているが、例へば、調査期日以前に残余財産の分配をなした場合に於いては、払込株金又は出資金が先ず分配されたものとして取扱ふことになるものと考へる。

例へば、払込株式金額百万円の会社が解散して調査期日前に五十万円を分配、残余財産がなお七十万円ある場合にはこの中にある払込株式金額は五十万円、残りの二十万円を課税価格として計算すべきであらう。

右以外の法人については、調査期日に於いて本法施行地に有する財産に対して財産税を課するのであるが、この場合の課税価格は、調査期日に於いて本法施行地に有する財産の価額からこれら財産に係る債務及び命令の定むるところにより計算した払込株式金額又は出資金額の合計額を控除した金額による。控除される債務は個人の場合と同様である。控除される払込株式金額又は出資金額は、本法施行地にある財産に対応する払込株式金額又は出資金額であるべきであるから、会社の払込株式金額が百万円、本法施行地に在る財産が五十万円とすれば、資産接分に依り二十五万円だけが払込株式金額として控除されることにならう。

二 調査期日前一定期間内に寄附をなした場合

法人が調査期日前一定期間内に寄附をなした場合には、その寄附金は原則として否認せられ、その法人は寄附をなさなかつた場合と同様の課税を受ける。そして寄附を受けたものは法人の財産中、その受けた財産の価額の占める割合に依りて、寄附した法人が納付すべき法人財産税について連帯納付の責任に任ずることになっている。どうせ財産税を課税されるならいっそ寄附としていい顔でもしようといふやうなことを阻止するのが主たる目的であるから、政府の必要と認められた寄附金について財産審議会の審議を経て、右の取扱ひをなさずに済みます場合のあることは個人財産

税の場合と同様である。

三 非課税法人

都道府県、市町村、水利組合等の公共団体には法人税は課税されない。但し調査期日前一定期間内に、個人から寄附を受けて贈与に対する特別扱ひによつて財産税の課税を受ける場合には、これら公共団体と雖も納税の義務を負ふことになっている。又調査期日前一定期間内に法人から寄附を受けた場合には、これら公共団体も前述の連帯納付の責に任ずる。

四 非課税財産

法人財産税は現在法人税又は特別法人税を課税されている会社、産業組合等の外、現在法人税も所得税も課税されていない公益法人、宗教法人等に対しても課税せられるのであるが、此等公益法人、宗教法人等について其の全財産に課税することは適當でないので、公益法人が学校、図書館、病院その他公益の用に供する財産で命令を以て定められたもの、寺院、教会等の宗教法人の礼拝、教義の宣布、儀式の執行等に供する財産その他命令を以て定める財産は、課税財産として財産税を課税されないことになっている。如何なる財産が命令で非課税財産とされるかについては目下研究が重ねられているが、何れにせよ、公益法人等が基金等として持っている公債、預貯金等や例へば、寺院等が貸家を持つてゐたり田畑を小作に出したりする場合のこれ等貸家、田畑等は課税されることゝならう。

五 免税点

会社等の営利法人の特別法人税を課せられる法人については、財産の価格から債務金額を控除し、更に払込株式金額又は出資金額を控除した残額が課税価格とされるから、特に免税点の定めはなく、従つて其課税価格が幾ら小額で

も課税を受ける訳であるが、公益法人、宗教法人等出資といふことのない法人については、その課税価格が三万円以下の際は法人税を課税されないことになっている。

六 控除

法人戦時利得税を課税せられる法人については、法人戦時利得税額は課税価格から控除される。

七 税率

法人財産税の税率は左の通りである。

- (一) 法人税を課せられる法人 但し、宗教法人その他命令を以て定むる法人(例へば、労働組合)を除く積立金に相当する金額百分の二十、その他の金額百分の三十
- (二) 特別法人税を課せられる法人 積立金額に相当する金額は百分の十五、その他の金額百分の二十五
- (三) 右以外の法人 課税価格百分の十
- (四)、(五)に於いて其の他の金額といふのは財産税のための財産評価に当って現れて来る謂はゆる含み資産に相当する金額のことであるが、これと積立金に相当する金額との間に、税率に差等があるのは、後者については一応法人税が課税されていること、後に附則の項で説明する如く、財産税納付のため前者について評価換をして益金を出してもこれに対しては法人税等を課税しないこと等に顧みて、税率に相当の差等を設けることが適当と考へられたからである。

次に右の積立金額は法人戦時利得税を納付する法人については調査期日に於ける積立金額から法人戦時利得税額を控除した金額によることになっている。戦時利得税は積立金を崩して支払はるべきものとの意である。免税点の

規定の適用を受ける法人については税率を適用して算出した税額が価額中三万円を超ゆる金額を超過する時はその超過額に相当する法人財産税を免除されることは個人財産税の場合と同様である。

八 合同運用信託等に対する特例

信託会社又は信託業務を営む銀行については合同運用信託の信託財産はその固有の財産と区分して計算される。即ち、信託勘定に属する財産の価額から謂ゆる信託債務の金額を差引いたものが合同運用信託の信託財産の課税価格とされて、これに対しては百分の二十の税率によつて法人財産税が課せられる。通常信託勘定に於いては財産の価格と信託債務の金額とは常に相等しく、こゝにいふ課税価格に相当するものは貸借対照表等に現れていないが、今回は財産について調査期日現在で評価を行ふから、含み資産があればそれが課税価格として現れて来る訳である。尚この分に対する税率は積立金額に相当する金額と同じになっている。序に注意すれば合同運用信託以外の信託の財産は、前述の如く受益者又は委託者が信託財産を有するものと看做されるから、信託会社等の財産にはならない。尚謂ゆる投資信託も合同運用信託の一種と考へられている。生命保険又生命保険会社の保険契約に基づく配当準備金は契約者のために積立てた金で、保険会社の積立金ではないとされているが、其幾何がどの契約者の財産と特定している訳でもなく、従つて契約者の財産として個人財産税を課税することも出来ない。財産税の課税に当つてはこれを保険会社の財産としその積立金として取扱ふことになっている。従つてこの分についても百分の二十の税率で課税がなされる。

第四節 財産の評価

一 評価基準の法定・財産税審議会・不動産評価委員会の設置

財産の価額を如何に評価するかといふことは、財産税の課税に當つて最も重要なことであるが、殊に現在のやうに価格の体系が目茶苦茶になつてゐて米が一升八十錢であつてみたり、五十円であつてみたりする時、如何なる物指しで評価をするかは最も困難な仕事である。例へば、免税点が低いとか高いとかいつても、その前提となる評価を如何なる基準で行ふかによつて議論は全然喰ひ違つて来る。そこで、今回の草案の財産の評価については、その基本的なことを法律に規定し、命令を以てこれを補足する外、中央に財産税審議會を設置して評価等に関する基本的事項について審議を求め、なお各財務局長毎に不動産評価委員会を置いて、不動産に関する審議を求むる外、更に各税務署に個人財産調査会及び法人財産調査委員会を設けて各人の課税価格は、これら調査委員会の議を経て決定することになつてゐる。

二 評価の基準

今、法律の中に規定されている評価の基本となる事項を説明すれば、先づ各財産の価額は、原則として調査期日に於ける時価によることになつてゐる。併し、本法施行時にある土地又は家屋の価額は、その賃貸価額に別に定める倍数を乗じた金額によることになつてゐる。

三 借地権の場合・倍数適用

又、借地法に規定する借地権の価格は、その目的のたる土地の賃貸価額に別に定める倍数を乗じて算出した金額によることになつてゐる。

倍数による制度の採用は馬場案の財産税の例になつたのであるが、これによることが技術的に簡便であり、又これによるもさして不都合なしと考へられたためである。これら倍数は状況類似する区域内に於ける標準となるべき土

地若くは家屋の時価又は借地権の時価の各その賃貸価格に対する倍数をとつてこれをその区域全体の土地、家屋等に利用しようとする訳であるが、これらの区域の範囲及び倍数は各財務局に設けられる不動産評価委員会に諮問して政府が定めることになっている。

この区域は課税上の手数等からみれば出来るだけ広い区域であることがよく、出来れば各郡市を一区域として同一倍数を適用する「やう」になつて欲しいが、賃貸価格と時価とが同じ関係にある訳でもないし、又現在の賃貸価格が決められてからも既に相当の年月が経つてゐるので必ずしも郡市一区域とは行き兼ねる事情もあらうと思はれる。結局右の要請と実際の状況とを適当に考へ合せて区域の程度の如きも適当に定められるべきものと思ふ。

四 地上権及び永小作権の場合

地上権及び永小作権の価格は、土地の価額に対し別に定める割合を乗じて算出した金額によることになっているが、この割合も亦、不動産評価委員会に諮問して政府が定めることになっている。

この不動産評価委員会は、所得税法の所得審査委員並に相続税法の相続税審査委員の中から互選せられたもの、学識経験者等を以て組織されることになっている。

土地、家屋、借地権、地上権、永小作権の価格は、右の如く倍数、割合等までなるべく画一的に評定することになっているが、却々さう行き兼ねる場合も考へられるので、政府に於いては特別の事情ありと認むるときには、以上の取扱ひによらず時価によつて価額を決定することが出来ることになっている。

五 借地権等も伴う土地の価額の評価

又、借地権、地上権、永小作権等を伴う土地の価額は、これら土地の上に借地権等のなかつた場合の価額から、借

地権等の価額を控除した金額によることになっている。

田畑の価格については農地調整法による価額と、財産税課税の場合の価額とがどういふ関係に立つか、農地調整法では安く評価され、財産税の場合には高く評価されてはたまらないといったことから、各方面の関心がこれに向けられているやうであるが、これら価額は略々同じ時期に等しく政府によって決められる訳であるから、関係当局に於いてそれ／＼緊密な連絡の下に両者の評価が区々とならぬやうに十分考慮されることと思ふ。勿論評価の時期が全く同じではないから、その間経済上の動きがあれば多少の喰違ひはないとはいへないが、少くも評価の物指しは同じでなければならぬ。右のやうな関心が持たれるのも所謂呼び声として、地方で称へられてゐる田畑の価額が農地調整法から考へられる価額に比して相当高いことからであらうが、たとひ担当の省は違つても十分連絡して喰違ひのないやう考慮されるものと信ずる。

六 戦災を受けた土地の場合

戦災を受けた土地の価額評価も却々困難な問題であるが、現在の状況、将来の見通し等各種の要素を併せ考へた上、適当に評定せられるべきものと考へられる。

七 公債、社債、株式等の場合

公債、社債、株式等で、取引所の相場のあるものゝ価額は、調査期日前一定期間の取引所の相場の平均額によることになっている。

取引所の相場のない株式、出資等の価額は、当該会社、組合の調査期日における資産及び収益の状況並に類似する法人の株式等の取引所の相場等を参酌して評定される。

八 外地株等の場合

外地株等の価額は、賠償問題、在外資産に対する政府の補償の問題等が決らない限り、その評定は殆ど不可能である。従つて、課税価格決定の時期までに一定の目安がつかないとすれば、これら株式は一応別問題として、課税価格を決定して置き、これらの問題がはっきりした時、適當なる評価によつて改めて追加決定する外方法はないのではないかと思ふ。(以上 第三回)

九 定期金、郵便年金等の給付権の場合

定期金、郵便年金又はこれらの性質を有する給付をうける権利の価額は、

(一) 有期のものについては、その残存期間にうくべき給付金の合計額を大蔵大臣の定める利率によつて複利計算を以て現在価格に換算した金額を以てその価額とする。但し一年間にうくべき金額の二十倍を限度とする。

(二) 無期のものについては、一年間にうくべき金額の二十倍を以てその価額とする。終身のものについては、一年間にうくべき金額に目的とされる人の年令に應じて一定倍数を乗じて算出した金額を以て、その価額とする。

右の考え方は現在相続税で行はれているところと稍異なるが、相続税の倍数は財産税にそのまま使ふのは適當でないと思へられている。(尚序に言えば前述の永小作権、地上権の評定方法も、現在相続税で行はれているところとは稍異なる。)

調査期日に於いて年金支払ひ事由の発生しない郵便年金、契約金の給付をうけない無尽契約、保険事故の発生しない生命保険の契約に関する権利の価額は、調査期日までに払込まれた掛金又は保険料の合計額に一定割合を乗じて算出した金額によることになっている。

その一定割合は、命令を以て定めることになっているが、例へば、生命保険契約に関する権利については、責任準備金の保険料に対する割合等を考慮して定むべきものと考へる。

十 本法施行地外にある財産等の価格

調査期日に於いて本法施行地外にある財産その他命令をもって定める財産の価格等の算定については命令を以て別段の定めをすることになっているが、例へば在外財産は外地株と同様の取扱ひを受けることになるであらうし、又国内にある設備等でも賠償として外国へ移されるものゝ価格は、これに対する政府の補償額等を基準として決めるべきものと考へられる。

以上が法案に決められている財産評価に関する基本事項の概要であるが、その他時価の算定に関し必要な事項は命令を以て定めることになっている。

十一 債務及び公租公課の扱

又昭和二十一年分の所得税額（源泉課税によるものを除く）及び営業利得に対する臨時利得税額は、個人の課税価格の算定に当って債務と看做すことになっている。調査期日迄にこれら賦課課税に依る租税の決定が終っていないと法律では債務といひ得ない。しかし、これらは何れも前年の実績を基準として居り、財産価格決定には控除するを適当とするので債務と看做すこととされたのである。尚同じやうな租税ではあるが、営業税は地租、家屋税との均衡もあり、又所得税等とは少し性質を異にするので、昭和二十一年分税額は債務と看做されない。

十二 その他評価上問題となるもの

尚此の際、財産評価に当り問題となる一、二の点を補足すれば、評価の最も困難な問題の一つは、企業の機械設備

等の評価である。

草案には、単に時価に依ると規定されているが、それだけに含みの多いものになっている。此の場合、再生産価格が一の基準となることは勿論であるが、現在の如き経済転換の時期に於ては、独り之のみに止らず、事業の将来の見通し、今後の収益見込等も併せて勘案せらるべきで、おそらく併行して行はれると思はれる。軍需補償のための評価等とも緊密に連絡して、適当になさるべきものと考へられる。

次に法人税等に於いては、戦争保険の保険金、企業整備による設備等の譲渡代金、出資等について圧縮記帳を認めていたが、財産税に於いては、その本来の価額に依って評価されることは勿論で、この点は同じ新税法でも、戦時利得税の場合と異なる。後者については後述する。

第五節 申告、申請、調査及び決定

一 申告及び申請

個人にあつては個人財産税を納める義務ある者は調査期日後三十日以内に調査期日に於ける財産の種類及び価額その他必要な事項を政府に申告することになっている。預貯金等に関する控除、戦争に起因する死亡又は傷害による一時恩給等に相当する金額の控除、戦災者の控除、戸主又は同居家族一人につき二千円の控除を受けようとする者は、右の申告と同時にその控除申請書を提出することになっている。申請書を提出しないと控除は受けられない訳である。法人にあつては法人財産税を納むる義務ある者は、調査期日後三十日以内に調査期日に於ける財産目録、貸借対照表その他必要な書類を添付して、その課税価格を政府に申告することになっている。尚法人は、課税価格のない場

合にも申告することになっている。

二 課税価格の決定

財産税の課税価格は原則として個人財産税に就いては個人財産調査委員会、法人財産税に就いては法人財産調査委員会の調査によって政府に於いてこれを決定することになっている。その手続は概ね現在の所得税に於ける所得金額決定の場合と同様である。財産調査委員会閉会後課税価格の決定に脱漏のあることを発見したときは、昭和二十五年末迄は、財産調査委員会の調査に従って追加決定をなし得る。又財産調査委員会閉会後、納税義務者が課税価格決定について脱漏のあることを申出たときは調査委員会の議を経ないで政府に於いて決定し得る。この辺のことも取〔所〕得税の場合と同様である。

第六節 財産調査委員会

財産調査委員会は、個人の課税価格を調査するため個人財産調査委員会と、法人の課税価格を調査するため法人財産調査委員会とを、夫々一つ宛各税務署所轄内に置くことになっている。個人財産調査委員会の組織、調査委員及び補欠委員の選挙資格並に被選挙資格、選挙の方法、調査会の議事の方法等は概ね所得税に於ける所得調査委員会の例に準ずることになっているが、今考へられている二、三の相違点についてだけ述べれば、所得調査委員会は一税務署所轄内でも郡部と市部とに分けて、各異った委員会を置いている場合があるが、個人財産調査委員会に於いては郡部、市部を合せて管轄する税務署でも一つの調査委員会を置くことになっている。

所得調査委員会の場合は、選挙区は所得調査委員会を置くべき区域となっているが、個人財産調査委員会では、調

査委員が一部の地域からのみ選出されることを避けるために選挙区域を郡市の区域によることが考へられている。

次に法人財産調査委員会であるが、これも大体個人財産調査委員会と同様であるが、この方は選挙区域は個人財産調査委員会の場合と違って法人財産調査委員会を置くべき区域を以て一選挙区とすることを考へている。

法人財産調査委員会にあっては、法人の代表者が調査委員会及び補欠委員を選挙し又は調査委員若くは補欠委員に選挙せらるゝのであるが、国税滞納処分を受けたる後一年を経ない法人の代表者は無資格と考へられている。又、法人は選挙に関する代表者一人を定めて政府に申告することになっている。

この場合個人財産調査委員の選挙、被選挙資格に関する欠格条項に該当する者は、法人の選挙に関する代表となるを得ないことになっている。法人は原則としてその本店又は主たる事務所の所在地に於いて決定を受ける訳であるから、その所在地を所轄する税務署の調査委員会に調査委員又は補欠委員を選挙し又は調査委員若くは補欠委員に選挙される。この場合その選挙に関する代表者の住所は必ずしもその税務署の所轄内にあることを必要としないものと考へられている。

第七節 審査、訴願及び行政訴訟

一 審査

政府の通知した課税価格に対して異議のある納税義務者は、個人にあつても法人にあつても、その通知を受けた日から三十日以内に不服の事由を具して政府に審査の請求をなすことが出来る。尤も此場合と雖も税金の徴収は猶予されない。審査の請求があつた時は、財産審査委員会の決議によって政府においてこれを決定する。財産審査委員会は

財務局高等官中から大蔵大臣の命じた者三人、財務局所轄内各道府県において個人財産調査委員及び法人財産調査委員の各區別に互選した者各一人、但し、東京都及び大阪府にあっては各二名、北海道にあっては四人を以て組織される。概ね、所得税の所得審査委員会と同様に考へられている。

二 訴願及び行政訴訟

財産審査委員会の決議によって政府の決定したことに不服のある者は更に大蔵大臣に訴願をするか又は行政裁判所に出訴することが出来る。大蔵大臣の訴願に対する裁決、行政裁判所の判決は最終的なものであってこれに対しては争ふことは許されない。

第八節 徴収

一 普通の場合

個人財産税は昭和二十二年二月二十八日限、法人〔財産〕税は同年一月三十一日限で一時に徴収することを以て原則とする。財産税は現金の外、国債を以て納付することも出来ることになっているが、この納付に当て得る国債の種類及び収納価額は、大蔵大臣が定めることになっている。収納価額は納付の時期に於ける時価によるものと考へられている。

二 概算による決定及び徴収

現在のインフレ進行等の状況に顧み、財産税の徴収は出来るだけ速かになされることを必要とするのであるが、一面税務の技術的な点を考へると、正式に課税価格を決定してその税金を徴収しようとするれば、どうしても前述のやう

に昭和二十二年の一月又は二月にならざるを得ない。

それでは財産税創設の目的の一半が失はれる惧れがあるので、草案に於いては政府が特に必要ありと認める時は納税義務ありと認むる者の個人財産税については財産の申告、後に述べる預貯金等の申告、土地家屋に関する資料等確實なものを基礎として、課税価格を概定し、その概定額から計算した税額の八割程度以内の財産税額を、正式の手続による課税決定前に金銭又は国債で徴収することが出来るといふ制度を設けることを考へている。尤もこの徴収税額は、納税義務者の調査期日に於ける金銭、預貯金、国債等の額に一定割合を乗じた金額を超え得ない。その割合は八割程度といふことが考へられる。かうして徴収した税金は、後日正式の手続によって課税価格を決定したときは、その課税価格から算出した個人財産税に充当し、不足があればその不足額を普通の手続で徴収し、超過金がある時はその超過額は課税価格の正式決定後直ちに還付することになっている。この場合は還付金額には後述する延納の場合徴収する利子の二倍程度の利率で計算した利子を附することが考へられている。

又概算により財産税を徴収する場合に於いては、少くとも納期日十五日前にこの旨を納税者に知らせることになつてゐる。この制度は個人財産税及び個人財産増加税についてのみ考へられているのであって、法人に関しては法人財産税、法人戦時利得税とも考へていない。法人にあっては所謂封鎖預金等の形である場合を別にすれば、特に余分の資金が手許にあることも余り考へられないし、又法人戦時利得税については財産税のやうに全部の納税者に対し同一の納期といふ制度を設けないうで調査の出来次第順次決定して出来るだけ早く徴収することを考へている。(以上 第四回)

三 物納及び延納

個人財産税及び個人財産増加税の税額の合計額が、納税義務者の調査期日に於いて有する金銭、預貯金、国債等の財産の価額に命令を以て定むる割合（大体八割程度と予想されている）を乗じて算出した金額を超える時は、その超過額につき納税義務者は土地、家屋その他命令を以て定むる財産による物納を求め又は税金に相当する担保を提供して四年以内を限って延納を求めることが出来る。物納に充て得る財産として土地、家屋以外に何を命令を以て定めるかは目下、研究を重ねているが、例へば立木、市場性のある有価証券等は先づ物納財産に認められるものと考へる。次に法人にあっては前述したやうに原則として特に余分な資金を持っていることは考へられないから、個人の場合のやうに調査期日に於ける現金の八割程度といふやうなことは言はないで、法人が金銭又は国債を以て納付することの困難な時は、土地家屋等による物納を認めることに考へられている。

右の外、法人については物納を以てしても財産税納付の困難な時は、財産税の納付に代へて当該税金を株式又は出資に転換し転換の限度に於いて資本増加を決議することによって納税をする道が開かれている。この制度は昨年フランスで施行された財産税でも採用している所であるが、いはゞ政府が、会社に持っている租税債権を現物出資して会社に増資させる訳である。会社は此場合その出資額に相当するだけの金額につき資産の評価替へをして益金に計上することになる。考へ方によればそれだけ会社の資産内容が悪くなつて将来の経営に悪影響があるのではないかと考へられないでもない。しかし現在の会社の資産内容は極めて区々であつて、物価の安い時期に機械設備を造つた会社と最近物価が高くなつてから機械設備を造つた会社とは、記帳価格は同じでもその資産内容は全然異つている。従つて戦争中は個別価格制度により、それぞれ記帳価格を基礎とする適正利潤を認める方法等をとつて来たのであるが、個別価格制は順次廃止されている。更に価格統制の廃止される将来を考へると、価格は総べて単一価格となる訳で、

さうした場合には内容のいゝ会社は内容の悪い会社に比して非常に有利な立場に立ち、新設会社は大部分古い会社とは殆ど競争し得ないことゝならう。財産税が斯る含み資産に課税せられ、含み資産の一部が評価替へされて益金に計上をされることは、内容のいゝ会社、悪い会社の立場を税額だけ平衡化の方向へ進ませる程度であるから、このため特に会社の内容が悪くなるものとは考へられない。

次に、一定の法人にあつては、税額に相当する担保を提供して二年以内に限り延納を求め得ることになっている。この場合命令でどういふ法人に延納を認めるかは目下研究中である。形としては会社となっているが、実際は個人と大して変りないやうな小さな法人についてこの延納の制度を先づ適用することを考へられている。

尚この資本増加の決議は政府の認可を受けなければその効力を生じないことになっている。物納又は延納を求めようとする時は、課税価格の決定を受けた後三十日以内に政府に申請する必要がある。政府は納税義務者の財産の状況によつて金銭及び国債による納付が容易であると認めた時には、物納又は延納を許可しないことが出来る。又納税義務者の物納に充てようとする財産の管理処分が不適當と認められる時は、その変換を命じ又は物納を許可しないことが出来る。しかし、かうした場合には個人財産税については、個人財産調査委員会、法人財産税については、法人財産調査委員会の諮問を経て処分を決定することになっている。延納を許可した場合には延納税金に対しては大蔵大臣の定むる利率によつて計算した利子を徴収される。延納税金は個人財産税については毎年二月及び九月、法人財産税については毎年一月及び八月に徴収することになっている。なお、物納、延納等の申請があつた場合には、その申請に関する処分の確定するまで政府は税金の徴収を猶予することができる。

四 その他

法人が解散した場合に財産税を納付しないで残余財産を分配した時には、清算人及び残余財産の分配を受けた者は連帯してその財産税を納付する義務がある。又調査期日後に、納税義務者が財産を贈与した等の場合には受贈者、受遺者、寄附行為により設立した財団法人は、その受けた利益の限度に於いて贈与者等の納付すべき財産税について連帯納付の責に任ずることになっている。又納税義務者が財産税を納付するために預金貯金、信託等の契約解除を必要とする場合も考へて、必要に應じて政府は契約解除に關して必要な命令を出すことが出来るやうにすることを考へている。

第九節 雜則

一 資力喪失による減免

納税義務者が調査期日において、災害その他已むを得ざる事由によって著しく資力を喪失し、納税が困難となった場合には財産税を軽減又は免除することが出来る制度が設けられている。

二 現金、預貯金、公債等の確認に關する措置

財産税の実施に當って一番問題となるのは、一つは前に述べた財産の評価の問題であり、今一つは財産の捕捉の問題である。財産の捕捉に當って先ず問題になるのは現金、預貯金、無記名債券等であるが、今回は之に対しては相當徹底した措置をとることが考へられている。預貯金については、本人に於いて財産税の調査期日に於ける現在高を調査期日後一定期間内に申告して貰ふ。公社債、無記名株式等についても同様である。この場合の現在高申告書には、申告者の有する総ての預貯金、証券等を一括記載して貰ひ、預貯金通帳、証券、保管証、登録済証等を添付して、こ

れを最寄りの金融機関（郵便局を含む）に持参して貰ふ。この場合、戸主及び同居家族の分は原則として一括して申告して貰ふ。金融機関では申告書と証書、通帳、証券等とを照合して、その申告書の記載が正確であることを認めたまは証書、通帳、証券等について毎に申告済の表示をして申告者に返す。申告書等を金融機関に提出する場合には、米穀通帳の提示その他によって本人であることを証明して貰ふ。仮装又は架空の名義のものについては、正当な権利者からの申告がない限り申告済の表示をしない。従つて現在、仮装又は架空の名義で預金としてゐるやうな人は、速に真正の名義に書換へて置くことが確認の際妙ないざごを起さないためにも是非必要なことではないかと思はれる。調査期日を持っていた預貯金、公社債等は、右の申告済表示のない場合は原則として爾後当該預貯金の払戻し又は証券の償還を受け得ないこととする。外地から引揚げる者、已むを得ざる事由によつて申告を洩らした者等特別の事情ある者については、申告の期限について特例を設け又は権利の恢復について特別の措置を認める。預貯金の払戻し、証券の償還等をなさなかつたため銀行等の金融機関、発行者等に生じた利益は、特別に権利の恢復が認められる場合の外は適當の時期に於いて之を国庫に帰属させる等の措置が考へられている。尚右の預貯金等の申告は原則として所有者の住所地でなされる訳であるが、例へば、家族が疎開して通帳等が疎開先に行つてゐる場合に於いては、疎開先でも申告が出来るやうに考へてある。

尤もこの場合に於いては、所有者の現在の住所地に於ける居住証明書の添付というやうなことが必要とならう。又申告をする金融機関は取引先の金融機関に限定されるのではなくて、最寄りの金融機関に銀行預金、郵便貯金、信託預金、公社債等を一括して持参し確認して貰ふことが出来るやうにすることを考へている。記名株式、小切手、手形、郵便為替、収入印紙その他流通性を持つ証券についても概ね、預貯金又は証券の確認の例に準じて適當な方法で

調査期日に於ける所有者を確認することが考へられている。これら確認の仕事は、政府の事務であるが、金融機関がこれを代行する訳であつて従つてこの事務に従事する者は公務員と看做すことも考へている。

三 調書提出

預貯金については右の方法によつて確認するが、その他必要によつて金融機関等から預貯金等の各人別現在高調書の提出を求めることも出来ることとする。例えば、預金通帳が発行されていない当座預金等については、この方法によることが考へられる。又確認の方法によるよりも現在高調書によることの適当なものは、この方法が採られるであらう。(以上 第五回)

四 税務署長の質問権限等

今回の財産税等は其性質からいって最も厳格に施行せらるべきものであつて、不正による遁脱等は厳に取締らなければならぬ。従つて税務署長又は其代理官には質問、検査等に関する広汎な権限が与へられる。勿論この権限は不正による遁脱防止を目的とするものであるから、善良なる納税者について不当に職権を濫用することは厳に戒められねばならぬが、それだけに不正なる方法によつて遁脱しようとする者に対しては、相当思切つた嚴重な取締りをなす必要がある。巷間の噂として財産税逃れのために預金を他人名義にする人があるといふやうなことをきくが、架空な名義にして置くことが無意味なことは預金の確認の制度に考へても明かであるが、實在する他人名義にした場合、勿論税務署としても相当の調査はしようが、それよりも若し其名義にした人が居直つてこれは自分のものだといふやうなことを言ひ出したり、或はその弱味につけ込んで強迫した場合を考へると、右のやうなことは随分危険千萬な話で恐らくそんな場合には裁判所の保護を求めることも却々困難であらうし、かうしたことをすることは謂はば鹿を追ふ

獺師山を見ずの類ひで、財産税だけのことを考へてその次にある大きな危険を忘れたもので、洵に愚かしいことと思はれる。又財産税連脱のために物の買溜をするといふ噂もあり、例へば、この際骨董等を買ふ人があるといふこともきいているが、或る骨董蒐集家が、この時期は従来持っていた、贖物の骨董を手放すのに一番適当な時期だといったこと等を考へると、さうすることが納税者個人の懐ろといった小さな意味からいっても余り伶俐なことゝは考へられない。又財産税は原則として金銭又は国債を以つて納付しなければならぬ訳であるが、物に換へて置きさえすれば税金が軽くて済むなどゝ考へて徒に物に換へると、いざとなつて納税資金につまつて、今度は逆に損をして金に換へなければならぬといった事態にならぬとも限らない。寧ろ財産税創設の趣旨に考へて、さうした自分一人だけがうまいことをしようといふやうな狭い考へ方を捨て、国民全体が一致協力して新日本再建の基礎をつくるといふ意味に於いて、進んで財産税の納付に協力されんことを希望してやまない。

五 その他

(一) 納税地 納税地は原則として個人にあつては住所地、住所地なき場合は居所地、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地である。但し住所地以外にある個人は申告して居所地で財産税を納めることも出来る。

(二) 財産審議会 財産税等に関する重要事項について政府の諮問に応ずるため大蔵省に財産税審議会（仮称）が置かれる。本審議会に於いては、例へば、評価の基準、後述する財産増加税の物価騰貴斟酌、財産税等の施行に関する基本的な事項を審議することになっている。

(三) 附加税の禁止 都道府県、市町村その他の公共団体は、財産税について附加税を課することを得ない。

第十節 罰則

財産税はその性質に顧みて最も厳格に施行されなければならない。従つて詐欺不正その他の行為によつて財産税を遁脱した者には三年以下の懲役又は遁脱税額の三倍乃至十倍の罰金といったやうな相当重い罰則が考へられている。又状況によつては懲役及び罰金の併科も考へられている。其他政府に提出すべき調書等を提出せず、或は虚偽の調書を提出した場合又は税務署長等の検査を拒み、妨げ若しくは忌避したり或はその質問に対して答弁をなさず、若しくは虚偽の陳述をしたやうな場合には、それぞれ重い罰則が適用される。他面財産税の調査等は相当個人的な内情に触れる訳であるから、その調査に従事した者が調査等に當つて知り得た秘密を漏池又は窃用した場合には懲役又は罰金といった重い刊罰が課せられることになっている。

第十一節 附則

財産税法は公布の日から施行される。又財産税の施行に伴つて他の税に影響する事項を考へて幾つかの規定が設けられている。

一 個人が財産税を納付するために立木を譲渡したり又は立木を以て物納に充てるやうな場合、現在の所得税法の規定だとその為、所得税が課税されて納税者としては重い負担となつて事実上納税不能となり兼ねない。そこでこの弊害を除く為め、譲渡又は物納によつて生じた所得については所得税を相当軽減することが考へられている。

二 法人財産税は法人税、營業税、臨時利得税の課税に當つては損金には算入されず、又法人が財産税納付のため

資産の評価替へをなし又は資産の処分をした場合の益金は法人税、營業税、臨時利得税については原則として益金とみない。又財産税納付のため増資をして、その際資産の評価替へをし、益金を計上した場合の益金も同様に考へられている。

第二章 個人財産増加税

第一節 序 説

——本税創設の意味——

個人財産増加税は、戦争利得者より戦争利得額を徴収すると共に戦争によって個人財産間に生じた不均衡を是正し、併せて之による歳入に依つて戦後財政の確立を図ると共に、国民經濟の安定に資することをその目的とするものである。

今回発表の草案は、曩の臨時議会当時考へてゐたものとは多少変更してをり、そのため大蔵大臣が答弁したところと少しく喰い違つてゐる点があるので、先づこの点について説明する。

例へば、当時大蔵大臣は始期日に所有してゐた土地、家屋等を終期日迄持ち續けていた場合にはその土地、家屋等の値上りに因つて生じた財産増加額は、戦争利得とは考へられないから財産増加税は課税しない見込であると答弁した。當時に於ては始期日、終期日間の物価騰貴割合等も十分斟酌した上で、なほそれ以上に財産が増加していた場

合には、その部分の増加額は、戦争中実質的にも増加したもののだから、これには相当思ひ切った高い税率で課税を行ふこととし、その他には一切財産増加税は課税せず、専ら財産税の対象として考へようといふことになつてゐた。

ところであらうした考へ方で行くと、例へば、物価騰貴の斟酌率を十割とすれば、始期日に百万円の財産家が終期日に二百万円の財産を有つていても財産増加税は何等課税されない。始期日に千万円の財産家が終期日に二千万円の財産を有つていても同様である。而も実状は始期日に百万円の財産家は、軍需産業を営んでいる場合にもその他に土地、家屋、国債、預貯金等色々な財産を有つているのが普通だから、終期日に二百万円を超える財産を有つことは却々なく、況して始期日に千万円の財産家が終期日に二千万円を超える財産を有つやうな事例は絶無といつていゝ。そうなると財産増加税の課税を受ける者は、始期日に五万円、十万円程度の財産を有つていたいはず戦争肥りの人達が大部分といふことになつて了ふ。

戦争利得課税の意味からすれば、それでもいゝのかも知れないが、一面戦争中貨幣額でみても、財産の減つた人又は殖えなかつた人もあることを考へると、始期日に百万円の財産家が終期日百五十万円、百八十万円の財産を持つ場合、始期日に千万円の財産家が終期日に千五百万円、千八百万円の財産を有つ場合等に全然財産増加税の課税がないのは聊か妙な話で、この場合は、この場合なりに応分の財産増加税の課税があつていゝのではないかといふのが其後各方面の意見を聞いての結論であつた。

併しこの場合は、始期日に五万円、十万円の人が現在五十万円、八十万円となつている場合と違つて、物価騰貴等を斟酌すれば戦争利得ともいふべき実質的な財産増加はないのであるから、税率もさう高いものであることは適當で

ない。そこで草案は財産増加額を第一種、第二種に区分して、財産の實質的増加分ともいふべき前者に対しては、戦争利得課税の意味で六割乃至十割の累進税率に依る高い課税をすると共に、名目的に増加分ともいふべき後者に対しては一割乃至三割といふ前者に比すれば遙に低い税率で課税する。又第二種の方は、増加額が五万円以下のときは課税しないことになっている。

それで話は前に戻って始期日から引続き持ち続けた土地、家屋であるが、その値上りによる財産増加額には、それが如何に大きくとも第一種に依る高い税率の課税はしない。併し第二種としての課税はこの分も受けることゝなっている。尤も五万円の免税点のあることは前述の通りである。即ち第二種増加額に対する課税といった新しい考へ方が草案に採入れられて居り、そのため臨時議會当時考へられていたものとは少しく變つて来たことを先づお断りして内容の説明に入る。(以上 第六回)

第二節 納税義務者

財産増加税の納税義務者は、財産税の調査期日(以下終期日と称す)に於いて本法施行地に住所を有し、若は一年以上居所を有する個人又は本法施行地に財産を有する個人である。本法施行地といひ住所といふのは、財産税の場合と同様である。

第三節 課税物件

終期日に於いて本法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人については、その財産増加額の全部につい

て財産増加税が課せられる。但し日本の国籍を有しない者即ち、外国人については終期日に本法施行地にある財産について生じた増加額についてのみ財産増加税が課せられる。終期日に本法施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人については終期日に於いて本法施行地に有する財産について生じた財産増加額についてのみ財産増加税が課せられる。

第四節 課税価格の算定

終期日に本法施行地に住所又は一年以上居所を有する個人（外国人を除く。）の財産増加額は、終期日に於ける財産の価額から債務金額を控除した純資産価額（以下終期財産額と称す。）より昭和十五年四月一日（以下始期日と称す。）に於ける財産の価額から債務金額を控除した純資産価額（以下始期財産額と称す。）を差引いてこれを計算する。始期日を昭和十五年四月一日と定めたのは、昨年十一月二十四日の連合軍総司令部の指令に依れば、始期日は真珠湾攻撃の日に止まらず可能なる限り遡れとあるが、余り古い記録は税務当局も有っていない。偶々昭和十五年四月一日は税制改正後の現行所得税法、法人税法が施行に移された日であり、当時よりの記録ならば税務当局の方も保存してあるといふので、この日がとられた訳である。右の場合始期日に本法施行地に住所又は一年以上居所を持たない者の財産増加額は終期財産額より本法施行地に住所又は一年以上居所を有するに至った日（以下転入日と称す。）に於ける純資産価額（以下転入日財産額と称す。）を差引いて財産増加額を計算する。但し、この者が転入日前に本法施行地に財産を有していた場合には始期日後転入日前に当該財産について生じた財産増加額を加算したものによる、この扱は始期日後一度住所を本法施行地外に移したが、其後帰国して終期日には又本法施行地に住所を有している人に

は適用されない。即ち、この場合には一般原則による。始期日又は転入日に於いて債務金額が、財産の価額を超過する場合には始期日又は転入日の純資産価額を零として財産増加額を計算する。即ち、始期日に債務超過五万円の人が終期日に債務を差引いた純資産が十万円になって居れば、此人の財産増加額は正確には十五万円であるが、税法上の扱では十万円の財産増加があったとされる訳である。この場合計算上十五万円の財産増加があるが故に、十五万円に對して課税するとすれば、負担としても非常に苛酷なものにならうし、税金の徴収も殆ど不可能ではないかと思われることからすれば、蓋し当然の措置であらう。財産増加税に於いても財産税と同様に、戸主及び同居家族の財産増加額は合算して取扱はれることになっている。

従つて戸主又はその同居家族の一人が、始期財産額に比して終期財産額が減っているやうな場合、他の家族に増加している者があれば右の財産減少額は他の者の財産増加額から控除する。例へば、親子が同居して居り、親の財産は二十万円から五十万円に増加したが、子の財産は十万円から八万円に減少したとすれば、子の財産の減少額二万円は親の財産増加額三十万円から控除して、親の財産増加額は二十八万円と計算するのである。

外国人、終期日に本法施行地に住所又は一年以上居所を有しない個人の如く、終期日に本法施行地に有する財産について生じた増加額についてだけ課税を受ける者の財産増加額は、終期日に於いて本法施行日に有する純資産価額から始期日に於いて本法施行地に有する純資産価額を差引いて財産増加額を計算する。純資産価額計算上本法施行地に有する財産価額から控除される債務は財産税に於ける課税財産額計算の場合、本法施行地に有する財産の価額から控除される債務と同様のものである。この場合始期日後終期日前に本法施行地外にある財産を本法施行地に移したり本
法施行地にある財産を本法施行地外に移したりした時は、その財産増加額の計算については命令を以て定めることに

なっている。大体の考へ方としては計算期間中に施行地外から移つて来た財産の移つて来たときの額は財産増加額には算入しないで本法施行地で増加した分だけを財産増加額とみる。又計算期間中に財産を本法施行地から本法施行地外に移した場合にはその移した財産が元本であるか又は当該元本から生れた収益であれば、それは財産増加額計算上除外せられ、その他の収益であれば財産増加額に加算されることになるものと考へる。

始期財産額、終期財産額等の計算に當つては財産の帰属、財産の評価等は総て財産税の場合と同一に考へられて、財産税法のそれぞれの規定が準用されることになっている。従つて例へば、財産税で非課税財産とされている生活に通常必要な家具、什器、衣服等は始期財産、終期財産等の計算からそれぞれ除外される。

第五節 相続、贈与等のあつた場合

始期日以後終期日以前に相続のあつた場合には被相続人の始期日に於いて有した財産相続人又は受遺者が始期日に於いて有したものと看做される。即ち相続人又は受遺者が被相続人の地位をそのまま承継するものとして取扱はれる。例へば、計算期間中に相続開始があり、相続人の終期財産額は五十万円、相続人が始期日に自分の財産として持つたものゝ価額は五十万円、被相続人が始期日に持つて居た財産価格は三十万円とすれば、相続人は三十五万円の始期財産を有したるものと看做されて財産増加額は十五万円と計算する。始期日以後終期日前に寄附行為、贈与のあつた場合寄附行為者、贈与者又は受贈者の財産増加額を如何に計算するかについては命令を以て詳しく定めることになっている。大体の考へ方としては寄附財産又は贈与財産について寄附行為者又は贈与者の有つていた地位がその儘寄附行為によつて設立した財団法人又は受贈者に移つたものと考へらるべきであらう。即ち贈与についていへば、贈与者が始

期日から持つてゐたものであれば受贈者がそれを始期日から持つていたものとされ、贈与財産が計算期間中の財産増加額に相当するものであれば、その分は受贈者の財産増加額と考へらるべきものであらう。次に終期日前一定期間内に財産を留保した家督相続の開始があつた場合又は寄附行為、贈与のあつた場合には、右の原則によらないで相続財産、贈与財産等は被相続人、贈与者等が終期日に於いて之を有するものと看做して財産増加額を計算し、相続人、受贈者等は相続財産、贈与財産等に対する財産増加額について財産増加税納付の義務を負う。但し被相続人、贈与者等は相続人、受贈者等の財産増加税について連帯納付の責に任ずることになつた。(以上 第七回)

今贈与について終期日前一定期間内の贈与と、それ以前の贈与との取扱の違ひを説明すれば、後者にあつては始期財産中贈与財産に相当する部分を受贈者が有したものと看做される為め贈与財産関係の財産増加額は贈与者の他の財産増加額とは別に受贈者の財産増加額として税額を計算されるが、之に反し前者にあつては贈与財産は贈与者がこれを有するものと看做されるのであるから、贈与財産関係の財産増加額は贈与者の他の財産増加額と合算して税額計算がなされ、従つて税率も高い率の適用を受けることとならうといふのである。終期日後財産増加額決定前に死亡による相続開始のあつた場合は、相続人は被相続人の財産増加額について財産増加税を納むる義務を負ふ。

第六節 財産増加額よりの控除

左に掲げる金額は命令の定むる所により財産増加額から控除する。

- 一 始期前に於ける勤務に因つて支払ひを受くる一時恩給、退職金等に相当する金額
- 二 終期日に於いて有する特定預貯金その他の債権に命令を以て定むる割合を乗じて算出した金額

三 戦争に起因する死亡又は傷害によって支払を受くる一時恩給扶助料、救恤金等に相当する金額

四 戦災者について財産税法により控除される金額

五 其他命令を以て定める金額

財産増加額から控除される金額の中にはその支払ひを受ける原因が始期日前にあるが、始期日にはまだ債権としての権利が確定していないため始期財産の中には計算されていないで、それが計算期間中に支払ひを受け、従つて特別な規定がないと支払ひを受ける原因は始期日前にあり乍ら、而も財産増加額に算入されるものを控除しようといふ趣旨のものとして計算期間中の財産増加額であるが、これを財産増加額として課税するのは適當でないものと考へられる。

一の退職給与金等は前者に該当するものであつて二・三・四は後者に該当するものである。命令を以て定むる金額の内容は目下研究中であり、例へば宝籤の当籤金等も考へられている。考へ方としては以上二つの何れかに該当するものが採入れられることになるであらう。

如期日前から引続き勤務して計算期間中に退職し退職給与金を貰つた場合その幾何を開始日前の勤務によるものと考へるかは命令を以て定めることになっているが、大体勤務期間を開始日前と始期日以後とに分けて例えば始期日前が七年、始期日後が三年とすれば退職金総額の十分の七が始期日前に於ける勤務によるものと便宜計算してはどうかと考へられている。

右の各種控除をした後の金額について更に一百万円の基礎控除がなされる。即ち各種控除後の財産増加額が一百万円以下の場合には財産増加税は課税されない。一百万円を超える場合に於いても一百万円を超える金額についてだけ課税される。戸主及び同居家族がそれぞれ財産増加額を持つ場合にはこの一百万円は合算したところで控除される。

第七節 第一種財産増加額及び第二種財産増加額

課税財産増加額は第一種財産増加額及び第二種財産増加額に区分される。第一種財産増加額といふのは課税財産増加額中始期財産額（外国人、終期日に本法施行地に住所又は一年以上居所を有しない者にあつては始期日における純資産価額）に一定の物価騰貴割合を乗じて算出した金額を超過する部分の金額である。ここにいふ物価騰貴の斟酌率は大蔵大臣が定めることになっているが、これを如何にするかは始期日である昭和十五年の四月一日と終期日との間における各種財産の価額の騰貴の割合を基礎として、財産税審議会に諮問して定めることになっている。この場合各種財産の価格騰貴の割合とは始期財産額を評価する場合の評価基準と終期財産額を評価する場合の評価基準との騰貴の割合と考へられる。大蔵省発表で価格騰貴率十割として負担額表が計算されているが、十割といふのは何処までも仮定の数字であることはいふまでもない。

即ち第一種財産増加額は物価の騰貴といふことを考慮した上で尚且つ増加した増加額といえる訳で、この分は大体戦時利得に該当するものとして十割に至る極めて高い税率で課税されることになっている。従つて納税義務者が始期日に於いて有する土地、家屋等を引続き終期日に至るまで所有するとき、その土地、家屋等の価格騰貴に因る増加額が一般の騰貴割合で計算した増加額を超える場合、即ちその終期日に於ける価額の総額がその始期日に於ける価額及びこれに物価騰貴の斟酌率を乗じて算出した額の合計額を超える場合と雖もその超過額は第一種財産増加額には算入されない。

即ち此分は戦時利得によるものとは考へられないで、課税を受ける場合にも第二種財産増加額に対する低い税率が

適用される。納税義務者が始期日に持っていた家屋を戦災等の災害によって滅失し戦争保険等の支払ひを受けた場合に於いては戦争保険額が始期日に於ける家屋価額を超過するときのその超過部分の金額も右と同様に第一種財産増加額に算入しないで、第二種財産増加額として取扱ふことを考へている。課税財産増加額から第一種財産増加額を控除した金額が第二種財産増加額である。この分の増加額は戦時利得とはいひ得ないかも知れない。併し戦争中財産の減少した人のあることも考へれば、兎に角財産の増加した人は相当の負担力も考へられないではないから、その意味で低率の税率で課税することが考へられている訳である。従つてその増加額が五万円以下のやうな小さな額である場合には第二種財産増加額に対する財産増加税は課税されないことになっている。この場合五万円以下なりや否やは戸主及び同居家族については合算額による。

(以上 第八回)

第八節 税率

第一種財産増加額に対する税率は、左の超過累進税率である。

十万円以下の金額 百分の六十

十万円を越ゆる金額 百分の八十

三十万円を越ゆる金額 百分の百

第二種財産増加税に対する税率は、左の超過累進税率である。

十万円以下の金額 百分の十

十万円を越ゆる金額 百分の二十

三十万円を越ゆる金額 百分の三十

右の税率を適用して算出した第二種財産増加額に対する税額が、第二種財産増加額中五万円を越ゆる金額を超過する時は、その超過額に相当する財産増加税は免除される。免税点を僅かばかり超えた人の課税後の財産増加額が、課税を受けなかった人の財産増加額以下になることを避けるための扱ひで、財産税の場合と同様の趣旨である。戸主及び同居家族の財産増加額は合算されて税率、免税点の規定が適用され、それによる算出税額が夫々の財産増加額に按分されることは財産税の場合と同様である。なほ、本年に於いて戸主及び同居家族といふのは終期日の現況による。但し特別に事情ある場合に於いては命令を以て別段の定めがなされることになっているが、その扱ひは財産税の場合と同様である。

第九節 税額の計算例

個人財産税及び財産増加税について計算例に依り税額を算出してみよう。

一 始期財産額五万円、終期財産額五万円、家族数戸主共五人、非戦災者、財産増加税の物価騰貴斟酌率は便宜十割とする。

右の始期財産額、終期財産額が何れも生活に通常必要な家具、什器等の非課税財産を除外した所で計算することは前述した。

先づ財産増加税から計算すると五万円から五万円を差引いた四万五千円から、更に基礎控除一万円を控除した残額三万五千円が課税増加額である。物価騰貴斟酌率十割故右の三万五千円は第一種増加額三万円、第二種増加額五千円

に区分される。第一種増加額に対する税額は税率百分の六十で一万八千円、第二種増加額は免税点以下で課税なし、従つてこの場合の財産増加税は一万八千円である。

次に財産税であるが、終期財産額が財産税の調査期日の財産額でこれが五万円、これから財産増加額一万八千円と人的控除一人につき二千円、五人で一万円とを控除した残りの二万二千円に対して税率百分の十が適用されて二千二百円、しかし課税価格中二万円を越ゆる金額を超過する分は免除されるから財産税額は二千円である。従つて本税の合計額は二万円となる。

二 始期財産額五万円、終期財産額十万円、家族数戸主共五人、戦災者、物価騰貴斟酌率は同様十割。

先ず財産増加税から計算する。十万円から五万円を差引いた五万円から更に戦災者控除一万円及び基礎控除一万円を控除した残額三万円が課税増加額であるが、第一種増加額に該当する分はなく、全部が第二種増加額で五万円の免税点以下故財産増加税の課税はない。

次に財産税であるが十万円から戦災者控除一万円、人的控除一万円を差引いた残額八万円が課税価格である。之に三万円以下の金額百分の十、三万円を越え五万円以下の金額百分の十五、五万円を越ゆる金額百分の二十といふ税率を適用すると税額は一万二千五百円となる。即ちこの場合は調査期日現在の財産額十万円で財産税一万二千五百円の課税を受けることとなる。

三 始期財産十万円、終期財産五十万円、家族数三人、非戦災者、物価騰貴斟酌率十割

財産増加額四十万円より基礎控除額一万円を控除した三十九万円が課税増加額、この中第一種増加額は二十九万円、第二種増加額は十万円、第一種増加額に対する税額は二十一万二千円、第二種増加額に対する税額は一万円で財

産増加税は二十二万二千円である。終期財産額より財産増加税額二十二万二千円及び人的控除（三人で六千円）を控除した残額二十七万二千円に対して財産税の税率が適用される。此の税額は七万二千七百円である。かくて本税の合計額は二十九万四千七百円である。

四 始期財産額百五十万円、終期財産額二百万円、家族数五人、非戦災者、物価騰貴斟酌率十割

財産増加額五十万円より基礎控除一万円を控除した四十九万円が課税増加額であるが、第一種増加額はなく全部が第二種増加額である。これに対する財産増加税は十万七千円である。終期財産額二百万円から財産増加額十万七千円及び人的控除（五人で一万円）を差引いた百八十八万三千円に対して財産税の税率が適用される。即ち財産税は七十四万九千八百五十円である。本税の合計額は八十五万六千八百五十円である。

五 始期財産五十万円、終期財産二十万円、終期財産中には始期日前の勤労に因り計算期間中に支払を受けた退職金五万円が含まれている。始期財産中二万円は住家であり其の終期日の価格は六万円とする。家族戸主共八人、非戦災者、物価騰貴斟酌率十割

財産増加額十五万円の中、始期日前の勤労に因る退職金相当額五万円及び基礎控除一万円を差引いた残額九万円が課税増加額である。課税増加額より始期財産の十割相当額である五万円と住家の値上に因る特別控除額二万円（住家の値上り額四万円中始期価格二万円の十割相当額を越ゆる部分）とを差引いた二万円が第一種増加額で残りの七万円が第二種増加額である。第一種増加額に対する税額は一万二千円、第二種増加額に対する税額は七千円で財産増加税の税額は一万九千円である。終期財産が二十万円から財産増加額一万九千円と人的控除（八人で一万六千円）とを差引いた残額十六万五千円に税率が適用される。これに依る財産税の税額は三万七千円である。従って本税の合

計は五万六千円である。

六 始期財産三万円、終期財産八万円、家族数戸主共六人、戦災者、物価騰貴斟酌率十割

財産増加額五万円より戦災者控除一万円及び基礎控除一万円を差引いた三万円が課税増加額であるが、第一種増加額はなく全部が第二種増加額、而も五万円の免税点以下故財産増加税は課税されない。

次に財産税であるが、終期財産額八万円から戦災者控除一万円、人的控除一万二千円を差引いた五万八千円に対して税率が適用せられ、税額は七千六百円である。

第十節 申告申請等

申告申請、財産増加額の調査及び決定、審査、訴願、行政訴訟、徴収、罰則等は何れも財産税と同一のことが考へられている。納期は昭和二十二年二月末日限りであるが、概定額による納期前の徴収、土地家屋等による物納、延納等は財産増加税についても考へられてゐる。尚本法は公布の日より施行されることになっている。(以上 第九回)

第三章 法人戦時利得税

法人戦時利得税は、戦争利得者よりその戦争利得額を徴収し、戦後財政の確立を図ると共に、国民経済の安定に資せんとするものである。

第一節 納税義務者

四七〇

財産税法の調査期日（以下終期日と称す）に於いて、本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人及び終期日に於いて本法施行地に資産又は營業を有する法人は、戦時利得税を納める義務がある。

第二節 課税物件

終期日に於いて本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人については、その戦時利得の全部に対して戦時利得税が課せられる。終期日に於いて本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人については、本法施行地に於ける資産又は營業から生じた戦時利得に対してのみ戦時利得税が課せられる。

第三節 戦時利得の計算

終期日に於いて本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の戦時利得は昭和十五年四月一日以後に於いて最初に終了する事前年度開始の日より終期日（終期日前に解散した法人については解散の日）に至る間（以下計算期間と称す）の総益金から総損金を控除した金額による。但し相互保険会社に関しては計算期間の剰余金による法人が計算期間中に納付したる又は納付すべき租税であつて、法人税法による所得の計算上損金に算入しないものは戦時利得の計算上も損金に算入しない。これ等租税は損金として取扱はれず戦時利得に算入されて十割の課税を受ける訳であるが、後述するやうに後に納付税額の計算に当っては算出税額から控除される。これ等租税に属するものとしては法

人税、臨時利得税の外に昭和十五年四月一日を含む事業年度の直前事業年度分の第一種所得税、同附加税、法人資本税等がある。これらの規定は相互保険会社の剰余金の計算にも準用される。

以上の外戦時利得の計算に關し必要な事項は命令を以て定めることとなつてゐるが、命令の内容として現在考へられてゐることを簡単に説明すれば、先づ計算期間前からの繰越益金は勿論戦時利得計算上総益金には算入しない。これに反し計算期間前からの繰越損金は算入する。この場合繰越欠損金と積立金とが兩建になつていれば差額だけが損金に算入される。

臨時租税措置法第一条の四の規定に依り法人税法の所得計算に關し認められてゐる各種特例は戦時利得の計算についても同様認められることにならう。即ち例へば資本的支出に充てるために交付された国庫補助金の収入で資本的支出に充てた部分の金額は益金に算入せず、特定事業に關して研究を為すに要したる支出は、資本的支出である場合も損金に算入される等である。又同法第一条の十八の規定による企業合同の場合の圧縮記帳の特例、戦時災害国税減免法施行規則第十条の二の規定に依る戦争保険金の圧縮記帳の特例等もそのまゝ認められることにならう。

又法人のなした寄附金で法人税法の所得の計算上損金に算入されない金額は、戦時利得の計算上も概ね損金に算入されない。但し終期日前一定期間内に爲した寄附金は、原則として損金に算入しないことにならう。即ち戦時利得の計算は大体に於いて法人税法の所得計算の場合と同様に行はれる訳である。

終期日に於いて本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人の戦時利得は、本法施行地に於ける資産又は營業について右に述べたと同様の方法により計算した金額によるのであるが、この場合の計算の方法も概ね法人税の場合と同様である。

信託会社の戦時利得の計算に当って合同運用信託による収入及び支出は、その総益金及び総損金から各控除されることも法人税の場合と同様である。

第四節 法人の合併があつた場合

法人が計算期間中に於いて合併をなした場合には、合併によって消滅した法人の計算期間中の行為又は計算は、これを合併後存続する法人又は合併によって設立した法人の行為又は計算と看做される。即ち合併によって消滅した法人の戦時利得は合併後存続する法人、又は合併によって設立した法人の戦時利得と看做されるし、合併によって消滅した法人が租税を納めたり配当をしたり、賞与金を支払つたりした場合には、合併後存続する法人又は合併によって設立した法人が右の租税を支払つたり配当をしたり、賞与金を支払つたりしたものと看做される。終期日後に合併があつた場合、合併後存続する法人又は合併によって消滅した法人の戦時利得について戦時利得を納める義務がある。

甲法人が国家総動員法その他の法令によって当該法令に基いて設立せられたる乙法人となり、又はこれに吸収せられた時は甲法人は合併によって消滅した法人と看做され、乙法人は合併によって設立した法人と看做される。この規定は臨時租税措置法第一条の十五と同一の趣旨のものである。

第五節 非課税法人

非営利法人で、法人税法その他の法令によって法人税を課税せられないものは、戦時利得税は課税されない。即ち戦時利得税は、法人税の課税を受ける会社だけが課税されるのであって、農業会其他特別法人税の課税を受ける特別

の法人に課税されないのである。

第六節 税率

戦時利得税の税率は百分の百である。

第七節 算出税額よりの控除

戦時利得税は戦時利得額に対して十割の税率で課税せられるが、その税額がそのまま納税額となる訳ではなくて、その算出税額から次に挙げるやうな金額を控除したその残額が納付税額になるのである。

一 法人が計算期間中に納付したる又は納付すべき租税にして、法人税法による所得の計算上損金に算入されないもの、これは前述の戦時利得計算上損金算入をされなかつた租税である。

二 法人の計算期間中に終了した事業年度分の配当金及び利益処分による賞与金又は終期日を含む事業年度の末日が終期日後にある事業年度分の配当金及び賞与金について命令を以て定める金額、こゝにいふ命令を以て定める金額には当該事業年度分の配当金及び賞与金中終期日迄の分が考へられている。

即ち戦時利得中既に租税として又は配当金若くは賞与金として社外に支出されたものは算出税額から控除されて、社内に残っている額だけが納付税額となる。換言すれば計算期間中に於ける留保金額の増加額が大体の場合納付税額に該当するのである。解散した法人は終期日前に清算が終了してしまへば戦時利得税は課税されないが、終期日に清算が終了していない場合に於いては課税される。この場合は解散前の各事業年度に於ける総益金から総損金を控除し

た金額が戦時利得額となる。従つて清算期間中に生じた利益は戦時利得とならない。

戦時利得額に十割の税率を適用して算出した算出税額から、計算期間中の各事業年度に於いて納付したる又は納付すべき租税で法人税法による所得の計算上損金に算入されないものと、事業年度中の配当金、利益処分による賞与金を先づ差引き、更に解散後に於いて残金財産の分配を開始している場合、その分配金の中に配当金に相当するものがあれば之も差引く訳であるが、其計算等については命令を以て定めることになっている。

終期日に於いて本法施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人について、算出税額より控除すべき配当金及び賞与金を如何に計算すべきかは命令の定むるところになっているが、概ね配当金、賞与金の総額を本法施行地外分と本法施行地分とで所得按分又は資産按分して計算することゝ考へられる。

第八節 申告、決定、審査等

納税義務ある法人は終期日後三十日以内に財産目録、貸借対照表及び計算期間中の損益計算書を添付してその戦時利得額を政府に申告することになっている。

戦時利得金額は右の申告により、申告なき時、又は申告を不相当と認める時は、政府の調査によつて政府に於いてこれを決定する。

法人財産税の場合は、法人財産調査委員会の議を経ることになっているが、戦時利得税にあっては法人税の場合と同様調査委員会等の議を経ることはしない。戦時利得の計算は、概ね法人税法の所得の計算と同じで、計算期間中に於ける所得の集積が戦時利得額と考へられるからである。

戦時利得金額を「政府が」決定した時は、これを納税義務者に通知する。納税義務者に異議がある時は、通知を受けた日から三十日以内に審査の請求をなすことができる。審査の請求があった時は、財産税法の財産審議会の決議によつて政府に於いてこれを決定する。この決定に不服ある法人は大蔵大臣に訴願をなし又は行政裁判所に出訴することが出来る。

戦時利得税は調査委員会の議を経ないで決定されるから、法人税と同様に随時に之を決定し、その税金も随時一度にこれを徴収する。戦時利得税は金銭又は国債を以て納付することが出来る。物納及び延納が特別の場合認められることは法人財産税と同様であるが、延納の終期は昭和二十二年八月末と考へられている。たゞ法人財産税と異なつて資本増加による納税は認められない。戦時利得税は既存の積立金から納付されるべきものと考へられるからである。

法人が解散した場合に戦時利得税を納付せずして残金財産を分配した時はその税金については清算人及び残余財産の分配を受けた者が連帯して納税の責に任ずる。いわゆる同族会社の行為否認の規定は、戦時利得金額の計算に於いても準用せられる。

戦時利得税についても通脱権犯等に対して財産税、財産増加税の場合と同様の重い罰則が規定されている。

第九節 税額の計算例

こゝで会社の戦時利得税及び臨時利得税の税額計算をして見よう。

【設例】 始期日の払込資本金額一千万円、積立金額三百万円の会社を想定する。この会社の計算期間中総益金を三千万円、総損金を二千万円差引純益一千万円とする。又この会社が計算期間中に納付したる又は納付すべき法人税

及び臨時利得税の税額を三百五十五万円、計算期間中の配当金を四百二十万円、利益処分に依る賞与金を二十五万円とする。尚この会社は、法人税、臨時利得税は利益処分として扱ふものと想定する。又この会社の終期日に於ける払込資本金額は二千万円、積立金額は五百万円、終期日に於ける総資産の時価総額は八千万円、外部負債の総額は五千万円とする。

右の会社について先づ戦時利得税額を算出すると、計算期間中の総益金三千万円から総損金二千万円を差引いた残額は一千万円である。この会社は法人税、臨時利得税を損金に算入していないから、これ等税額は特に加算する必要はなく、従つて一千万円が戦時所得額になる。この一千万円に百分の百の税率を適用して算出した一千万円が算出税額である。算出税額から前述の法人税及び臨時利得税の税額三百五十五万円、配当金四百二十万円、賞与金額二十五万円を差引いて残額の二百万円が戦時利得税の納付税額となる。この数字は偶々始期日と終期日との間に於ける積立金増加額二百万円と一致する訳である。

次に財産税額を計算する。

この会社の総資産の時価総額八千万円から外部負債の総額五千万円及び払込資本金額一千万円を控除すると課税価格は一応二千万円となるが、前述の戦時利得税額二百万円は課税価格から控除されるから、正味の課税価格は一千八百万円である。これが積立金相当額とその他の部分、即ち含み資産相当額とに区分されて夫々の税率が適用される。

この場合の積立金額は終期日の積立金五百万円から戦時利得税額二百万円を控除した残りの三百万円であるから、正味課税価格一千八百万円中積立金額に相当する金額に対して百分の二十、その他の金額一千五百万円に対しては百分の三十の税率を適用して算出した金額五百十万円が財産税額となる。即ちこの会社の納付すべき戦時利得税は二百万

円、財産税は五百十万円、合計七百十万円である。

第十節 施行期日

法人戦時利得税法は公布の日からこれを施行することになっている。

第十一節 法人税、営業税、臨時利得税との関係

戦時利得税は法人税、営業税、臨時利得税の所得、総益、利益の計算上損金に算入せられない。法人の終期日を含む事業年度で終期日後に終了するものは終期日までの期間を以て、一事業年度と看做して法人税、営業税、臨時利得税が課税せられる。法人の終期日前に終了した事業年度から繰越した損金で、戦時利得の計算上総益金から控除せられたものは法人税、営業税、臨時利得税の所得、純益、利益の計算上損金に算入されない。この分の繰越欠損金を例へば法人税法第四条第二項の規定に依って後年度の利益から控除することは重複して控除することとなるからである。(以上 第二一回)

第四章 結語

——千億目途の課税 世評に対する私見——

この機会に財産税等を中心として最近盛んに論議せられている事項中重要なもの二、三について私見を申述べて大

方の叱正を得たい。

四七八

第一は財産税の人的控除及び免税点が低きに失し大衆課税であるとの非難についてである。先づ前提として日常生活に通常必要なる家具、什器、衣服等是非課税財産となっているから、私自身から考へて見ても、例へば土地も家屋も持たない普通の勤労者だと課税財産といへば預貯金、国債、保険の掛込金等がその大部分で、他には大したもの考へられないといふことを先ず考へに入れて頂きたい。

ところで、財産税の主たる目的が物質、資金間の均衡回復による国民経済安定にあることは大蔵大臣談でも明かであるが、かゝる目的に顧みれば財産税は徹底したものでないと、悪性インフレーションへの転落を刺激こそすれ何等防止的な役割をなし得ないものである。

かゝる性質を考へれば、本税の立案に當っては、先づ以て大きく国民経済全体について一種のバランス・シートを作つて見て、この際国民経済の安定回復のためには幾何の歳入を確保することが必要であるかを測定し、これと現在の国民財産総額及び国民各層間に於ける財産分布状況と照合して、然る後人的控除、免税点及び税率が決定さるべきものと思ふ。

しかるに歳入所要額については、賠償其他の未決定事項が相当多く、俄かに結論を下し得ないが、千億円程度の歳入を一応の用途とし、それは必要の最小限度であるかも知れないが、この程度は是非確保する必要があるとの前提に立つて、これと現在の国民財産総額及び国民各層間の財産分布状況に関する推定数字とを基礎にして到達した結論に草案に於ける人的控除、免税点及び税率である。嘗て民間団体等で、例へば免税点十五万円といった案を発表したことがあるが、遺憾ながらこれ等はそれによつて幾何の歳入を挙げ得るかを明かにしていない。免税点を高くして尚且

つ所要の歳入を確保出来るならば勿論免税点の高いのに越したことはないが、所要歳入額確保のためには、免税点がある程度低くする必要があるとすれば已むを得ない所ではないだらうか、この場合免税点を高くし税率について草案よりも遙に高度の累進税率を適用したら何うかといふ意見もあらうと思ふ。斯うなると見解の相違といふことになるのであるが、たゞ我国現在に於ける国民各層間の財産分布の状況は絶対額的には、何といつても低い方に大きく分布しているため、高額の財産に対し、草案に於けるよりも遙に高度の累進税率を適用するとしても、それだけでは十分の税収入を期待することは出来ないのではないかと思ふ。

人的控除及び免税点を論ずるに當つて、今一つ考慮しなければならない大きな問題に財産評価の問題がある。この点について考へ方の喰ひ違ひがあると議論が全く的外れて了ふ。草案では財産の評価は原則として調査期日の時期に依ることになっているが、現在のやうに物の価格が極端に区々となっている時には実はその時価が難しい問題である。それで実施に當つては財産税審議会等各種委員会の議を経て全体の方針を決めることになっている。勿論現在の關値乃至關類似の価格から見れば二万、三万はさうした額ではないかも知れない。しかしこれ等は当面の特殊事情に基く一種の変態価格で、財産税の如き長年の総決算で、その影響が今後長年月に亘るべき一回限りの課税を、かゝる基準を以て行ふことは妥当を欠くものではあるまいか、矢張り将来の落付いた經濟状態をも見通しての適當な價格基準が採らるべきではあるまいか。

さうした基準に立つと純農村の中以下の農家は、概ね現在の人的控除及び免税点でも課税外となるのではないかと予想されるのであつて、調査期日の決定していない現在に於いては、勿論最終的推断は下し得ないが、草案に依る課税戸数は全国戸数千五百万戸中一割五分程度ではないかと考へられていることを申述べて置きたい。

第二に財産税等三税の収入を挙げて国債の償還に充てるとは金融機関擁護であるとの論がある。国債の大部分は成程金融機関の手持である。併しそれは大衆をも含む預金者の預金の見返りである。従つてもし国債を破棄するやうなことになるれば直接大衆にも損失が及ぶ訳である。これに対しては国債破棄が若し大衆に損失を及ぼしたならばそれはその面で救済すればいゝとの議論もあるが、さうなると財産税の実施そのものが不可能となる惧れがあるだけでなく、財産税実施と直接矛盾することゝなりはしないだらうか、一体財政収支の均衡回復だけなら、悪性インフレーションでもそれが可能なことは一九二四年の大インフレ後の独逸財政からも明かであり、勿論單純な国債破棄でも可能である。只これ等の場合に於いてはそれに依る犠牲の帰属の見通しは全然不可能で、従つて負担の合理化は到低期待し得ない。

そこで戦争の後始末を能力に応じて妥当公正に分配しようといふのが財産税等三税である。従つて一面財産税等を行ひながら尚且つ国債破棄を行はうとするのは、それ自体自家撞着の謗を免れ得ないし、又国債破棄で金融機関を先づ潰し、預金者中でも大衆だけを救済するとなると、最早財産税等を負担し得る者はなくなる訳ではあるまいか、一千億が不足なら歳入増加の策をとるべきであり、金融機関により多くの負担が妥当なら税で負担加重を計るべきで、それによらず国債破棄をも採らうとする議論は一寸納得し兼ねる。

次に財産税等の収入の一部を社会政策費に充つべしとの議論がある。社会政策的経費は勿論結構だが、しかしその為には寧ろ他の経費の節減なり、經常増税なりの手段をとるべきではなからうか。或はニュー・ディールのな考へ方で赤字公債を出すことが是非必要ならそれも已むを得ぬかも知れぬが、財産税等の収入をこれに充てるとは如何であらうか。といふのは、それによつて兎角濫費の弊に陥ることを恐れるからである。国民が現在最も希望しているの

は先づ以て悪性インフレの阻止、物価の安定であり、財産税等実施の目的も第一にはそこにある。財産税収入の一部を他の費途に使ふとなると右の目的が多分にぼやけて来る。そして遂には悪性インフレへの転落が避け得なくなりはないか、私はそれを怖れる。

一九二七年の英国のクルウイン委員会報告に今回の如き実質的財産税の成否は、一にかゝって国民がそれを支持するか否かにある——といっているが、真にその通りである。この現状はいはゞ財産税か然らずんば悪性インフレの岐路に立っている。免税点以下の人々も悪性インフレーションのあふりだけは靦面に受ける訳であつて、決して無関心であることは許されない。国民全体が本問題に多分の関心を有ち、国民経済再建の基礎確立に協力せられんことを希望して已まない。

最後に納税者にお願ひしたいことがある。それは税務官吏を誘惑しないで下さいといふことである。かうしたことを申して誰がそんなことを考へるかと憤慨される人があつたら、その人は実はお願ひする必要のない人で誠に有難い次第であるが、数多い納税者の中に何かお願ひする必要のある人があるやうに感ぜられてならない。忌憚なくいへば現在の税務官吏の生活は他の職業人同様非常に苦しい。誘惑の手が伸びるとき、尚それでも全部が全部絶対に大丈夫だとは自信が有てない。(税務官吏諸君、これを見て憤慨するなら憤慨して呉れ給へ、憤慨して呉れる人なら私は信頼する。)若しかうした面から三新税の施行が壊れるとなるとこれ以上迷惑なことはない。蛇足ながら敢て附言する所である。

大藏省主税局長 池田 勇人 著

財 産 税

法人戦時利得税の解説

個人財産増加税

日本産業経済新聞社発行

目次

序説	四八五
第一章 財産税	四八六
第一節 納税義務者	四八六
第二節 課税物件	四八八
第三節 財産税の種類	四八九
第四節 個人財産税	四九〇
第五節 法人財産税	四九五
第六節 財産の評価	四九八
第七節 徴収	五〇一
第八節 調査	五〇三
第九節 その他	五〇六
第二章 法人戦時利得税	五〇七
第三章 個人財産増加税	五一三

序 説

大蔵省に於ては戦時利得の徹底的徴収及び国民の財産に対する累進税率に基く課税により、未曾有の難局に直面せる我が国財政經濟の再建を図るため、財産税、個人財産増加税及び法人戦時利得税を創設することになったが、その課税に関する法律の草案は昨年末連合軍最高司令部の承認を求め、同司令部に提出され、該草案の要綱がこの程〔昭二一・一・一〇〕大蔵省より発表せられた。

これらの三税により約一千億円程度の歳入を挙ぐる見込みであるが、先づ戦時利得については概ねその全額を徴収して戦争による利得者を無からしめ、特に個人についてはその財産間に生じた不均衡を是正すると共に、財産に対する高率の累進課税により富の社会的平衡を促進せしめ、他面巨額の資金を国庫に吸収することにより、悪性インフレーションを防止して戦後國民經濟の安定に資すると共に、財政収支の均衡を回復して戦後財政の確立を図り、ここに新日本建設の礎石を確立せんとするものである。

今や我が國民經濟は急激に悪性インフレーションの段階に突入するの危険極めて多く、特に重大なる岐路に立っているのであって、このまゝにして推移せんか、悪性インフレーションの激化により國民經濟も國民各自の生活も共に潰滅に瀕することを免れないのである。その因て来るところは要するに戦時中より醸成された物質と資金との不均衡が益々甚しくなり、資金面に於てのみ異常なる膨脹を持續しているからに外ならないのである。従つて、この際一回限りの財産税等の負担により資金面に於ける堅実性を回復して物資と資金との均衡を保持し、これよつて始めて

物価安定の素地を形成し、国民経済の再建、国民生活の安定の礎石を築くべきか、然らずして悪性インフレーションの災禍を蒙るの余儀なきに陥るか、この問題が我々国民に与へられた今日の課題であるといふも過言でないと思ふ。この意味に於て国民各位は適切なる財産税等の実現に関し深き理解を持たれ、国民全員の再起の一手段として、又現在及び将来に於ける国民全員の更生の道程として、進んで全幅の支持協力を寄せらるべきことを確信して疑はないものである。

以下右草案要綱に基き、財産税、個人財産増加税及び法人戦時利得税の概要につき解説する。

第一章 財産税

第一節 納税義務者

一 納税義務者

財産税は個人及び法人に課税せられる。先づ調査期日に於て税法施行地内に住所又は一年以上居所を有する個人にして日本の国籍を有する者及び調査期日に於て税法施行地内に本店又は主たる事務所を有する法人は、後に述べるが如く調査期日に於てその有する財産の全部に対し課税せられることになっているので、以下便宜これを無制限納税義務者と称する。その他の個人又は法人については調査期日に於て税法施行地内に財産を有する場合に於てのみ当該財産に対し課税せられることになっているから、これを無制限納税義務者と称する。

この住居所有し又は財産を有することの要件に該当する個人はすべて納税の義務を有するのであって、後に述べるが如く財産額が一定額に達しないため課税せられない者を除くの外は、現実に財産税を納付することになるのである。本店若し主たる事務所を有し又は財産を有することの要件に該当する法人についても概ね同様であつて、会社等の営利法人を始めとし、統制組合、農業会、産業組合等の特別の法人は固より、民法第三十四条の公益法人等すべての法人が納税義務を有し、課税の目的となる財産がある限り、現実に財産税を納付することになるのである。但し都道府県市町村その他の地域的公共団体には法人財産税を課税しないことになってゐてこれが唯一の課税除外者である。

二 納税承継

財産税についても人格の法定承継の場合に於ける納税義務の承継が認められてゐる。即ち個人については調査期日後に死亡による相続が開始された場合、法人については合併等が行はれた場合に於ては、相続人又は合併法人等は被相続人又は被合併法人等の財産税の納税義務を承継することになっている。

三 看做法人

なほ財産税の課税については「法人に非ざる社団又は財団にして代表者又は管理人の定あるもの」は、これを法人と看做すことになっている。

四 信託財産

財産税は本店の財産所有者に対して課税するのが建前であるから信託財産についてはその財産関係の実態に徴し、概ね受益者とその財産を有するものと看做し、受益者に財産税を課することとなっている。但し委託者が受益権変更

権を留保しているときは、委託者に対して課税する等の例外が設けられている。

五 保険等

次に調査期日に於て未だ保険事故の発生しない生命保険契約等については、原則としてその契約者が当該契約に関する権利（財産）を有するものと看做して財産税を課税する。従つて契約者と受取人とが異なる場合と雖も、原則として受取人は課税せられない。

六 調査期日

財産税の調査期日は未だこれを確定するの時期に至らず、財産税法の施行命令によつて定められることになっているが、財産税等の実施に当り現行通貨を新様式の通貨と引換へることになっている關係上、新旧通貨の切替日が財産税の調査期日となるものと予定されている。

第二節 課税物件

一 課税物件

調査期日に於て税法施行地内に住所又は一年以上居所を有する個人にして、日本の国籍を有する者及び調査期日に於て税法施行地内に本店又は主たる事務所を有する法人は、共に調査期日に於てその有する財産の全部に対して財産税が課せられる。その他の納税義務ある個人又は法人は、調査期日に於てその税法施行地内に有する財産に対してのみ財産税が課せられるに止まる。

二 財産の所在

財産の所在については、動産、不動産及び不動産の上に存する権利は当該動産又は不動産の所在地、船舶は船籍の所在地、その他の財産については特殊の財産を除くの外は原則として権利者の住所地によることになっている。

三 特定外財産

調査期日に於て税法施行地内に住所又は一年以上居所を有しない個人及び本店又は主なる事務所を有しない法人の調査期日に於て有する在外財産については、これに課税しないのが原則であるが、これらの個人又は法人が調査期日後一定期間内に本法施行地に住所又は一年以上居所を有し、或は税法施行地内に本店又は主たる事務所を有するに至つた場合に於て、それらの個人又は法人が調査期日に於て有する在外財産に關し政府より補償を受け又は政府の補償により利益を受けたときは、その在外財産を適当に評価して財産税を課税することを考慮している。

第三節 財産税の種別

財産税は個人財産税と法人財産税との二種に分れる。個人に対しては個人財産税を課税し、法人に対しては法人財産税を課税することが原則であるが、相続、贈与、寄附等を原因として特別の規定に依り納税義務の拡張が認められる場合に於ては、個人が法人財産税を納付したり又は法人が個人財産税を納付したりするやうなこともあり得る。

財産税の課税を法人にまで及ぼすべきか否かは問題の存するところであらう。法人のうちその構成員との間に於て財産關係が絶縁されているもの、即ち民法第三十四条の法人の如く社員が法人の財産に關し社團關係に於ける請求権のない場合の如きについての課税は、法人とその構成員との間に於ける二重課税の問題を生じないからよとして、会社又は出資ある組合の如きに於ては、個人に対し株式又は出資の価額を評価して課税し、法人に対してもその財産に対

し課税することが二重課税ならずやとの問題を発生せしむる虞がある。この点については個人と法人とがそれぞれ経済主体としてその地位を有し、従つてそれぞれの観点からの負担力を認むべきであるのみならず、現在の会社資産の狀態又は株価等に顧みれば、株価等によつて個人に対し課税することのみを以て適切なる負担を実現することは困難なので、個人に対する課税に際しては株価又は出資の評価につき適當なる考慮を払ふとともに、法人に対する課税に際しては、後に述ぶるが如く積立金及び所謂含み資産に対する課税のみに止め、その間の調整を図っている次第である。

第四節 個人財産税

財産税の課税物件は納税義務者が調査期日に於て有する財産の全部又は国内に在る財産であるが、財産税法に於てはその課税標準を課税価格と呼んでいる。

一 課税価格の算定

先づ個人の課税価格は左の如く定められている。

無制限納税義務者たる個人の課税価格は、調査期日に於ける財産の価額より債務金額を控除した金額による。無制限納税義務者は課税期日に於て有する財産の全部に対し課税せられるのであつて、税法施行地に在る財産たる税法施行地外に在る財産たるを問はないし、又財産の種類如何を問はないのである。即ち土地、家屋等の不動産、地上権、永小作権、鉱業権等の不動産に類する権利、機械器具、商品、原料品、書画骨董等の有体動産、預金、貯金、貸金等の債権、株式、公社債、各種有価証券、特許権、営業権等の無体財産権、現金は固よりあらゆる財産的価値も有するものが、その課税の対象となるわけである。但し個人の財産中生活に通常必要なる家具、什器、衣服等の財産に

は個人財産税しないことになっている。

債務金額は調査期日に於ける全部の債務金額によるのであって、これには公課を含める言ひ慣はしになっている。而して財産税は戸主及び同居家族の課税価格を合算して税額を算出することになっているので、控除すべき債務金額についても戸主及び同居家族間の通算を認めている。即ち戸主又は同居家族中債務金額が財産の価額を超過する者があるときは、その超過額は本人の申請による等適當の方法により、戸主又は同居家族の財産の価額により控除することとし、戸主と別居する二人以上の同居家族の場合に於ても同様の控除を行ふことになっている。

二 同居家族

同居の戸主又は家族なりや否やは原則として調査期日に於ける現況によることになっている。但し疎開家族等が早急に世帯主の許に復帰することが困難な現況の下に於ては、疎開家族を同居家族と看做し、又戦災等により従来別居してゐた同一戸籍内の親子兄弟が偶々調査期日に於て同居していても、これは同居家族と看做さない、等の特例が設けられることになっている。

三 制限納税義務者の課税価格

制限納税義務者たる個人の課税価格は、調査期日に於て税法施行地内に有する財産の価額より特定の債務金額を控除した金額によることになっている。即ち在外財産には課税せられないが、税法施行地内に在る財産については通常の生活用財産等を除くの外は、あらゆる種類の財産が課税の対象となる。なほ債務金額は全部の債務の控除は認められず、税法施行地内に有する財産に係る公課、その財産を目的とする特別の担保物権を以て担保せられる債務その他特に控除を認められた債務に限り控除せられることになっている。

四 贈与等の課税調整

個人の課税価格の算定に関する原則は以上の如くであるが、特定の贈与、寄附行為又は財産を留保せる家督相続の場合に於ては、財産税の課税を適正ならしむるため、課税価格の調整が行はれる。即ち調査期日以前一定期間内に贈与、寄附行為をなした場合又は財産を留保せる家督相続のあった場合に於ては、その贈与財産、寄附財産又は相続財産の価額は、贈与者、寄附行為者又は被相続人の財産の価額に加算して課税することとし、その代りに二重課税とならないやう、受贈者、寄附行為により設立された財団法人又は相続人の財産の価額よりはこれを控除することになっている。なほ加算すべき贈与財産又は相続財産について相続税が課税せられるやうな場合に於ては、贈与財産又は相続財産の価額は相続税相当額を控除したものによることになっている。

以上の調整は財産の分散等により財産税の課税を軽減する如き結果を来さないやうな考慮の下に設けられたものであるから、政府に於て必要ありと認むる寄附金（贈与、寄附行為の双方の場合を含む。）については、寄附者の申請等により大蔵省に設けられる予定の財産税審議会の諮問を経て、以上の調整につき手心を加へることになっている。

以上の調整を行った場合に於ては、その加算した財産の受贈者、寄附行為により設立された財団法人又は相続人は贈与者、寄附行為者又は被相続人の課税財産中その受けた財産の割合に応じて個人財産税を納付すべき義務がある。

この場合に於ては贈与者、寄附行為者又は被相続人は受贈者、寄附行為により設立された財団法人又は相続人の納付すべき個人財産税についてそれぞれ連帯納付の責を負ふことになっている。なほ調査期日前一定期間内に著しき低い対価を以て財産を譲渡したやうな場合に於ては、その対価と時価との差額について贈与があったものと看做し、課税価格の調整を行ふことができる途を拓いている。

五 特別控除

かくして個人の課税価格が算定されるのであるが、現実に税率を適用して税額を算出する場合の最終課税価格は、算出課税価格より個人財産増加税控除、預貯金等控除、戦傷死控除、戦災者控除、人的控除の五種の控除を行った税額によることになっている。

先づ個人財産増加税額は個人の課税価格よりこれを控除する。個人の財産税と財産増加税との関係を考へて見ると、財産増加税は戦時利得の徴収を主眼として課税する税であるから、財産税に先行することが適當である。そこで、財産税の調査期日に於て個人の有する財産につき先づ財産増加税が課税されるか否か課税されるとすればその税額が何程になるかを計算し、その納税後に於ける財産を対象として財産税を課税しようといふ趣旨から、課税価格より個人財産増加税額を控除するのである。つまり、両税の課税関係としては先づ財産〔増〕加税のみは課税を受けるが、財産税の課税を受けない者もあるし、財産増加税と財産税との双方の課税を受ける者もあるし、又財産増加税は課税されずに財産税のみの課税を受ける者があるわけである。

次に個人の財産中預金、貯金、合同運用信託等については物と金との関係に於て預貯金者等が課税上不利益とならないやうに、それらの債権金額の概ね二割程度を個人の課税価格より控除することとし、預貯金等の優遇を図ることになっている。

更に戦争に起因する死亡又は傷害により支払を受くる一時恩給、扶助料、救恤金、見舞金、各種賜金等に相当する金額は本人の申請等により課税価格より控除することとし、戦争のための犠牲者に対する考慮を払っている。

なほ相当の被害を受けた戦災者に対しては、非戦災者との負担の均衡その他を考慮し、本人の申請等により概ね一

世帯につき一万円を課税価額より控除することになっている。一世帯の戸主又は同居家族中に戦災者ある場合の一円の控除金額は、申請額により又は財産の割合により按分して定めることになっている。

最後に人的控除であるが、個人の課税価格は本人の申請等により戸主又は同居家族一人につき二千元を控除することになっている。戸主たると家族たるとに拘らず財産を有すると否とに拘らず、納税義務者の世帯内の総人員一人につき二千元の控除を行ふ趣旨である。

六 免 税 点

以上の如くにして最終課税価格が定められるのであるが、小額財産所有者の負担を考慮して免税点が設けられ、算出課税価格が二万円未満の個人及び各種控除の結果最終課税価格が二万円未満となった個人には個人財産税を課税しないことになっている。なほ二万円未満なりや否やは戸主及び同居家族の課税価格はこれを合算してその総額につき定めるのである。

七 税 率

個人財産税は最終課税価格を十三級に区分し、高率の超過累進税率により税額を計算して課税することになっている。その税率は三万円以下一〇％、三万円超一五％、五万円超二〇％、七万円超二五％、十万円超三〇％、二十万円超三五％、五十万円超四〇％、百万円超四五％、二百万円超五〇％、五百万円超五五％、千万円超六〇％、二千万円超六五％、五千万円超七〇％であつて、その負担額は別項の如く租税としては画期的に多額に上るのである。

税額の計算に当つては、戸主及び同居家族の課税価格はこれを合算した上、その総額に対して税率を適用して総税額を算出し、これを各戸主及び同居家族の課税価格の割合により按分してそれぞれの税額を定めることになっている。

なほ課税価格が二万円から二万二千円前後の者については、納税後の金額が二万円を割ることになる虞があるので、課税価格二万円未満の者には免税点が設けられていることとの権衡上、算出税額が課税価格中二万円を超過する金額を超過するときは、その超過額に相当する個人財産税を免除することとし、納税後の金額が二万円を割ることのないやうに考慮している。この場合に於ても戸主及び同居家族については算出税額が課税価格を超過するや否やはそれぞれの合算額について定め、又免除税額はその総額を戸主及び同居家族の各税額に按分してこれを定めるのである。

第五節 法人財産税

一 課税価格

法人の課税価格は左の如くに定められている。

無制限納税義務者たる法人の課税価格は、調査期日に於ける財産の価額より債務金額及び払込株式金額又は出資金額の合計金額を控除した金額による。その財産は税法施行地内に在ると税法施行地外に在るとに拘らず、又その種類如何を問はないことは無制限納税義務者たる個人の場合と同様であるが、その性質上通常生活に必要な家具、什器を非課税とするといふやうな斟酌は認められていない。

無制限納税義務者たる法人が解散して清算中なるときと雖も、法人財産税は課税されるが、その調査期日迄に清算が結了しない場合の課税価格の計算に當っては、同日迄に残余財産の一部として既に分配してある金額は、これを払込株式金額又は出資金額より控除することになると思はれる。

制限納税義務者たる法人の課税価格は、調査期日に於て、税法施行地内に有する財産のみの価額より、制限納税義

務者たる個人の場合に於けると同様の特定の債務金額及び税法施行地内に有する財産の価額に相応する払込株式金額又は出資金額の合計額を控除したるものによる。

要するに資本団体たる性質を有する法人については、その特殊の性質に顧み、財産税の課税に於ては出資された資本については課税の対象となさず、調査期日に於ける法人の純資産を洗って見た上、その出資された資本を越ゆる財産、即ち積立金及び含み資産に対してのみ課税せんとするのである。この点に於て個人に対する財産税が総財産を対象として課税するのとその趣を異にするものである。但し資本団体たる性質を有しない法人即ち出資の觀念のない法人（民法第三十四条の法人、宗教法人等）については、その財産の価額より債務金額のみを控除した純財産価額に対し課税せられることは、個人に於けると同様である。

二 寄附金の調整

法人の課税価格についても、調査期日前一定期間内になされた寄附金については、課税価格の調整が行はれる。この場合の課税関係の要領は、個人の贈与の場合に於けると同様である。

三 非課税財産

法人財産税は法人の総ての財産に対して課税せられるのが原則であるが、公益を目的とする法人の有する学校、図書館病院其他公益の用に供する財産等、又宗教法人の有する財産中礼拝、教義の宣布又は俄式の執行に供するものは課税しないことになっている。

四 特別控除

法人の算出課税価格より特別控除せられるものは、法人戦時利得税を納める法人についての当該戦時利得税額のみ

である。

法人の財産税と戦時利得税との関係は、個人の財産税と財産増加税との関係と同様で、戦時利得税が財産税に先行する観念になる。そこで課税技術上課税価格より法人戦時利得税額を控除するといふ計算方法をとったのである。

五 免税点

法人財産税の課税については、出資の観念ある法人に対しては含み資産等に対し課税するため、小額の課税価格に止まる法人と雖も、すべて課税することになっているが、出資の観念のない法人等についてはそのすべての財産に対して課税することになっているので、特に免税点が設けられている。即ち法人税又は特別法人税を課税せられない法人、宗教法人及び法人たる労働組合等については、課税価格が三万円未満なるときは法人財産税は課税されないのである。

六 税率

法人財産税の税率はすべて比例税率によるのであるが、負担力の程度を考慮して或る程度細分されている。即ち法人税を課せられる法人に対しては積立金額に相当する金額については二〇%、その他の金額については三〇%の税率により、特別法人税を課せられる法人に対しては積立金額に相当する金額については一五%、その他の金額については二五%の税率により、その他の法人、即ち所謂公益法人及び法人格なき社団又は財団（法人税を課せられる法人中宗教法人及び法人たる労働組合を含む。）に対しては単一に一〇%の税率により、それぞれ税額を算出して課税する。

信託会社又は信託業務を営む銀行については、合同運用信託の信託財産と固有の財産とを区分して各別に課税価格を計算し、合同運用信託の信託財産に対する分の課税価格については二〇%の税率により課税する。

なほ積立金額に相当する金額は、既に法人税等の課税を受けているわけであるから、特に低い税率により財産税を

課税することになっている。然るに法人戦時利得税は、その実質に於て戦時中に於ける積立金の増差額の全部を徴収するやうな関係になっているので、当該税額に相当する分は積立金額が減少してゐるものと観るべきであるから、法人財産税の税率適用区分を行ふに於ては、積立金額より当該法人の戦時利得税額を控除することになっている。

免税点が認められている法人の課税については、納税後に於ける法人の財産が免税点たる三万円を下らないやうに、個人財産税の場合に於けると同様に税額免除の規定が設けられている。

第六節 財産の評価

一 評価の原則

個人又は法人の課税価格算定の基礎たる各種財産の評価は、原則として調査期日に於ける時価によることになっている。これを課税技術上の実際について考へて見ると、個々の財産につき一々具体的に時価により評価することは煩雜の限りであつて、到底これを期待し得べくもない。又評価に当り著しき困難を感ずるが如き財産につき、個々の判定に委することが適當でない場合もあり得る。従つて財産税法に於ては、特定の財産の評価につき有權的な評価の準則を設けることになっている。

二 不動産

その一は不動産上の権利についてである。即ち税法施行地内にある土地、家屋の価額は地租法又は家屋税法による賃貸価格に対し、一定の倍数を乗じて算出した金額により、借地法による借地権の価額はその目的たる土地の賃貸価格に対し一定の倍数を乗じて算出した金額によることになっている。この土地又は家屋に適用すべき倍数は、情況類

似する区域内に於て標準となるべき土地又は家屋を選定し、その時価と賃貸価格の間に見出ださるる倍数により、又借地権に適用すべき倍数は情況類似する区域内に於て標準となるべき借地権の時価の当該借地権の目的たる土地の賃貸価格に対する倍数によることになっている。これらの標準となるべき区域及び倍数は、各財務局所轄内に設置される不動産評価委員会に諮問した上政府に於てこれを決定する。

借地法による借地権を除く地上権及び永小作権の価額は、土地の価額に対し一定の割合を乗じて算出した金額によることとし、その割合は不動産評価委員会に諮問した上政府に於てこれを決定する。

なほ土地又は家屋につき制限物権等の権利が附着している場合に於ては、その価額より当該権利の価額を控除することになっている。

以上により評価せられた不動産及び不動産上の権利の法定価額が、時価に比し不相当と認められるが如き特別の事情あるときは、その法定価額に拘らず、時価により土地、家屋、借地権、地上権又は永小作権の価格を得る途も拓かれている。

三 有価証券

その二は有価証券についてである。即ち公債、社債、株式等のうち取引所の相場あるものの価額は、取引所の相場によることになっている。而して取引所の相場のない株式又は法人に対する出資の価額は、当該会社又は組合の調査期日に於ける資産、収益及び配当率の状況を基礎とし状況類似せる法人の株式その他の取引所の相場等を参酌してこれを定めることになっている。

四 定期金

その三は定期金、郵便年金等の価額についてである。即ちこれらの定期金等の価額は、一定利率の複利計算により計算した年金現価によることとし、その無期又は終身のもの等残存期限の不定なものについては、特に一年間に受くべき金額の一定倍数によることとされている。

五 保険金

その四は調査期日に於て未だ年金支払事由の発生しない郵便年金、未だ契約金の給付を受けない無尺契約又は未だ保険事故の発生しない生命保険の契約に関する権利の価額についてである。これらの財産の価額は調査期日迄に払込んだ掛金又は保険料の合計額に一定の割合を乗じて算出した金額によることとし、或程度割引されることとなると思はれるが、最近噂にある一時払の保険料についてはかゝる措置は採られないであらう。

六 在外財産

以上特別の評価方法の定められている財産以外の財産の評価は、それぞれ適當なる方法により時価によることとなるのであるが、在外財産の評価に関しては、賠償又は補償の問題等を考慮することが適當であると考へられるので、別に実情に即した評価を行ふか或は賠償又は補償の見当がつくまで斯る財産を一応除外するとか色々の措置が考慮せられると思はれる。

七 看做債務

最後に財産の価額より控除すべき債務金額の計算については特別の規定は設けられていない。たゞ昭和二十一年分の不動産所得、乙種の配当利子所得、甲種乙種の事業所得、山林の所得又は乙種の退職所得に対する分類所得税及び総合所得税等は個人の課税価格の算定上に於ては、これを債務と看做して控除されることになっている。

第七節 徴 収

一 納期

財産税は個人財産税も、法人財産税も、共に昭和二十一年度中に於て一時にこれを徴収することを原則としてい
る。而して通常の手続によつて課税するならば、個人財産税は概ね昭和二十二年二月二十八日限り、法人財産税は同
年一月三十一日限り徴収することになると思料せられる。

二 概算予納

然るに我が国民経済の現状は、財産税等の徴収につき荏苒遷延を許さぬ情勢に立ち到っていると認められるので、
今後の情勢の如何によつては、経済秩序を確保するため個人財産税につき概算予納の制度を設け、納税義務者の申告
その他確実な資料を基礎として課税価格を概算し、その概算額に相応する個人財産税額を計算し、この税額の八〇％
以内をなるべく早き機会に於て金銭又は国債を以て徴収し得るやうな措置を講ずることになっている。この概算予納
額は後日正当税額に引直し、その増減差額を追徴又は還付することになるべきは勿論である。なおこの概算予納の制
度は個人財産増加税についても考慮されている。

三 納税の方法

さて本論に返つて、財産税は金銭を以て納付するの外国債を以て納付することが認められる。そこで、金銭、預貯
金、国債等を以て財産税の全額を納付することが明かなときは、個人財産税も法人財産税も共にこれを一時に徴収す
ることになっている。この際に於ては、その契約を解除するも不利益を蒙らざるやう適宜の処置に出ずることを考慮

している。

然るに現金、預貯金及び国債等を以て財産税を完納し得ない場合に於ては、納税義務者が自らその有する財産を換価して納税資金を工面することになるべきであるが、今次の財産税は財産額に対し相当の負担となるので、納税義務者に於ても納税上種々の困難やら支障やらを感ずべきことが予想されるため、でき得る限り納税義務者の便宜を考慮しつつ、しかも可及的に速に徴税を完了するやう概ね左の如き措置を講ずることになっている。

四 個人財産税の物納等

先づ個人財産税については、その税額が調査期日現在の金銭、預貯金、国債等の合計額の概ね八〇％程度を越ゆるときは、本人の申請等により土地、家屋等の財産による物納を認め、場合によっては、税額に相当する担保を提供することを条件として四年以内の分納を認めることになっている。たゞ、今回の財産税は前述の如く可及的に早く実施しなければ折角本税を設けた効果を減殺することになるので、分納は税額の少額のものであるとか、物納の困難な場合とか又は毎年の所得税から納税できる場合とかに限定することになると思はれる。なお個人財産税と個人財産増加税との双方に納税義務ある個人については、先づ財産増加税を金銭、預貯金及び国債等を以て納付し、然る後財産税を納付するといふやうな前提の下に、財産増加税なり財産税なりの物納又は延納を認むるやう考慮せられるはずである。

五 法人財産税の物納等

次に法人財産税については、金銭、預貯金及び国債を以て納税することが困難なときは、法人の申請等により、場合によっては土地、家屋等の財産による物納を認め、又場合によっては一定資本金額以下の小法人に限り税額に相当する担保を提供することを条件として二年以内の延納を認めることになっている。これらの方法によるものなお且納税

を困難とする法人については、法人財産税の納付に代へて当該税金を株式又は出資に転換し、転換の限度に於いて資本を増加する旨を決議し得る途を拓くことになった。この決議は政府の認可を受くるに非ざれば、効力を生じないことになっている。

六 延納税金の納期

延納を認められた税金は個人財産税は毎年二月及び九月の二回、法人財産税は毎年一月及び八月の二回に徴収されることになるが、延納税金に対して一定の利率による利子が附される。

七 徴税上の納税義務の拡張

財産税の徴収についてはその徴税を遺憾ならしむるため、納税義務の拡張が行はれる。その一は法人が解散した場合に於て財産税を納付せずして残余財産を分配した場合であつて、清算人及び残余財産の分配を受けた者はその財産につき連帯して納税の義務を負ふ。その二は納税義務者の財産につき調査期日後に贈与、遺贈又は寄附行為が行はれた場合であつて、受贈者、受遺者又は寄附行為により設立された財団法人は、その受けた利益の限度に於て贈与者、遺贈者又は寄附行為者の納付すべき財産税につき連帯納付の責を負ふ。なほ納税義務者が著しく低き対価を以て財産を譲渡したときは、その対価と時価との差額につき贈与があつたものと看做して連帯納税の義務を負はしめるとになつてゐる。

第八節 調 査

一 申告及び申請

財産税は国民経済再建の基礎を築き上ぐべき国民連帯税であり国民の税であることに顧み、その課税が公正適切に実現されるため、全国民の全幅の協力に期待し、先づ納税義務者たる個人及び法人の一つ一つにつき、調査期日に於ける的確にして誠実なる財産の申告が税務署に出揃ふことを待望している。申告は調査期日後概ね一箇月以内に提出するやうに定められていると思はれる。なほ、戦傷死控除、戦災者控除及び人的控除は、この申告と日時と税務署に申請することになっている。

財産税はこの申告を基礎として調査が進められるわけであるが、国民各自の財産に及ぼす影響が甚大且深刻なるものがあるので、厳正、周到、公正にして、しかも、個々の納税義務者の実情に即した課税を行ふの要があることが痛切に感ぜられる。そこで財産税の調査に当っては、財産の確認につき関係各方面の協力の下に特別の措置を講ずるの外、税務署長に広汎な質問及び検査の機能を付与して調査の徹底を期し、なほ税額算定の基礎となる課税価格は、各税務署毎に民間選出委員を以て構成、設置される財産調査委員会の調査により政府に於てこれを決定することになっている。

二 財産の確認

先づ財産の確認に関しては、例へば記名株式については会社より株主の調書を提出し又は生命保険契約に関する権利については会社より保険契約者の調書を提出する等、財産を有する者の相手側の協力を求めることは固より、財産を有する者に対し直接にその財産を開示するやうな措置をも考慮している。例へば所有者の確認が最も困難視せられる現金については、新様式の通貨を発行して旧通貨との引換を行ひ、その際手持現金高を確認することにする。又預貯金及び公社債その他の無記名証券については、その所有者に於いて調査期日に於けるこれらの財産の現在高を一括して申告し、申告の際貯金等については証券又は帳簿等を、証券については当該証券又はその保管証登録済証等を同

時に政府の指定する金融機関（郵便局を含む。）に持参し、申告済なる旨の一定の表示を受けることにし、申告を要すべき預貯金及び証券等にして申告済の表示のない場合は、預貯金の払戻又は証券の償還を行はないこととして、これらの財産を確認するやう考慮している。しかも仮装又は架空の名義により、財産の分散、脱漏が行はれないやう、申告の際に於ては米穀通帳の呈示その他の方法により住居所及び名義が正当であるか否かを証明せしめ、正当権利者よりの申告がない限り、申告済の表示を行はないことにならう。それから白紙委任状附で転帳している株式又は小切手、手形、郵便替為、収入印紙その他流通性を有する証券についても、概ね同様の構想と手段とにより、調査期日に於けるその財産の所有者を確認することになっている。

三 質問及び検査

次に税務署長は、納税義務者に対し財産税に関する調査等に必要の質問をなすの外、納税義務者の財産自体及び財産に関する帳簿書類その他の物件を検査し得る権限が与へられてゐる。従つて買溜め等によつて財産を隠匿しているやうな場合に於ては、買溜め品を検査して課税するやうなこともあり得るわけである。なほ税務署長は納税義務者と財産上の取引関係に立つ者に対し、財産税に関する調査等につき、必要の質問をなし又は財産上の取引に関する帳簿書類その他の帳簿物件を検査し得る外、公証人に対しても質問等をなすことができる。なお且必要あるときは、税務署長は町内会部落会等の協力を求め、その団体の員の財産につき財産税課税に必要の質問をなすことを得ることになっている。以上のように財産の課税の適正を期するためには、信託財産、生命保険契約上の権利等については、財産を有する者を法律で特定し、又最近の贈与、寄附等については、当事者間に於ける課税上の調整を考慮している外、課税すべき財産の把握に関しては、各種の申告、質問、検査等の手続を詳細に定めることになっているのであるが、しかもなほ

四 罰則

不正の手段により脱税せる者に対しては、罪質により体刑に処するやう考慮し、罰金刑に処する場合に於ても脱税金額の最低三倍、最高十倍に達する高額の罰金に処することとし、罪質特に重く体刑を以てするの外なほ経済的苦痛を与ふるに非ざれば処罰の目的を達し難いやうな場合に於ては懲役及び罰金を併料し得るやうになっている。なほ法人の代表者及び法人又は個人の使用人等がその法人又は個人の業務に関して税法違反を敢てした場合に於ては、その法人又は個人を処罰するの外併せて行為者をも処罰し得ることとし、従来直接税には類例を見ない嚴重なる罰則を設けて、脱税の如き違法行為に出でざるやう一般の注意を喚起している次第である。

第九節 その他

一 財産税審議会

財産税等の施行に関する重要事項を審議するため、大蔵省に財産審議会（仮称）が設けられることになっている。審議会の構成及び運営等については別に官制等を以て定められる。

二 財産調査委員会

各税務署所轄内に個人財産委員会及び法人財産調査委員会が設けられることになっている。調査委員の選挙及び調査委員会の議事等については、概ね現行所得調査委員の選挙及び所得調査委員会の議事等の例に倣ひ、適当な運営が行はれてるものと思われる。

三 救済措置

個人及び法人の課税価格は、原則として財産調査委員会の調査による等概ね所得金額決定の方法に準じ税務署長に於てこれを決定し、納税義務者に対し通知することになっている。この決定通知に対し異議あるときは、通知を受けた日より三十日以内に不服の事由を具して財務局長に審査の請求をなすことを得しめている。この場合に於ては財務局所轄内に設置される財産審査委員会の決議により財務局長に於てこれを決定することになっている。なほこの審査決定をに対し不服ある者は、大蔵大臣に訴願をなし又は行政裁判所に出訴することを得しめている。

第二章 法人戦時利得税

一 納税義務ある法人

戦時利得税は財産税の調査期日（終期日）に於て税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人と終期日に於て税法施行地に資産又は営業を有する法人とに課税される。前者は無制限納税義務者であり、後者は制限納税義務者である。

戦時利得税は法人の戦時利得を徴収することを主眼として創設されたものであるから、法人の総てに対し課税するものではなく、営利法人に対してのみ課税することとし、営利を目的としない法人であつて従来より法人税を課せられていないやうな法人には課税しないこととなっている。

二 課税物件

無制限納税義務者たる法人には、後に述ぶる戦時利得の全部に対して課税するのである。又制限納税義務者たる

法人には税法施行地に於ける資産又は営業より生じた戦時利得についてのみ課税するのである。故に無制限納税義務者たる法人は、税法施行地内より生じた戦時利得は勿論、税法施行地外の何れの地から生じたものと雖も総て課税せられるのであるが、制限納税義務者たる法人は税法施行地内より生じたものに限り課税せられ、税法施行地外より生じた戦時利得については課税されないのである。

戦時利得税は戦時利得の全額を徴収して戦争に起因する利得を排除することを目的とするものであるが、その戦時利得の何たるかを的確に定義し、その内容を確定することは至難事に属する。そこで本法に於ては、昭和十五年四月一日以後に於て最初に終了する事業年度開始の日より終期日に亘る間の計算期間内に生じた営利法人の純収益は、軍需産業よりの収益たると平和産業よりの収益たるとを問はず、すべてこれを戦時利得と観て課税することにしたのである。但し当該期間内に於て純収益の中から租税として支払はれ、株主や社員に対し配当として支払はれ又は重役に対し賞与として支払はれる金額等は、終期日に於ては利得として法人の許に留保されてゐないことゝ、それらの配当、賞与等は財産税又は財産増加税の課税の対象となること等の理由により、戦時利得税の当初税額より当該支払金額を控除した残額を徴収税額として課税することゝしたのであって、実質に於て概ね当該期間内に於ける法人の利益金額中租税、配当及び賞与等を控除した後の社内留保金額即ち積立金の合計額が、特殊の場合を除くの外大体徴収すべき税額となるやうに定められている。

三 戦時利得の算定

戦時利得の計算は法人の昭和十五年四月一日以降に於て最初に終了する事業年度開始の日より終期日に至る間（以下計算期間と称す）の総益金より総損金を控除した金額を以て戦時利得とすることになっている。

なほ解散した法人も終期日に於て清算終了せざるものは、戦時利得税を納むる義務があるのであるが、解散法人については昭和十五年四月一日以後に於て最初に終了する事業年度開始の日より解散の日迄を以て計算期間として戦時利得を計算するのである。

こゝで総益金又は総損金と謂ふのは法人税法に於て謂ふ総益金又は総損金と同様であるが、戦時利得の計算に於てこの総益金又は総損金につき特に注意を要する主なる点を述べれば大体次の如くである。

(一) 租税

法人が計算期間中に於て納付し又は納付すべき租税であつて法人税法に依る所得の計算上損金に算入せられないもの即ち法人税、臨時利得税等は戦時利得の計算に於てもこれを損金に算入しないのである。

(二) 繰越損益

法人が計算期間前即ち昭和十五年四月一日以後に於て最初に終了する事業年度前より繰越した益金は、法人がたとへ計算期間中の益金に算入した場合と雖もこれを益金に算入しないのである。又計算期間前より繰越した損金についても、繰越益金と同様計算期間中の損金に算入すべきではないが、繰越欠損金はそれだけ法人の資産に欠缺を生じているものであるから、負担力に鑑みればこれを損金に算入するを適当と認められるので、これを損金に算入することとしたのである。然しながら法人が積立金と繰越欠損金とを両建整理するとき、繰越欠損金が積立金を超過する場合に於てのみ資産に欠缺を生じたこととなるのであるから、この場合は積立金を超ゆる部分についてのみ損金に算入するのである。

(三) 資産の評価に因る損益

法人が資産の評価換を為し損金を計上したときは、評価換を為した時期が計算期間開始の時より終戦前に終了した事業年度の間にて為したものであるときは、法人税法の所得の計算上これを損益に認めた部分に限り戦時利得の計算に於てもこれを損金に認めるのであるが、終戦後に終了する事業年度に於て評価換を為し計上した損金については、概ね終戦後から終期日迄を一計算期間として全部の資産につき是否認計算を行ふ見込である。

(四) 固定資産の減価償却

法人が固定資産の償却を為し損金に計上した場合は、計算期間開始の時より終戦前に終了した事業年度に於て為したものは、法人税法に依る所得の計算上損金に算入されたもの限りこれを戦時利得の計算に損金に認めるが、終戦後に終了する事業年度に於て為した固定資産の償却は当該期間を一計算期間として固定資産の償却範囲額を算出し、これを損金に入算することとなる見込である。

(五) 寄附金

法人の為した寄附金にして法人税法に依る所得の計算上損金に算入せられた金額は、戦時利得の計算上大体これを損金に算入するのであるが、終期日前一定期間内に於て為した寄附金については、原則としてこれを損金に算入しないこととする見込である。

(六) その他

臨時租税措置法第一条の四、第一条の十八又は戦時災害国税減免法施行規則第十条の二の規定に依り、法人税法に依る所得の計算上損金に算入する等の特例を認められたものは、戦時利得の計算についてもこれを同様に取り扱ふのである。例へば国庫補助金を以て設備の増設に充てた場合の国庫補助金収入はこれを益金に算入しないと

か、或は戦時災害に因り保険金の支払を受けた場合に於て生ずる保険差益に相当する金額はこれを圧縮記帳を爲し益金に計上せざる等の特例である。

四 法人の合併

法人が計算期間中に於て合併を爲した場合、被合併法人の計算期間中の行為又は計算はこれを合併法人の行為又は計算と看做して戦時利得を計算するのである。即ち被合併法人の計算期間中の総益金又は総損金はこれを合併法人の総益金又は総損金と看做することは勿論、被合併法人の納付した租税又は株主へ分配した配当金、役員へ支給したる賞与金等は総て合併法人の爲したものと看做するのである。

五 税額

法人の戦時利得税は前に述べたところに依つて計算した戦時利得金額に、百分の百の税率を乗じて算出したものがその税額となるのである。故に戦時利得金額は百分徴収せられることとなる。然し法人は戦時利得の金額を社内に留保しているのではなく、利得の内租税の納付に充て又は株主の配当或は役員賞与等を支払い、既に利得の相当部分は社外に流出しているのである。そこで算出税額から計算期間中に於て納付した租税とか、株主に分配した配当金或は役員に支給した賞与金の如く、既に社外へ流出したものはこれを控除した額が實際徴収される税額となるのである。

この場合に税額より控除される配当金及び賞与金は實際支払はれたものでなく、計算期間中に於て終了した事業年度分の配当金及び賞与金として支払の確定したものを指すのであるから、当該期間中に終了した事業年度分の配当金及び賞与金はたとへ未払であつても控除されるのである。又終期日を含み同日以後に終了する事業年度分に

存りては、未だ事業年度が終了しないため配当金及び賞与金の支払が確定して居らずとも負担の権衡上これは直前事業年度の配当率、賞与率等を参酌し、計算期間に対応する配当金及び賞与金を控除することとなっている。なほ解散した法人については解散後終期日前に於て残余財産の分配として計算期間に生じた利益を分配したものがあるときは、この金額も配当金と同様控除されるのである。

六 申告及び決定

(一) 申告

納税義務ある法人は終期日後三十日以内に財産目録、貸借対照表、計算期間中の損益計算書及び戦時利得金額を計算したる明細書並に戦時利得税額より控除を受くべき租税、配当金及び賞与金の明細書を添付して所轄税務署へ戦時利得金額の申告を為すこととなっている。

(二) 決定

法人の戦時利得金額は法人の申告に依り、申告なきとき又は申告を不相当と認むるときは税務署長の調査に依つて決定することになっている。税務署長は戦時利得金額を決定したときは納税義務ある法人に通知することとなっている。なお税務署長は戦時利得金額を決定したときは納税義務ある法人に通知することとなっている。

七 救済措置

法人が戦時利得金額の決定に対し異議あるときは、通知を受けた日より三十日以内に不服の事由を具し審査の請求を為し得ることとなっている。この場合は財産税法の財産審査委員会の決議に依り決定することとなっている。この審査決定に対しなほ不服あるときは、訴願又は行政訴訟を為し得ることとなっている。

八 徴収

法人戦時利得税は昭和二十一年度中に於て一時にこれを徴収することゝなっている。然し特定の場合は一条件の下に物納又は延納を認むることとなつてゐるが、この物納又は延納を認むる場合は資本増加に依る納付の場合を除くの外財産税の場合と大体同様に取り扱ふことゝなるであらう。

なほ合併法人は被合併法人の戦時利得税を納める義務がある。又法人解散した場合に於て法人戦時利得税を納付せずして残余財産を分配したときは、その税金は清算人及び残余財産の分配を受けた者は連帯して納税する義務がある。

九 其の他

法人税法に準じ税務署長は戦時利得税の調査に関し質問及び検査を為し得ると共に脱税その他の違反行為に対しては嚴重なる罰則が設けられている。

第三章 個人財産増加税

一 概説

個人財産増加税は個人の戦時利得の徴収を主眼として創設せられた租税であつて、その戦時利得の概念規定が極めて固難なるため、昭和十五年四月一日以後財産税の調査期日（終期日）に於ける個人の財産増加額を標準とし、これにより一回限り課税することになつてゐる。而してこの一定期間中に於ける財産増加額中一般の物価騰貴率を

超過する部分は実質的の財産増加であつて、これを概ね戦時利得として観念し得るところから、可及的にこれを租税として徴収するため、高率の超過累進税率により課税することゝするが、一般の物価騰貴率を超過しない部分は名目的の財産増加であつて、これを本来的意味の戦時利得と観念することは適當ではないが、価格面による財産の増加それ自体に負担力が認められるので、これに対し補足的に低率の課税を行ふことにしたのである。

二 納税義務者

財産増加税は終期日に於て税法施行地に住所又は一年以上居所を有する個人で日本の国籍を有する者（無制限納税義務者）と、終期日に於て税法施行地に財産を有する個人（制限納税義務者）とが納税義務を有することになっている。

三 課税物件

無制限納税義務者たる個人に対しては、後に説明する財産増加額の全部に対し一回限り課税するのである。又制限納税義務者たる個人に対しては、税法施行地に在る財産につき生じたる財産増加額に対し一回限り課税するのである。従つて無制限納税義務者たる個人は税法施行地内のみならず税法施行地外の何れの地域に在る財産から生じた財産増加額と雖も総て課税せらるゝに反し、制限納税義務者たる個人は税法施行地内に在る財産より生じた財産増加額に限り課税されるのである。

四 財産増加額の算定

財産増加額は終期日に於ける財産額（終期財産額）より昭和十五年四月一日（始期日）に於ける財産額（始期財産額）を控除して計算することゝなつてゐる。即ち始期財産額に比し終期財産額の増加した金額によるのである。

この場合に於て始期日に於ける消費財産が始期日に於ける積極財産を超過するときは、財産増加額の計算上は超過額なちものと看做される。例へば始期日に於て十萬円の借金のあった者が終期日には十萬円の財産を有するに至つた場合には、その財産増加額は實質は二十萬円であるが十萬円として算定されるわけである。

戸主と同居家族は合算される建前を採るから、其等の者の中に終期財産額が始期財産額に比し減少したるものあるときは其の減少額は他の者の財産増加額から控除するわけである。

始期日と終期日との中途に税法施行地より転入した個人や、税法施行地外へ転出し終期日に本法施行地に財産のある個人の財産増加額の計算については、税法施行地外に在る財産より生じた財産増加額については、原則としてこれを除外する趣旨の下に実情に即した特例が設けられることになる。

なほこゝで始期日又は終期財産額と謂ふ場合の始期日又は終期日の財産の評価及び債務控除については、すべて財産税の例に準ずることになっている。又生活に通常必要なる家具、什器、衣服等財産税法の所謂非課税財産が始期日又は終期日の財産の価額に算入されないことも同様である。

五 相続及び贈与

始期日と終期日との間―計算期間中―に相続又は贈与があった場合に於て、財産増加税の適用上どう取扱はれるかにつき場合を分つて説明しよう。

(一) 相続

先づ相続の開始があつた場合には相続人が被相続人の地位をその儘承継したものと考へてよいわけである。即ち被相続人の始期財産額も相続人が始期日に有していたと看做するのである。

(二) 贈与

次に贈与のあった場合には贈与者の始期財産中贈与財産に対応する金額を受贈者が始期日に有すると看做し、反対に贈与者はこれを有しないものと看做して課税するのを原則とする。然しながら終期日前の一定期間内になされた所謂直前の贈与については、財産税等の実施を見越して為されることも予想されるので、この場合には贈与なかりし状態に返して課税する趣旨により、その贈与財産を贈与者の財産の価額に加算して税額を算出し、受贈者にその受けた財産の割合に応じて納税の義務を認め、併せて贈与者もこれにつき連帯納付の責に任せしめられることになっている。終期日前一定期間内に為された財産を留保せる家督相続又は寄附行為についてもこれと同様に取扱ふことになっている。

六 財産増加額よりの特別控除

前に述べたところによって計算した財産増加額から本来財産増加税を課税することを適当としない各種の金額が控除されることになっている。これを特別控除と謂ふことが出来よう。其の主なるものを述べれば大体次の如きものである。

- (一) 退職給与金であつて始期日前に於ける勤労に因つて支払を受けた金額は財産増加額より控除するのである。勤務が始期日前後に亘る場合に於て、始期日後に支払を受けた退職給与金については概ね勤務の期間に応じ始期日前に於ける勤務に相応する部分が控除されることにならう。
- (二) 特定の預貯金等は財産税に於ける預貯金の優遇と同趣旨により、概ね二割程度を財産増加額より控除する。
- (三) 戦争又は災害に起因する死亡又は傷害に因つて一時恩給、扶助料又は救恤金等の支払を受けた者に付ては財産

税に於けると同様、其の支払を受けた金額を財産増加額より控除することゝなっている。

(四) 戦災者に付ては財産税の課税価格より一万円を控除すると同趣旨に依り原則として一世帯に付一万円を財産増加額より控除することになつてゐる。

(五) 右の外特別控除を為すことも適當と認められる金額例へば宝籤の当籤に因る利得等が命令を以て定められる見込である。

七 基礎控除

財産増加額については一万円の基礎控除が認められる。戸主及び同居家族の財産増加税はその財産増加額を合算して算出する建前を採るから基礎控除についても其の総額を一万円とし、これを戸主及び同居家族の分に区分することになつてゐる。

八 財産増加額の区分

特別控除及び基礎控除を行った後の課税財産増加額は、第一種財産増加額及び第二種財産増加額に区分される。その区分の基準は概ね次の如くである。

(一) 第一種財産増加額は課税財産増加額中始期財産額に大蔵大臣の定むる割合を乗じて算出した金額を超過する金額である。この第一種財産増加額は実質的な財産増加額であり、高率の超過累進税率に依り課税することになつてゐる。

こゝで大蔵大臣の定むる割合と謂ふのは、物価騰貴率に相当するものであつて、始期日と終期日との間に於ける各種財産の価格の騰貴の割合を基礎として調査し、財産税法の財産税審議会に諮問して定めることになつてゐる。

例へば始期財産額五万円、終期財産額十五万円、一定割合を十割(終期財産額が始期財産額の二倍、騰貴差額の割合十割)と仮定すれば、十五万円より五万円を差引、更に基礎控除額一万円を控除した九万円が課税財産増加額となる。その中、始期財産額五万円に十割を乗じて算出した五万円を控除して得た四万円が第一種財産増加額となる。(二)次に第二種財産増加額は課税財産増加額より第一種財産増加額を控除した金額である。この第二種財産増加額は名目的増加額であり、補足的に低率の超過累進税率に依り課税することになっている。

前例では課税財産増加額九万円より第一種財産増加額の四万円を控除した五万円が第二種財産増加額に相当する。

さてこの第二種財産増加額については、それが名目的な増加額たるに止まる点よりその負担力を考慮し、五万円の免税点が設けられることになっている。この場合に於ては戸主及びその同居家族の第二種財産増加額は、これを合算してその総額につき免税点の規定を適用する。

(三) 始期日より引続き土地、家屋等を所有する場合に於ては(一)の特例が認められている。即ちこれらの財産の終期の価額の総額がその始期日の価格及びこれに前述の大蔵大臣の定むる割合を乗じて算出した金額の合計額を超える場合に於ては、その超過額はこれを第一種財産増加に算入しないで、第二種財産増加額として課税することになっている。同一の土地や家屋を持ち続けてゐた場合の値上りについてはその特殊性に鑑み、値上りの全部を第二種財産増加額として課税せんとする特例に外ならない。

例へば始期日に於て五万円の家屋が終期日に於て十五万円に値上りをした場合は(一)によれば課税財産増加額九万円中四万円が第一種財産増加額となるのであるが、この特例により四万円も含め九万円全額を第二種財産増加額と

して課税することとなるのである。

九 税率

財産増加税の税率は第一種財産増加税については高率の超過累進税率で十万円以下百分の六〇、十万円超百分の八〇、三〇万円超百分の百となっている。実質的財産増加税額はこれを戦時利得として百分に至る急激な累進課税を行はんとするものに外ならない。これに反し第二種財産増加税については低率の超過累進税率で、十万円以下百分の一〇、十万円超百分の二十、三十万円超百分の三〇となつて居り、補足的税率に依り課税せんとするものである。

戸主及びその同居家族の財産増加税はその税額を合算して算定するの建前を採る。即ち第一種財産増加額及び第二種財産増加額は各これを合算しその総額につき税率を適用して算出した金額を、各その第一種財産増加額及び第二種財産増加額に按分計算して各その税額を定めることになっている。

なほ第二種財産増加額につき五万円の免税点を設けて居るから、五万円前後の者の負担の不均衡を避けるため税額が第二種財産増加額中五万円を超える金額を超過するときは、その超過額に相当する税額を免除し、財産増加税納税後の財産が五万円を割らないやうに調整を図ることになっている。

十 徴収

個人財産増加税は原則として昭和二十一年度中に於て一時にこれを徴収することになっている。然し特定の場合には一定条件の下に物納又は延納を認めることになっているが、この物納又は延納を認むる場合は財産税の場合よりもきつく取扱はれることにならう。

なほ政府に於て必要ありと認むるときは、財産税の場合と同様納税者の申告等を基礎として概算で財産増加額を

決定し、納期前に徴収し得る途が拓かれているのである。

十一 その他

申告、決定、審査、訴願及び行政訴訟に付ては財産税法の規定に準じ取扱ふこととなっている。税務署長は財産税法の規定に準じ質問及び検査を為し得ると共に、本税連脱防止のため特に嚴重なる罰則が設けられていることは財産税に於ける同様である。

個人財産税及び個人財産増加税の算出例

各種の場合に於ける財産税と個人財産増加税との負担額を算出して見ると左の如くである。

第一例 財産税及び個人財産増加税階級別税額並に課税価格千円当負担額表

課税標準価額		財 産 税		財産増加税第一種		財産増加税第二種	
区 分	税 率	種 額	税 率	種 額	税 率	種 額	税 率
円	%	円	%	円	%	円	%
三〇、〇〇〇	以下	三、〇〇〇	六〇	一八、〇〇〇	一	三〇、〇〇〇	一
超一五〇	超	三、〇〇〇	六〇	一八、〇〇〇	一	三〇、〇〇〇	一
五〇、〇〇〇	超	六、〇〇〇	六〇	三〇、〇〇〇	一	七、〇〇〇	一
七〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇	六〇	四二、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一
一〇〇、〇〇〇	同	一七、五〇〇	八〇	六〇、〇〇〇	二〇	一〇、〇〇〇	一
同	同	二七、五〇〇	八〇	六〇、〇〇〇	二〇	一〇、〇〇〇	一
二〇〇、〇〇〇	同	四七、五〇〇	八〇	一四〇、〇〇〇	二〇	三〇、〇〇〇	一
同	同	三三、七	超	七〇、〇〇〇	二〇	一〇、〇〇〇	一
同	同	三三、七	超	七〇、〇〇〇	二〇	一〇、〇〇〇	一

三〇〇、〇〇〇	同	四〇	一五二、〇〇〇	三〇五	以下八〇〇	二二〇、〇〇〇	七三三	以下二〇〇	五〇、〇〇〇	一六六
五〇〇、〇〇〇	同	四〇	一五二、〇〇〇	三〇五	超一〇〇〇	四二〇、〇〇〇	八四〇	超三〇〇	一一〇、〇〇〇	二二〇
一、〇〇〇、〇〇〇	同	四五	三五二、〇〇〇	三九二	一〇〇	九二〇、〇〇〇	九二〇	三〇	二六〇、〇〇〇	二六〇
二、〇〇〇、〇〇〇	同	五〇	八〇二、五〇〇	四〇一	一〇〇	九二〇、〇〇〇	九六〇	三〇	五六〇、〇〇〇	二八〇
五、〇〇〇、〇〇〇	同	五五	三〇二、五〇〇	四六〇	一〇〇	九二〇、〇〇〇	九八四	三〇	四六〇、〇〇〇	二九二
一〇、〇〇〇、〇〇〇	同	六〇	五二、〇五二、五〇〇	五〇五	一〇〇	九二〇、〇〇〇	九九二	三〇	九六〇、〇〇〇	二九六
二〇、〇〇〇、〇〇〇	同	六五	一一、〇〇二、五〇〇	五五二	一〇〇	九二〇、〇〇〇	九九六	三〇	九六〇、〇〇〇	二九六
五〇、〇〇〇、〇〇〇	同	七〇	三〇、五五二、五〇〇	六一一	一〇〇	九二〇、〇〇〇	九九八	三〇	九六〇、〇〇〇	二九九

▽備考Ⅱ課税価格は各種控除を行いたる後の金額

(備考の部分は「日本産業経済」新聞より引用)

第一例の解説

(一) 課税標準価格は財産税に於いては各種の控除を為した後の最終課税価格であり、財産増加税に於いては一万円円の基礎控除を為した後の課税財産増加額であるが、本例に於ては夫々当該課税標準価額がある場合の税額を算出して居る。実際に於ては財産税の課税価格より課税を受けた財産増加税を控除した価格により財産税が課税される場合もあるが、これらの関係は第二例以下で説明する。

(二) 税率は何れも超過累進税率である。

始期財産 一〇〇,〇〇〇円

増加税 財産税 計

第一種 第二種

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

増加税 財産税 計

第一種 第二種

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

100,000円 10,000円 110,000円

始期財産	三、〇〇〇、〇〇〇円			
終期財産	増加税	財産税	計	
100,000円	第一種	第二種		
500,000円	100,000円	100,000円	200,000円	
1,000,000円	—	100,000円	1,000,000円	
5,000,000円	—	500,000円	5,500,000円	
10,000,000円	2,100,000円	2,100,000円	4,200,000円	

第二例の解説

(一) 本例は同一納税義務者が財産税と財産増加税との両税につき納税する場合の例である。物価騰貴率を便宜上十割と仮定し、その世帯に於ける戸主及び家族の数を五人と仮定して計算する。

(二) 始期財産額五千元、終期財産額（調査期日の財産額）三万円の場合

(イ) 財産増加額二万五千元、うち基礎控除一万円を控除した一万五千元が課税財産増加額である。第一種財産増加額はこれより始期財産額と同額の五千元を控除した一万円で、これに六〇%の税率を適用して算出した六千元が税額となる。第二種財産増加税は第二種財産増加額が五千元で免税点（五万円）以下であるから課税されない。

(ロ) 財産税は終期財産額三万円から第一種財産増加税六千元を控除した二万四千元より、更に人的控除額一人につき二千元合計一万円を控除すればその残額が一万四千元となり、免税点（二万円）以下なので課税されない。従って本例の場合は財産増加税のみ納税することになりその税額は六千元となる。

(三) 始期財産額五千万円、終期財産額七千万円の場合

(イ) 財産増加額六万五千万円、うち基礎控除一万円を控除した五万五千万円が課税財産増加額である。第一種財産増加税はこれより始期財産額と同額の五千万円を控除した五千万円で、これに六〇%の税率を適用して算出した三千万円が税額となる。第二種財産増加税は一同様課税されない。

(ロ) 財産税は終期財産額七千万円から第一種財産増加税額三千万円を控除した四千万円より、更に人的控除額一人につき二千万円合計一万円を控除すれば其の残額が三千万円となり、これに一〇%の税率も適用して算出した三千万円が税額となる。従って本例の場合は第一種財産増加税額、三千万円、財産税三千万円、合計三万三千万円がその総税額となる。

(四) 始期財産額十千万円、終期財産額三十千万円の場合

(イ) 財産増加額二十万円で基礎控除一万円を控除した十九万円が課税財産増加額である。第一種財産増加税はこれより始期財産額と同様の十千万円を控除した十千万円で、これに六〇%の税率を適用して算出した五万四千円が税額となる。第二種財産増加税は課税財産増加額十九万円より第一種財産増加額九万円を控除した十萬円が第二種財産増加額となり、これに一〇%の税率を適用して算出した一万円が税額となる。

(ロ) 財産税は終期財産額三十万円で基礎控除一万円を控除した二十九万四千円を控除した二十三万六千円より、更に人的控除額一人につき二千万円合計一万円を控除すればその残額が二十二万六千円となり、その税額は五万六千六百円となる。従って本例の場合は財産増加税及び財産税合計十二万六千六百円となる。

(五) なお本表は始期財産たる土地、家屋を引続き終期日迄所有した場合の特例がないものとして計算してある。

〔以上〕

財 産 財
時 利 時
増 産 財
の 解 説
税 得 利
税 加 増
税 加 増

昭和二十一年一月十五日 印刷
昭和二十一年一月廿日 発行
(部〇〇〇〇六)

東京都日本橋区茅場町二ノ十六

著者 池 田 勇 人

日本産業經濟新聞社

編輯兼發行 松 山 巍
兼印刷者

東京日本橋区茅場町二ノ十六

發行所 日本産業經濟新聞社

電話茅場町(66)二五二―二五九
振替 東京 五五五

配給元 東京都神田區淡路町二丁目

日本出版配給株式會社

定價 一 円 廿 錢 (稅 共)

目次資料紹介

財産税法案、法人戦時利得税法案、個人
財産増加税法案について

井上 一郎

(租税資料室
研究調査員)

目次

財産税実施に伴う資金、預貯金及び
公社債等の確認に関する措置要綱……………六〇五

まえがき……………	五三〇
財産税法案……………	五三四
個人財産増加税法(案)……………	五六四
法人戦時利得税法案……………	五七二
あとがき……………	五七九
一 財産税法案について書き込み……………	五七九
二 個人財産増加税法(案)について 書き込み……………	五八五
三 法人戦時利得税法案について 書き込み……………	五八六
参考 参照条文……………	五八七
附録	
財産税法案要綱……………	五九三
法人戦時利得税法案要綱……………	五九九
個人財産増加税法案要綱……………	六〇一

前稿までにおいて、戦後財政再建のために提示された税制に関する諸資料、すなわち、

- 一 日本税務協会から大蔵大臣にあてた臨時財産税創設に関する建議
- 二 連合軍最高司令部へ提出したいわゆる新三税法案にかかる立案担当者であった大蔵書記官渡辺喜久造氏の「日本産業経済」新聞に連載された新三税法案にかかる解説

三 大蔵省主法局長池田勇人氏の「財産税・法人戦時利得税・個人財産増加税の解説」（昭和二十一年一月二〇日、日本産業経済新聞社）及び同法案要綱を紹介した。

ところで、渡辺喜久造氏は後年（昭和二十六年七月三〇日）大蔵省調査部及び社団法人金融財政事情研究会主催による戦後財政史資料編さんのための研究会において、「戦時補償特別税・財産税について」と題し、同税法の成立の経緯について触れられている。そのなかで、次の一語は資料的に見て重要である。すなわち、

「大体そういった司令部の意見が提示されました（戦争利得ノ除去及財政再建・一九四五・一一・二四、SCAPI N三三七号を指す。筆者注）、そこでこれに基いて案が進められ、結局昭和二十年十二月三十日かすかすに単に法律の要綱ではなくして、法案のかつこうにいたしました⁽¹⁾一案を提出したわけであり⁽²⁾ます。その要綱は翌二十一年一月十日頃発表しましたが、これは印刷となり資料として残っておると思⁽³⁾います。」といわれている。

資料的に重要である一語は右のとおりであるが、特に引用文の末尾の「印刷となり」は、要綱と法案の両者を含む意と解するかどうかであるが、筆者は、要綱は、当時の新聞紙上に全文が紹介されているところをみると、印刷とな

って残っているとと思われるのは法案を指して発言されたものと推測しうるのである。しかし、先年公刊・完結をみた大蔵省財政史室編の「昭和財政史・終戦から講和まで」特に税制については第七巻、第八巻に詳細に語られており、また第一七巻、第一八巻には右を支える諸資料が相当量網羅されており、戦後の税制の変遷をたどるうえでは欠かせないものであるが、右の関係書においても、さきの渡辺氏の発言の法案については提示されていない。のみならず、その存在の有無すら触れられるところがない。

たんに推測に終わるかと思われていたところ、昨六一年一〇月、税務大学校当局関係者の特段の配慮により、関係機関における租税資料の状況調査の便が与えられ、租税資料室牛米努研究調査員と同道で、税務大学校仙台研修所及び仙台国税局並びに若干の税務署へ赴き、所要の視察ないし調査を行い、その結果、同年一月なかば頃、仙台研修所の今野幹事のご配意により、研修所へ留めおかれていた租税資料が相当量、本校租税資料室へ移管された。移管後、早速資料の点検をしたところ、楯岡税務署（現・村山税務署〔山形県〕）で使用されていた簿書中に「財産税例規」と名づけた簿書があり、なかを一瞥したところ、渡辺氏の発言にみられた財産税法案ほか二税法案をみいだすことができた。^(四)

今回紹介する資料は、最早や失せたかにもえ、又は推測に終るかに思えた新三税法案そのものである。誠に貴重なものの一語につきる。戦後四〇年、当時の状況を知る人は、まだ多い。だが資料の散逸は急速に進行しているように思われる。今後もお、資料の散逸を防ぎ、所在を確認し又は収集への努力が要求されるこの頃である。

今回の資料紹介において、従来公刊されている多くの財政史又は税制史の一部に何程か裨益するところがあればと思う。

(一) この資料は、大蔵省財政史室編「昭和財政史・終戦から講和まで」第七卷・租税(1)(東洋経済新報社、昭和五二年)においてしばしば引用されているもので、同書一八頁注(1)に指摘されているものである。

(二) 昭和二〇年二月二八日閣議に提出、同三〇日の閣議を経、翌三一日司令部に提出された。(一)の第七卷一〇九頁参照

(三) 同書巻末資料六頁参照

(四) 簿書の編綴の順序により内容を見ると次のとおり。

- 一 「昭和二十二年」勅令第八五号 臨時財産調査令
- 二 「昭和二十二年」大蔵省令第一四号 臨時財産調査令施行規則
- 三 臨時財産調査要領
- 四 蔵税第二〇〇号 昭和二十二年二月一七日 大蔵・内務次官発 各財務局長・府県知事あて 臨時財産調査令ニ関スル件
- 五 「昭和二十二年」勅令第八三号 金融緊急措置令
- 六 「昭和二十二年」大蔵省令第一二号 金融緊急措置令施行規則
- 七 「昭和二十二年」大蔵省告示第二四号 金融緊急措置令施行規則第五條第一項第二号及日本銀行券預入令施行規則第六條第二項ノ規定ニ依ル地域ノ指定
- 八 「昭和二十二年」大蔵省告示第二五号 金融緊急措置令施行規則第五條第一項第十五号ノ規定ニ依ル已ムコトヲ得ザル用途充當金額ノ指定
- 九 「昭和二十二年」大蔵省告示第二六号 金融緊急措置令第六條第五号ニ依ル特定使途ニ充當スル為必要ナル費用ノ基準
- 一〇 「昭和二十二年」大蔵省告示第二七号 金融緊急措置令施行規則第六條第六号ノ規定ニ依ル已ムコトヲ得ザル用途充當金額ノ指定
- 一一 「昭和二十二年」大蔵省告示第二九号 金融緊急措置令施行規則第十五條ノ規定ニ依ルビルブローカーノ指定
- 一二 金融緊急措置令等ノ施行ニ伴ヒ国庫金ノ支払等ノ緊急措置
- 一三 「昭和二十二年」勅令第八四号 日本銀行券預入令
- 一四 「昭和二十二年」大蔵令第一三号 日本銀行券預入令施行規則

- 一五 〔昭和二十一年〕勅令第九〇号日本銀行券預入令ノ特例ノ件
- 一六 戦後物価対策基本要綱(二一・二二・一五) 閣議決定
- 一七 財産税法案
- 一八 個人財産増加税法(案)
- 一九 法人戦時利得税法案
- 二〇 官報号外 昭和二十一年二月一七日 金融緊急措置令、日本銀行券預入令、臨時財産調査令、食糧緊急措置令、食糧管理法施行令中改正ノ件、隠匿物資等緊急措置令、大蔵省令第一二号、同令第一三号、同令第一四号、大蔵省告示第二三三号から第二八号まで所収
- 二一 直第一一四号 昭和二十二年三月三日 榑岡稅務署長發〔各金融機關の長あて〕臨時財産申告ニ関スル件
- 二二 預貯金等措置申告書〔ひな形〕
- 二三 臨時財産調査令事務取扱方の件
- 二四 申告済証紙受払要領
- 二五 臨時財産申告書記載方其の他に關する件
- 二六 預貯金口座通知書(甲)・(乙)〔ひな形〕
- 二七 〔臨時財産申告書〕送付書〔各金融機關より榑岡稅務署長あて、受領書 榑岡稅務署長より各金融機關あて
- 二八 直第一三三三号 昭和二十二年三月一八日 榑岡稅務署長發 國稅事務囑託員あて、山林立木調査方依頼ノ件
- 二九 直第一三四四号 昭和二十二年三月一九日 榑岡稅務署長發〔各地〕森林組合あて、山林立木調査方ニ関スル件
- 三〇 土地・家屋ノ価格調査要綱
- 三一 臨時財産調査要領(前掲三と同文) 新聞切抜

財産税法案

目次

第一章 総則(第一条―第十条)	七九
第二章 個人財産税(第十一条―第二十三条)	八一
第三章 法人財産税(第二十四条―第三十五条)	八四
第四章 財産ノ評価(第三十六条―第四十八条)	八七
第五章 申告、申請、調査及決定(第四十九条―第五十五条)	八九
第六章 財産調査委員会(第五十六条―第八十七条)	九一
第一節 個人財産調査委員会(第五十六条―第八十一条)	九一
第二節 法人財産調査委員会(第八十二条―第八十七条)	九五
第七章 審査、訴願及行政訴訟(第八十八条―第九十二条)	九六
第八章 徴収(第九十三条―第一百七条)	九七
第九章 雑則(第九十八条―第二百三三條)	一〇一
第十章 罰則(第二百三十四條―第三百三十七條)	一〇五
附則(第三百三十八條―第四百二十二條)	一〇七

第一章 総則

〔納税義務者〕

第一条 命令ヲ以テ定ムル調査ノ期日(以下調査期日ト称ス)ニ於テ本法施行地ニ住所ヲ有シ若ハ一年以上居所ヲ有スル個人又ハ本法施行地ニ財産ヲ有スル個人ハ本法ニ依リ財産税ヲ納ムル義務アルモノトス

②調査期日ニ於テ本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有スル法人又ハ本法施行地ニ財産ヲ有スル法人ハ本法ニ依リ財産税ヲ納ムル義務アルモノトス

〔課税物件〕

第二条 調査期日ニ於テ本法施行地ニ住所ヲ有シ若ハ一年以上居所ヲ有スル個人（日本ニ国籍ヲ有セザル者ヲ除ク）又ハ本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ付テハ調査期日ニ於テ其ノ有スル財産ノ全部ニ対シ財産税ヲ課ス

②前項の規定ニ該当セザル個人又ハ法人ニシテ調査期日ニ於テ本法施行地ニ財産ヲ有スルモノニ付テハ調査期日ニ於テ其ノ本法施行地ニ有スル財産ニ対シ財産税ヲ課ス

〔看做法人〕

第三条 法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ法人ト看做ス

〔財産ノ所在地〕

第四条 財産ノ所在ハ動産、不動産及不動産ノ上ニ存スル権利ニ付テハ当該動産又ハ不動産ノ所在ニ依ル但シ船舶ノ所在ハ船籍ノ所在ニ依ル

②前項ニ掲グルモノ以外ノ財産ノ所在ハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為ス場合ヲ除クノ外権利者ノ住所地ニ依ル

〔信託財産ノ帰屬〕

第五条 信託財産ハ受益者ガ之ヲ有スルモノト看做シテ本法ヲ適用ス

②前項の場合ニ於テ受益者二人以上アルトキハ本法ノ適用ニ付テハ各受益者ガ其ノ受クル利益ノ価格ノ占ムル割合ニ応ジテ信託財産ヲ有スルモノト看做ス

③受益者不特定ナルトキ又ハ未ダ存在セザルトキハ本法ノ適用ニ付テハ委託者ヲ以テ受益者ト看做ス

④信託契約ニ於テ委託者ガ受益者變更權ヲ留保スル場合ニ於テハ前各項ノ規定ニ拘ラズ信託財産ハ委託者ガ之ヲ有スルモノト看做シテ本法ヲ適用ス

⑤公益信託ニ付テハ信託財産ハ之ヲ第三条ニ規定スル財団、其ノ受託者ハ之ヲ其ノ財団ノ代表者ト看做シテ本法ヲ適用ス
〔合同運用信託ニ付準用〕

第六條 前條第一項乃至第四項ノ規定ハ合同運用信託ニ付テハ之ヲ適用セズ

②合同運用信託ニ付テハ受益者ガ当該信託ニ関スル權利ノ全部ヲ有スルモノト看做シテ本法ヲ適用ス

③前條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付準用ス

第七條 本法ニ於テ合同運用信託トハ信託会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ノ引受ケタル金錢信託ニシテ共同セザル多数ノ委託者ノ信託財産ヲ合同シテ運用スルモノヲ謂フ

〔年金等契約權利ノ財産性〕

第八條 調査期日ニ於テ未ダ年金支払事由發生セザル郵便年金契約、未ダ契約金ノ給付ヲ受ケザル無尺契約又ハ未ダ保險事故發生セザル生命保險契約ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為ス場合ヲ除クノ外契約者ガ当該契約ニ関スル權利ヲ有スルモノト看做シテ本法ヲ適用ス

〔在外資産ノ補償・看做財産〕

第九條 第二條第一項ノ規定ニ該当セザル個人（日本ノ国籍ヲ有セザル者ヲ除ク）又ハ法人ニシテ調査期日後三年以内ニ本法施行地ニ住所若ハ一年以上居所ヲ有シ又ハ本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有スルニ至リタルモノガ調査期日ニ於テ本法施行地外ニ有スル財産ニ関シ政府ヨリ補償ヲ受ケ又ハ政府ノ補償ニ因リ利益ヲ受ケタルトキハ本法ノ適用ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該財産ハ其ノ者ノ調査期日ニ於テ本法施行地ニ有スル財産ト看做ス

②前項ノ財産ニ関スル申告、課税価額ノ決定其ノ他ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

〔財産税ノ種類〕

第十條 財産税ハ之ヲ個人財産税及法人財産税ノ二種トス

第二章 個人財産税

〔無制限納税義務者ノ課税価額〕

第十一條 第二條第一項ノ規定ニ該当スル個人ノ課税価格ハ調査期日ニ於ケル財産ノ価額ヨリ債務金額（公課ヲ含ム以下同ジ）ヲ控除

シタル金額トス

②戸主又ハ其ノ同居家族中債務金額カ財産ノ価額ヲ超過スル者アルトキハ其ノ超過額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ戸主又ハ同居家族ノ一人若ハ数人ノ財産ノ価額ヨリ之ヲ控除ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ場合ニ付亦同ジ

〔制限納税義務者ノ課税価格〕

第十二条 第二条第二項ノ規定ニ該当スル個人ノ課税価格ハ調査期日ニ於テ本法施行地ニ有スル財産ノ価額ヨリ左ノ債務金額ヲ控除シタル金額トス

一 其ノ財産ニ係ル公課

二 其ノ財産ヲ目的トスル留置権、特別ノ先取特権、質権又ハ抵当権ヲ以テ担保セララルル債務

三 前各号ノ外命令ヲ以テ定ムル債務

〔財産価額ヘノ繰入〕

第十三条 昭和二十年十二月一日以後調査期日以前ニ贈与、寄附行為又ハ財産ヲ留保セル家督相続アリタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ贈与財産、寄附財産又ハ相続財産ノ価額ハ贈与者、寄附行為者又ハ被相続人ノ財産ノ価額ニ之ヲ加算シ受贈者、寄附行為ニ依リ設立シタル財団法人又ハ家督相続人ノ財産ノ価額ヨリ之ヲ控除ス此ノ場合ニ於テ贈与財産又ハ相続財産ニ付相続税ヲ課セラルトキハ贈与財産又ハ相続財産ノ価額ハ其ノ相続税額ニ相当スル金額ヲ控除シタルモノニ依ル

②政府ニ於テ必要アリト認ムル寄附金ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産税審議會ノ諮問ヲ経テ前項ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

③第一項ノ規定ニ依リ加算シタル財産ノ受贈者、寄附行為ニ依リ設立シタル財団法人又ハ相続人ハ贈与者、寄附行為者又ハ被相人ノ財産中其ノ受ケタル財産ノ価額ノ占ムル割合ニ応ジテ個人財産税ヲ納付スル義務アルモノトス

④第一項ノ贈与者、寄附行為者又ハ被相続人ハ前項ノ規定ニ依リ受贈者、寄附行為ニ依リ設立シタル財団法人又ハ相続人ガ納付スベキ個人財産税ニ付連帯納付ノ責ニ任ズ

⑤第一項ノ期間内ニ著シク低キ対価ヲ以テスル財産ノ譲渡アリタル場合ニ於テハ其ノ対価ト時価トノ差額ニ付贈与アリタルモノト看做シテ前各項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

〔個人財産税ノ納税義務ノ承継〕

第十四条 調査期日後死亡ニ因ル相続開始アリタルトキハ相続人ハ被相続人ノ財産ニ付個人財産税ヲ納ムル義務アルモノトス

〔非課税財産〕

第十五条 生活ニ通常必要ナル家具、什器、衣服其ノ他此等ニ準ズベキモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムル財産ニハ個人財産税ヲ課セス

〔課税価格カラノ控除・特例ソノ一〕

第十六条 個人財産増加税額ハ課税価格ヨリ之ヲ控除ス

〔課税価格カラノ控除・特例ソノ二〕

第十七条 個人ノ財産中命令ヲ以テ定ムル預金、貯金其ノ他ノ債権ニ付テハ其ノ価額ニ命令ヲ以テ定ムル割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ課税価格ヨリ控除ス

〔課税価格カラノ控除・特例ソノ三〕

第十八条 戦争又ハ災害ニ起因スル死亡又ハ傷害ニ依リ支払ヲ受クル一時恩給、扶助料、救恤金及此等ノ性質ヲ有スルモノニ相当スル金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ課税価格ヨリ之ヲ控除ス

〔戦災者控除〕

第十九条 戦災者ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ一万円ヲ課税価格ヨリ控除ス

②戸主又ハ同居家族中戦災者アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一万円ヲ戸主又ハ同居家族ノ課税価格ヨリ控除ス

〔基礎控除〕

第二十条 個人財産税ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ戸主又ハ同居家族一人ニ付二千元ヲ課税価格ヨリ控除ス

〔個人ニ対スル課税限度〕

第二十一条 課税価格ガ二万円ニ滿タザルトキハ個人財産税ヲ課セス前四条ノ規定ニ依ル控除後ノ金額ガ二万円ニ滿タザルトキ亦同ジ

②戸主及其ノ同居家族ノ課税価格ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付前項ノ規定ヲ適用スル二人以上ノ同居家族ニ付亦同ジ

〔税率〕

第二十二条 個人財産税ハ課税価格ヲ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス

三万円以下ノ金額

百分ノ十

三万円ヲ超ユル金額	百分ノ十五
五万円ヲ超ユル金額	百分ノ二十
七万円ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
十万円ヲ超ユル金額	百分ノ三十
二十万円ヲ超ユル金額	百分ノ三十五
五十万円ヲ超ユル金額	百分ノ四十
百万円ヲ超ユル金額	百分ノ四十五
二百万円ヲ超ユル金額	百分ノ五十
五百万円ヲ超ユル金額	百分ノ五十五
千万円ヲ超ユル金額	百分ノ六十
二千万円ヲ超ユル金額	百分ノ六十五
五千万円ヲ超ユル金額	百分ノ七十

②前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ課税価格ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ対シ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ課税価格ニ按分シテ各其ノ税額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ課税価格ニ付亦同シ

③第一項ノ規定ニ依リ算出シタル税額ガ課税價格中二万円ヲ超ユル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相当スル個人財産税ヲ免除ス

④第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

〔戸主・同居家族ノ判定〕

第二十三条 本法ノ戸主及同居家族ハ調査期日ノ現況ニ依ル但シ特別ノ事情アル場合ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第三章 法人財産税

〔課税価格ノ計算〕

第二十四条 第二条第一項ノ規定ニ該当スル法人ノ課税価格ハ調査期日ニ於ケル財産ノ価額ヨリ債務金額及払込株式金額又ハ出資金額ノ合計金額ヲ控除シタル金額トス

②前項ノ法人解散シ調査期日迄ニ清算結了セザル場合ニ於テハ其ノ課税価格ハ調査期日ニ於ケル財産ノ価額ヨリ債務金額及命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル払込株式金額又ハ出資金額ノ合計金額ヲ控除シタル金額トス

〔制限納税義務者ノ課税価格ノ計算〕

第二十五条 第二条第二項ノ規定ニ該当スル法人ノ課税価格ハ調査期日ニ於テ本法施行地ニ有スル財産ノ価額ヨリ第十二条ニ規定スル債務金額及命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル払込株式金額又ハ出資金額ノ合計金額ヲ控除シタル金額トス

〔寄附行為ニ依ル財産・税額ノ取扱〕

第三十六条 第十三条第一項、第二項及第五項ノ規定ハ法人ガ昭和二十年十二月一日以後調査期日以前ニ於テ為シタル寄附金ニ付之ヲ準用ス

②前項ノ規定ニ依リ加算シタル財産ノ受贈者又ハ寄附行為ニ依リ設立シタル財団法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ寄附金ヲ為シタル法人ノ財産中其ノ受ケタル財産ノ価額ノ占ムル割合ニ応ジテ其ノ法人ガ納付スベキ法人財産税ニ付連帶納付ノ責ニ任ズ

〔法人ニ於ケル信託財産ノ分別区分経理〕

第二十七条 信託会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ合同運用信託ノ信託財産ト其ノ固有ノ財産トヲ区分シ各別ニ課税価格ヲ計算ス

〔保険契約ニ依ル配当準備金等ノ取扱〕

第二十八条 生命保険会社ノ保険契約ニ基ク配当準備金其ノ他之ニ類スルモノニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ積立金ト看做ス

〔被合併法人ノ納税義務ノ承継〕

第二十九条 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ財産ニ付法人財産税ヲ納ムル義務アルモノトス

②甲法人ガ乙法人ト為リ又ハ之ニ吸収セラレタルトキハ甲法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ト看做シ乙法人ハ合併ニ因リテ設立シタ

ル法人ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

③分割ニ因リテ設立シタル法人ハ分割ニ因リテ消滅シタル法人ノ財産ニ付分割ニ因リテ設立シタル他ノ法人又ハ分割後存続スル法人ト連帶シテ法人財産税ヲ納ムル義務アルモノトス

〔非課税団体〕

第三十条 都道府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共団体ニハ法人財産税ヲ課セズ但シ本法ニ別段ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限りニ在ラズ

〔非課税財産〕

第三十一条 左ノ各号ニ該当スル財産ニハ法人財産税ヲ課セズ

- 一 公益ヲ目的トスル法人ノ有スル学校、図書館、病院其ノ他公益ノ用ニ供スル財産ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
- 二 宗教法人ノ有スル財産ニシテ礼拝、教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ供スルモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノ
- 三 前各号ノ外命令ヲ以テ定ムル財産

〔非課税法人〕

第三十二条 課税価格ガ三万円ニ滿タザルトキハ法人税又ハ特別法人税ヲ課セラレザル法人及宗教法人其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ニ付テハ法人財産税ヲ課セズ

〔課税価格ヨリノ控除〕

第三十三条 法人戦時利得税額ハ課税価格ヨリ之ヲ控除ス

〔税率〕

第三十四条 法人財産税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

- 一 法人税ヲ課セラルル法人、但シ宗教法人其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲ除ク
- 課税価格ヲ左ノ如ク区分シ各税率ヲ適用ス

積立金額ニ相当スル金額	百分ノ二十
其ノ他ノ金額	百分ノ三十

二 特別法人税ヲ課セラルル法人

課税価格ヲ左ノ如ク区分シ各税率ヲ適用ス

積立金額ニ相当スル金額 百分ノ十五

其ノ他ノ金額 百分ノ二十五

三 前二号ノ規定ニ該当セザル法人

課税価格 百分ノ十

② 合同運用信託ノ信託財産ニ付テハ第一項第一号ノ規定ニ拘ラズ其ノ税率ハ課税価格ノ百分ノ二十トス

③ 第一項ノ積立金額ハ調査期日ニ於ケル積立金額ヨリ法人戦時利得税額ヲ控除シタル金額ニ依ル

④ 第一項第三号ノ規定ニ該当スル法人ニ付テハ同号ノ規定ニ依リ算出シタル税額ガ三万円ヲ超エル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ

相当スル法人財産税ヲ免除ス

〔法人税法ノ準用〕

第三十五条 法人税法第九条ノ規定ハ本法ノ積立金額ニ付之ヲ準用ス

第四章 財産ノ評価

〔評価ノ原則〕

第三十六条 各財産ノ価額ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外調査期日ニ於ケル時価ニ依ル

〔評価ノ方法〕

第三十七条 本法施行地ニ在ル土地又ハ家屋ノ価額ハ其ノ賃貸価額ニ別ニ定ムル倍数ヲ乗ジタル金額ニ依ル

② 借地法ニ規定スル借地権（以下借地権ト称ス）ノ価額ハ其ノ目的タル土地ノ賃貸価格ニ別ニ定ムル倍数ヲ乗ジテ算出シタル金額ニ依ル

③ 所有権以外ノ権利ノ目的タル土地又ハ家屋ニ付テハ其ノ価額ヨリ当該権利ノ価額ヲ控除ス

〔賃貸価格ノ倍数計算ニ依ル方法〕

第三十八條 前条第一項ノ倍数ハ情況類似スル区域内ニ於ケル標準ト為ルベキ土地又ハ家屋ノ時価ノ各其ノ賃貸価格ニ対スル倍数ニ依ル

②前条第二項ノ倍数ハ情況類似スル区域内ニ於ケル標準ト為ルベキ借地権ノ時価ノ当該借地権ノ目的タル土地ノ賃貸価格ニ対スル倍数ニ依ル

③前二項ノ区域及倍数ハ命令ノ定ムル所ニ依リ不動産評価委員会ニ諮問シ政府ニ於テ之ヲ定ム

〔賃貸価格ノ意義〕

第三十九條 本法ニ於テ土地又ハ家屋ノ賃貸價格トハ地租法第八條又ハ家屋税法第六條ニ規定スル賃貸價格ヲ謂フ

〔地上權等ノ場合〕

第四十條 地上權（借地権ヲ除ク以下同ジ）及永小作権ノ価額ハ土地ノ価額ニ対シ別ニ定ムル割合ヲ乘ジテ算出シタル金額ニ依ル

②前項ノ割合ハ命令ノ定ムル所ニ依ル不動産評価委員会ニ諮問シ政府ニ於テ之ヲ定ム

〔評価ノ方法ノ例外〕

第四十一條 政府ハ特別ノ事情アリト認ムルトキハ土地、家屋、借地権、地上權又ハ永小作権ノ価額ニ付第三十七條及前条第一項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

〔不動産評価委員会〕

第四十二條 各財務局所轄内ニ不動産評価委員会ヲ置ク

②不動産評価委員会ハ左ノ不動産評価委員ヲ以テ組織ス

一 所得税法第六十九條ノ規定ニ依ル所得審査委員

二 財務局所轄内各都道府県ニ於テ相統稅法第十五條ノ規定ニ依ル相統稅審査委員（収稅官吏タルモノヲ除ク）ノ互選シタル者都府

県ニ在リテハ各一人北海道ニ在リテハ四人

三 學識經驗アル者ニシテ大藏大臣ノ命ジタル者五人以内

③不動産評価委員会及不動産評価委員ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔株式等ノ評価〕

第四十三条 公債、社債、株式其他之ニ類スルモノニシテ取引所ノ相場アルモノノ価額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調査期日前一月ノ取引所ノ相場ノ平均額ニ依ル

②取引所ノ相場ナキ株式又ハ法人ニ対スル出資ノ価額ハ当該会社又ハ組合ノ調査期日ニ於ケル資産及収益ノ状況並ニ状況類似セル法人ノ株式其ノ他之ニ類スルモノノ取引所ノ相場等ヲ参酌シテ之ヲ定ム

〔定期金等ノ給付権ノ評価〕

第四十四条 定期金若ハ郵便年金又ハ此等ノ性質ヲ有スル給付ヲ受クル権利ニ付テハ左ノ方法ニ依リ其ノ価額ヲ評定ス

一 有期ノモノニ付テハ其ノ残存期間ニ受クベキ金額ノ合計額ヲ大蔵大臣ノ定ムル利率ニ依リ複利計算ヲ以テ現在価格ニ換算シタル金額ヲ以テ其ノ価額トス但シ一年間ニ受クベキ金額ノ二十倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

二 無期ノモノニ付テハ其ノ一年間ニ受クベキ金額ノ二十倍ヲ以テ其ノ価額トス

三 終身ノモノニ付テハ一年間ニ受クベキ金額ニ目的トセラレタル人ノ年齢ニ依リ命令ヲ以テ定ムル倍数ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ以テ其ノ価額トス

②大蔵大臣前項第一号ノ利率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

〔郵便年金等ノ未受給権ノ評価〕

第四十五条 調査期日ニ於テ未ダ年金支払事由発生セザル郵便年金、未ダ契約金ノ給付ヲ受ケザル無尺契約又ハ未ダ保険事故発生セザル生命保険ノ契約ニ関スル権利ノ価額ハ調査期日迄ニ払込ミタル掛金又ハ保険料ノ合計額ニ命令ヲ以テ定ムル割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ニ依ル

〔在外財産ノ価格ノ評価〕

第四十六条 調査期日ニ於テ本法施行地外ニ在ル財産其ノ他命令ヲ以テ定ムル財産ノ価額ノ算定ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔昭和二十一年分ノ所得税額等ヲ債務ト看做ス〕

第四十七条 昭和二十一年分ノ不動産所得、乙種ノ配当利子所得、甲種若ハ乙種ノ事業所得、山林ノ所得又ハ乙種ノ退職所得ニ対スル分類所得税額及綜合所得税額並ニ営業利得ニ対スル臨時利得税額ハ個人ノ課税価格ノ算定上之ヲ債務ト看做ス

〔時価ノ算定方法ノ命令ヘノ授權〕

第四十八條 第三十七條乃至第四十五條ニ規定スル場合ノ外時価ノ算定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 申告、申請、調査及決定

〔財産等ノ価額ノ申告〕

第四十九條 個人財産稅ヲ納ムル義務アル者ハ調査期日後三十日以内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ調査期日ニ於ケル財産ノ種類及価額其ノ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

②第十八條乃至第二十條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケントスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スベシ

〔法人ノ場合ノ財産等ノ価格ノ申請〕

第五十條 法人財産稅ヲ納ムル義務アル法人ハ調査期日後三十日以内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ調査期日ニ於ケル財産目録、貸借対照表其ノ他必要ナル書類ヲ添附シ其ノ課稅價格ヲ政府ニ申告スベシ

②本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ハ右ノ外調査期日ニ於テ本法施行地ニ有スル財産ノ価額及第二十五條ニ規定スル債務金額ニ關スル明細書ヲ添附スベシ

③前二項ノ規定ハ第一條第二項ノ規定ニ該当スル法人ニ法人財産稅ヲ課スベキ課稅價格ナキ場合ニ付之ヲ準用ス

〔決定・個人財産調査委員〕

第五十一條 個人ノ課稅價格ハ個人財産調査委員ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

②個人財産調査委員會閉會後前項ノ課稅價格ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ昭和二十五年十二月三十一日迄ハ仍財産調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ課稅價格ヲ決定スルコトヲ得

③個人財産調査委員會閉會後納稅義務者ガ課稅價格ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ申出デタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ其ノ課稅價格ヲ決定ス

④納稅義務者第一項ノ規定ニ依ル課稅價格ノ決定前ニ納稅管理人ノ申告ヲ為サズシテ本法施行地ニ住所竝居所ヲ有セザルニ至リタルト

キハ第一項ノ規定ニ拘ラズ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ課税価格ヲ決定スルコトヲ得

〔個人財産調査委員会未成立時ノ政府ニ依ル決定〕

第五十二条 命令ヲ以テ定ムル日迄ニ個人財産調査委員会成立セザルトキハ政府ニ於テ個人ノ課税価格ヲ決定ス

②個人財産調査委員会開会ノ日ヨリ第七十三条ノ期間内又ハ前項ノ期日迄ニ調査結了セザルトキハ政府ニ於テ調査未済ノ個人ノ課税価格ヲ決定ス

〔決議不当ノ場合ノ政府決定〕

第五十三条 政府ハ個人財産調査委員会ノ決議ヲ不当ト認ムルトキハ七日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不当ト認ムルトキ又ハ再調査期間内ニ調査結了セザルトキハ政府ニ於テ個人ノ課税価格ヲ決定ス

〔法人財産調査委員会ノ調査ニ依リ政府決定〕

第五十四条 法人ノ課税価格ハ法人財産調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

②第五十一条第二項乃至第四項、第五十二条及前条ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ第五十一条第四項中住所及居所トアルハ營業所及事務所トス

〔決定通知〕

第五十五条 前四条ノ規定ニ依リ個人又ハ法人ノ課税価格ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納税義務者ニ通知スベシ

②本法施行地ニ住所及居所ヲ有セザル個人又ハ本法施行地ニ營業所及事務所ヲ有セザル法人納税管理人ノ申告ヲ為サザルトキハ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ経過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第六章 財産調査委員会

第一節 個人財産調査委員会

〔個人財産調査委員会〕

第五十六条 個人財産調査委員会ハ各稅務署所轄内ニ之ヲ置ク

②個人財産調査委員ノ定数ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔委員ノ選挙〕

第五十七条 個人財産調査委員ハ各選挙区ニ於テ之ヲ選挙ス

②個人財産調査委員ヲ選挙スルトキハ同時ニ之ト同数ノ補欠員ヲ選挙スベシ

〔選挙区〕

第五十八条 個人財産調査委員及補欠員ノ選挙区域ハ郡市ノ区域ニ依ル但シ東京都ノ区ノ存スル地域及市制第六条又ハ第八十二条第三

項ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ個人財産調査委員会ヲ置クベキ区域ニ依ル

②個人財産調査委員及補欠員ノ投票及開票区ハ市町村ノ区域ニ依ル但シ東京都ノ区ノ存スル地域及市制第六条又ハ第八十二条第三項ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ区ノ区域ニ依ル

③町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同処置スルモノハ之ヲ一町村ト看做ス

〔選挙人・被選挙人及資格〕

第五十九条 選挙区域内ニ居住シ個人財産税又ハ個人財産増加税ニ付法定ノ期限内ニ課税価格又ハ財産増加額ノ申告ヲ為シタル個人ニ

シテ選挙人名簿ニ登録セラレタル者ハ個人財産調査委員及補欠員ヲ選挙シ又ハ個人財産調査委員若ハ補欠員ニ選挙セラルルコトヲ得但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 無能力者

二 破産者ニシテ復権ヲ得ザルモノ

三 国税滞納処分ヲ受ケタル後一年ヲ経ザル者

四 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ又ハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者

五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

②前項ノ場合ニ於テ被相続人ノ為シタル申告ハ之ヲ相続人ノ為シタル申告ト看做ス但シ調査期日後財産ヲ留保シタル家督相続アリタル場合ニ於テハ被相続人及相続人ノ為シタル申告ト看做ス

③選挙人名簿ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔欠格者〕

第六十条 税務代理士ハ個人財産調査委員タルコトヲ得ズ

〔投・開票事務、選挙事務ノ担任〕

第六十一条 投票及開票ニ関スル事務ハ市区町村長之ヲ担任シ選挙会ニ関スル事務ハ税務署長之ヲ担任ス

②第五十八条第三項ノ町村組合ニ付テハ其ノ組合管理者ヲ町村長ト看做ス

〔選挙期日ノ決定・通知〕

第六十二条 税務署長ハ個人財産調査委員及補欠員ノ選挙期日ヲ定メ之ヲ市区町村長ニ通知スベシ市区町村長前項ノ通知ヲ受ケタル

キハ少クとも選挙期日七日前其ノ旨ヲ公示スベシ

〔投票ノ方法〕

第六十三条 選挙ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

②投票ハ個人財産調査委員及補欠員ノ各選挙ニ付一人一票ニ限ル

③選挙人ハ選挙ノ当日投票時間内ニ自ラ投票所ニ到リ被選挙人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スベシ

④投票用紙ハ選挙ノ当日投票所ニ於テ之ヲ選挙人ニ交付ス

〔調査・報告〕

第六十四条 市区町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ税務署長ニ報告スベシ

〔選挙会〕

第六十五条 税務署長前条ノ報告ヲ受ケタルトキハ選挙会ヲ開キ之ヲ調査スベシ

〔立会人〕

第六十六条 投票、開票及選挙会ニハ立会人ヲ立会ハシムベシ

②立会人ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔当選ノ基準〕

第六十七条 投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選人トス投票ノ数同ジトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢同ジトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

②個人財産調査委員ニ当選シタル者同時ニ補欠員ニ当選スルモ補欠員タルコトヲ得ズ

〔当選人ノ公示・通知〕

第六十八條 個人財産調査委員及補欠員ノ選挙終了シタルトキハ稅務署長ハ当選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ当選人及市町村長ニ通知スベシ

②市区町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ当選人ノ氏名ヲ公示スベシ

〔辞任ノ禁止〕

第六十九條 個人財産調査委員又ハ補欠員ニ当選シタル者ハ正当ノ事由ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ズ

〔欠員ト補充〕

第七十條 個人財産調査委員ニ欠員ヲ生ジタルトキハ投票ノ最多数ヲ得タル補欠員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ数同ジトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢同ジトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

②個人財産調査委員ニ欠員ヲ生ジ之ヲ補充スベキ補欠員ナキトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ個人財産調査委員及補欠員ノ選挙ヲ行フ但シ個人財産調査委員会開会中欠員ヲ生ジタル場合ニ於テハ之ヲ行ハザルコトヲ得

〔調査委員ノ失職〕

第七十一條 個人財産調査委員又ハ補欠員第五十七條第一項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ其ノ選挙区域内ニ居住セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

〔区域ノ変更ニ伴フ調査委員ノ取扱〕

第七十二條 個人財産調査委員ヲ置クベキ区域変更アリタル場合ニ於ケル個人財産調査委員会竝ニ個人財産調査委員及補欠員ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔開会日数〕

第七十三條 個人財産調査委員会ノ開会日数ハ三十日以内トシ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔開会手続〕

第七十四條 個人財産調査委員会ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

〔会長〕

第七十五条 個人財産調査委員会ハ開会ノ始ニ於テ個人財産調査委員中ヨリ会長ヲ選舉スベシ

〔委員会ノ調査〕

第七十六条 稅務署長ハ納稅義務アリト認ムル個人ノ課稅價格ヲ調査シ其ノ調査書ヲ個人財産調査委員会ニ送付スベシ

②前項ノ規定ハ第五十二条第二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔決議ノ要件〕

第七十七条 個人財産調査委員会ハ定員（第七十条第二項但書ノ場合ニ於テハ現員）ノ過半数ニ當ル委員出席スルニ非ラザレバ決議ヲ

為スコトヲ得ズ

②議事ハ出席員ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

〔委員ノ忌避〕

第七十八条 個人財産調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ノ財産ニ関スル議事ニ与ルコトヲ得ズ

〔稅務署長・代理官ノ意見陳述〕

第七十九条 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ個人財産調査委員会ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

〔手当・旅費〕

第八十条 個人財産調査委員ニハ手当及旅費ヲ給ス

〔委員ノ禁止行為〕

第八十一条 個人財産調査委員ハ自己ノ所屬スル個人財産調査委員会ノ調査ニ依リ決定セラレタル課稅標準額ニ関スル審査ノ請求、訴願又ハ行政訴訟ニ付報酬ヲ得テ納稅義務者ノ代理ヲ為シ又ハ其ノ相談ニ応ズルコトヲ得ズ

第二節 法人財産調査委員会

〔法人財産調査委員会ノ設置〕

第八十二条 法人財産調査委員会ハ各稅務署所轄内ニ之ヲ置ク

② 法人財産調査員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔選挙区〕

第八十三条 法人財産調査委員及補欠員ノ選挙区域ハ法人財産調査委員会ヲ置クベキ区域ニ依リ投票区及開票区ハ市町村ノ区域ニ依ル

② 第五十八条第二項但書及第三項ノ規定ハ前項ノ投票区及開票区ニ付之ヲ準用ス

〔法人選挙人・被選挙人ノ資格〕

第八十四条 選挙区域内ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人及納稅地ヲ選挙区域内ニ定メ第十九条ノ申告ヲ為シタル第二条第二項ノ規定ニ該当スル法人ニシテ法人財産稅ニ付法定ノ期限内ニ課稅價格ノ申告ヲ為シ選挙人名簿ニ登録セラレタルモノノ代表者ハ法人財産調査委員及補欠員ヲ選挙シ又ハ法人財産調査委員若ハ補欠員ニ選挙セラルルコトヲ得但シ國稅滯納処分ヲ受ケタル後一年ヲ経ザル法人ノ代表者ハ此ノ限ニ在ラズ

② 法人ハ選挙ニ関スル代表者一人ヲ定メ第五十条第一項ノ申告ト同時ニ之ヲ政府ニ申告スベシ

③ 第五十九条第一項各号ノ一ニ該当スル者ハ前項ノ法人ノ選挙ニ関スル代表者タルコトヲ得ズ

④ 第一項ノ場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ為シタル申告ハ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ為シタル申告ト看做ス

⑤ 第二十九条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔委員ノ失職〕

第八十五条 法人財産調査委員ハ其ノ代表スル法人ガ第二条第一項ノ規定ニ該当スルモノナルトキハ当該法人ガ選挙区域内ニ本店又ハ主たる事務所、同条第二項ノ規定ニ該当スルモノナルトキハ当該法人ガ選挙区域内ニ納稅地ヲ有セザルニ至ルトキハ其ノ職ヲ失フ

〔委員ノ忌避〕

第八十六条 法人財産調査委員ハ其ノ代表スル法人ノ財産ニ関スル議事ニ与ルコトヲ得ズ

〔選挙・選挙事務等ノ準用〕

第八十七条 第五十七条、第五十九条第三項、第六十条乃至第七十三条、第七十一条前段、第七十二条乃至第七十七条及第七十九条乃

至第八十一条ノ規定ハ法人財産調査委員会及法人財産調査委員ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第六十一条第二項中第五十八条第三項トアルハ第八十三条ニ於テ準用スル第五十八条第三項トシ第七十六条第二項中第五十一条第二項トアルハ第五十四条第二項ニ於テ準用スル第五十一条第二項トス

第七章 審査、訴願及行政訴訟

〔審査請求〕

第八十八条 納税義務者第五十五条ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル課税価格ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得

②前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徴収ヲ猶予セズ

〔審査委員会ノ決議〕

第八十九条 前条第一項ノ請求アリタルトキハ財産審査委員会ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

②財産審査委員会ハ前条第一項ノ請求ヲ為シタル者ニ對シ其ノ財産ニ関スル事實ヲ質問スルコトヲ得

③第五十三条ノ規定ハ財産審査委員会ノ決議ニ付之ヲ準用ス

〔財産審査委員会ノ設置〕

第九十条 各財務局所轄内ニ財産審査委員会ヲ置ク

②財産審査委員会ハ左ノ財産審査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 財務局高等官中ヨリ大蔵大臣ノ命シタル者三人

二 財務局所轄内各都道府県ニ於テ個人財産調査委員及法人財産調査委員ノ各別ニ互選シタル者各一人但シ東京都及大阪府ニ在リテハ各二人、北海道ニ在リテハ四人

③第八十一条ノ規定ハ財産審査委員会ニ付之ヲ準用ス

④財産審査委員会、財産審査委員及其ノ補欠員ニ関スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔日当・旅費〕

第九十一条 財産調査委員ヨリ選挙セラレタル財産審査委員ニハ日当及旅費ヲ給ス

〔訴願・出訴〕

第九十二条 第八十九条第一項ノ決定ニ対シ不服アル者ハ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八章 徴収

〔納期・強制徴収〕

第九十三条 個人財産税ハ昭和二十二年二月二十八日限り、法人財産税ハ同年一月三十一日限り之ヲ徴収ス納税義務アル個人納税管理人ノ申告ヲ為サズシテ本法施行地ニ住所及居所ヲ有セザルニ至ルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス直ニ其ノ財産税ヲ徴収スルコトヲ得納税義務アル法人納税管理人ノ申告ヲ為サズシテ本法施行地ニ営業所及事務所ヲ有セサルニ至リタルトキ亦同ジ

〔国債ニ依ル納付〕

第九十四条 財産税ハ命令ノ定ムル所ニ依リ国債ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ財産税ノ納付ニ充ツルコトヲ得ル国債ノ種類及其ノ収納価額ハ大蔵大臣之ヲ定ム

〔概定徴収〕

第九十五条 政府ハ経済秩序ヲ確保スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ納税義務アリト認ムル者ノ個人財産税ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ第四十九条第一項ノ規定ニ依リ申告其ノ他確實ナル資料ヲ基礎トシ第一章、第二章及第四章ノ規定ニ依リ課税価格ヲ概定シ其ノ概定額ニ第二十二條ノ規定ヲ適用シテ算出シタル税額ノ百分ノ八十二相当スル金額以内ノ個人財産税額ヲ第五十一条第一項若ハ第四項、第五十二条又ハ第五十三条ノ規定ニ依リ課税価格ノ決定前金額又ハ国債ヲ以テ徴収スルコトヲ得但シ其ノ徴収税額ハ納税義務アリト認ムル者ノ調査期日ニ於テ有スル金銭、預金、貯金、国債其ノ他命令ヲ以テ定ムル財産ノ価額ニ命令ヲ以テ定ムル割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

②前項ノ規定ニ依リ徴収シタル税額ハ第五十一条第一項若ハ第四項、第五十二条又ハ第五十三条ノ規定ニ依リ決定シタル課税価格ニ第

二十二条ノ規定ヲ適用シテ算出シタル個人財産税ニ付之ヲ充當シ仍不足アルトキハ第八章(本条ノ規定ヲ除ク)ノ規定ニ依リ之ヲ徵收シ超過額アルトキハ其ノ超過額ハ第五十一条第一項若ハ第二項、第五十二条又ハ第五十三条ノ規定ニ依ル課税價格ノ決定後直ニ之ヲ還付ス此ノ場合ニ於テハ其ノ還付スベキ金額ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ第二百二条第一項ニ規定スル大蔵大臣ノ定ムル利率ノ二倍ニ相當スル利率ニ依リ計算シタル利子ヲ附ス

③第一項ノ規定ニ依リ個人財産税ヲ徵收セントスルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ納税義務アリト認ムル者ニ對シ少クトモ納期日十五日前ニ其ノ旨ヲ通知及告知スベシ

④第一項ノ規定ニ依リ課税價格ヲ概定スル場合ニ於テハ第三十七条第一項又ハ第二項ニ規定スル倍数及第四十条第一項ニ規定スル割合ハ第三十八条第三項及第四十条第二項ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ之ヲ定ム

〔物納・延納ノ条件〕

第九十六条 個人財産税及個人財産増加税ノ税額ガ納税義務者ノ調査期日ニ於テ有スル金銭、預金、貯金、国債其ノ他命令ヲ以テ定ムル財産ノ価額ニ命令ヲ以テ定ムル割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ納税義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ土地、家屋其他ノ命令ヲ以テ定ムル財産ニ依ル個人財産税ノ物納ヲ求メ又ハ当該税額ニ相當スル担保ヲ提供シ四年以内ヲ限り其ノ延納ヲ求ムルコトヲ得

〔同前〕

第九十七条 納税義務者法人財産税ヲ金銭及国債ヲ以テ納付スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ土地、家屋其ノ他命令ヲ以テ定ムル財産ニ依ル法人財産税ノ物納ヲ求メ又ハ命令ヲ以テ定ムル法人ニ在リテハ当該税額ニ相當スル担保ヲ提供シ二年以内ニ限り其ノ延納ヲ求ムルコトヲ得

〔特別増資ト納税義務トノ關係〕

第九十八条 金銭及国債並ニ土地、家屋其ノ他命令ヲ以テ定ムル財産ヲ以テ法人財産税ヲ納ムルコト困難ナルトキハ納税義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ法人財産税ノ納付ニ代ヘテ当該税金ヲ株式又ハ出資ニ転換シ転換ノ限度ニ於テ資本ヲ増加スベキ旨ヲ決議スルコトヲ得

②前項ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生セズ

〔物納・延納ノ申請等〕

第九十九条 納税義務者第九十六条又ハ第九十七条ノ規定ニ依リ財産税ノ物納又ハ延納ヲ求メントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第五十五条ノ通知ヲ受ケタル後三十日以内ニ政府ニ申請スベシ前条第一項ノ規定ニ依リ資本増加ノ決議ヲ為サントスルトキ亦同ジ

②第九十六条又ハ第九十七条ノ規定ニ依リ財産税ノ物納ヲ求メタル者物納財産ノ変更ヲ命セラレ又ハ当該財産ニ依ル物納ヲ許可セラレザル場合ニ於テ第九十六条若ハ第九十七条ノ規定ニ依リ延納ヲ求メ前条第一項ノ規定ニ依リ資本増加ノ決議ヲ為サントスルトキハ変更又ハ不許可ノ通知ヲ受ケタル後三十日以内ニ政府ニ申請スヘシ第九十六条又ハ第九十七条ノ規定ニ依リ財産税ノ延納ヲ求メタル者其ノ延納ヲ許可セラレザル場合ニ於テ同条ノ規定ニ依リ財産税ノ物納ヲ求メ又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ資本増加ノ決議ヲ為サントスルトキ亦同ジ

③第一項後段ノ規定ニ依リ申請ヲ為シタル法人其ノ決議ヲ為スコトヲ許可セラレザル場合ニ於テ第九十六条ノ規定ニ依リ財産税ノ物納又ハ延納ヲ求メントスルトキハ不許可ノ通知ヲ受ケタル後三十日以内ニ政府ニ申請スベシ

〔物納不許可事由〕

第一百条 政府ハ納税義務者ノ財産ノ情況ニ依リ金銭及国債ニ依ル個人財産税ノ納付ガ容易ト認ムルトキハ個人財産調査委員会ノ諮問ヲ經テ物納ヲ許可セザルコトヲ得

②政府ハ納税義務者ノ財産ノ情況ニ依リ金銭及国債ニ依ル法人財産税ノ納付ガ困難ナラズト認ムルトキハ法人財産調査委員会ノ諮問ヲ經テ物納ヲ許可セザルコトヲ得

③前項ノ規定ハ第九十八条第一項ノ規定ニ依ル資本増加ノ必要ナシト認ムル場合ニ付之ヲ準用ス

④政府ハ納税義務者ノ物納ニ充テントスル財産ガ管理又ハ処分ヲ為スニ不適當ト認ムルトキハ個人財産税ニ付テハ個人財産調査委員会、法人財産税ニ付テハ法人財産調査委員会ノ諮問ヲ經テ其ノ変換ヲ命ジ又ハ物納ヲ許可セザルコトヲ得

〔延納ノ不許可事由〕

第一百一条 政府ハ納税義務者ノ財産ノ情況ニ依リ金銭及国債ニ依ル個人財産ノ納付ガ容易ト認ムルトキハ其ノ延納ヲ許可セザルコトヲ得納税義務者財産ノ情況ニ依リ金銭及国債ニ依ル法人財産税ノ納付ガ困難ナラズト認ムルトキ亦同ジ

〔延納利子ノ徴収〕

第二百二条 財産税ニ付延納ヲ許可シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ延納税金ニ対シ大藏大臣ノ定ムル利率ニ依リ計算シタル利子ヲ徴収シ前項ノ利子ノ徴収ニ付テハ国税徴収ノ例ニ依ル

②大藏大臣第一項ノ利率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

〔延納税金ノ徴収ノ時期〕

第二百三条 延納税金ハ個人財産税ニ付テハ毎年二月及九月法人財産税ニ付テハ毎年一月及八月ニ之ヲ徴収ス

〔特別徴収猶予事由〕

第二百四条 政府ハ財産税ノ物納若ハ延納又ハ第九十八条第一項ノ規定ニ依ル資本増加ノ申請アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ニ関スル処分ノ確定ニ至ル迄当該税金ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

〔解散法人ノ納付義務ノ承継〕

第二百五条 法人解散シタル場合ニ於テ財産税ヲ納付セスシテ残余財産ヲ分配シタルトキハ其ノ財産税ニ付清算人及残余財産ノ分配ヲ受ケタル者ハ連帯シテ納税ノ義務アルモノトス

〔受贈者等ノ納付義務ノ限度承継〕

第二百六条 納税義務アル者ノ財産ニ付調査期日後贈与、遺贈又ハ寄附行為アリタルトキハ受贈者、受遺者又ハ寄附行為ニ因リ設立シタル財団法人ハ其ノ受ケタル利益ノ限度ニ於テ贈与者、遺贈者又ハ寄附行為者ノ納付スベキ財産税ニ付連帯納付ノ責ニ任ズ

②納税義務アル者ガ著シク低キ対価ヲ以テスル財産ノ譲渡ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ対価ト時価トノ差額ニ付贈与アリタルモノト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

〔預貯金等ノ解約ノ場合ノ処置〕

第二百七条 納税義務者ガ財産税ヲ納付スル預金、貯金、合同運用信託其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノニ関スル契約ノ解除ヲ必要トスルトキハ政府ハ預金、貯金、若ハ此等ノ性質ヲ有スル金銭ヲ受入レタル者又ハ合同運用信託ノ受託者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ契約ノ解除ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第九章 雜則

〔軽減・免除〕

第一百八条 納稅義務者災害、其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ著シク資力ヲ喪失シ納稅困難ト認ムルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産稅ヲ軽減又ハ免除スルコトヲ得

〔徴収ノ猶予〕

第一百九条 政府ハ前条ノ規定ニ依リ軽減又ハ免除セラルル財産稅ニ付軽減又ハ免除ニ關スル処分ノ確定スルニ至ル迄稅金ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

〔財産權ノ現状・得喪變更ノ申告〕

第一百十條 政府ハ財産稅ニ關スル調査ニ付必要アルトキハ財産ヲ有スル者、財産ヲ取得シタル者又ハ財産ヲ讓渡若ハ喪失シタル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ財産權ノ現状又ハ得喪變更ニ關シ必要ナル事項ヲ申告セシムルコトヲ得

②前項ノ申告ヲ為サシムル場合ニ於テ特ニ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該財産又ハ当該財産權若ハ其ノ得喪變更ヲ証スル書類ヲ政府ニ提出スベキコトヲ命ズルコトヲ得

③政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ財産又ハ書類ニ必要ナル表示ヲ為シ又ハ前項ノ財産ニ付表示ニ代ハルベキ措置ヲ為スコトヲ得

④命令ヲ以テ定ムル財産ニシテ前項ノ表示ナキモノ又ハ命令ヲ以テ定ムル財産權ニシテ之ヲ証フル書類ニ前項ノ表示ナキモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ財産權ノ行使又ハ効力ニ關シ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

⑤前項ノ規定ニ依リ債務ヲ免レタル者アル場合ニ於ケル其ノ受ケタル利益ニ關スル措置又ハ權利ヲ喪失シタル者アル場合ニ於ケル其ノ帰屬ニ關スル措置ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔事務管理者ノ指定・看做公務員〕

第一百十一條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ヲ以テ定ムル者ヲシテ前条ニ規定スル事項ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テ当該事務ノ取扱ヲ命ゼラレタル者（其ノ者ガ法人ナルトキハ当該事務ニ従事スル職員）ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

〔告知義務〕

第一百十二條 左ニ掲グル財産ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ氏名、住所、居所其ノ他必要ナル事項ヲ左ニ掲グル者ニ告知スベシ

- 一 記名式ノ株式、公債、社債又ハ之ニスル債券類ニ付テハ此等ノ株券又ハ債券ヲ發行シタル法人
- 二 登録ヲ為シタル国債、社債又ハ社債登録法第四條ニ規定スル地方債等ニ付テハ当該登録ニ関スル法人
- 三 法人ニ対スル出資又ハ基金ニ付テハ当該法人
- 四 預金、貯金又ハ此等ノ性質ヲ有スル金銭ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ之ヲ受入レタル者
- 五 信託、保險、無尽又ハ年金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ信託ノ受託者、生命保險会社、無尽会社又ハ郵便官署
- 六 年金タル恩給又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ニ付テハ其ノ支払ヲ為ス者

〔記名株式等ノ現在高ノ調書提出義務〕

第一百十三條 法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ記名式株式出資又ハ基金ニ付テハ各人別ノ、無記名式株式ニ付テハ發行総額ノ現在高調書ヲ政府ニ提出スベシ

- ② 公債、社債又ハ之ニ類スル債券ヲ發行シタル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ記名式ノ公債、社債又ハ之ニ類スル債券ニ付テハ各人別ノ、無記名式ノ公債、社債又ハ之ニ類スル債券ニ付テハ發行総額ノ現在高調書ヲ政府ニ提出スベシ
- ③ 日本銀行又ハ社債等登録法第二條ノ規定ニ依リ登録ヲ取扱フ法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登録ヲ為シタル国債、社債又ハ同法第十四條ニ規定スル地方債等ノ各人別現在高調書ヲ政府ニ提出スベシ
- ④ 預金、貯金又ハ此等ノ性質ヲ有スル金銭ヲ受入レタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ預金、貯金又ハ此等ノ性質ヲ有スルモノノ各人別現在高調書ヲ政府ニ提出スベシ
- ⑤ 信託ノ受託者、生命保險会社、無尽会社又ハ郵便官署ハ命令ノ定ル所ニ依リ信託、保險、無尽又ハ年金ニ関スル事項ニ付其ノ各人別計算書ヲ政府ニ提出スベシ
- ⑥ 年金タル恩給又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ノ支払ヲ為ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ給与ニ関スル各人別支払金調書ヲ政府ニ提出スベシ
- ⑦ 前各項ノ調書又ハ計算書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

〔調査・質問・検査権〕

第十四条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ財産税ニ関スル調査又ハ財産税ノ徴収ニ付必要アルトキハ納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ質問ヲ為シ又ハ其ノ財産若ハ其ノ財産ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

〔調査・質問・検査権〕

第十五条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ財産税ニ関スル調査又ハ財産税ノ徴収ニ付必要アルトキハ左ニ掲グル者ニ質問ヲ為シ又ハ其ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

一 第十三条第一項乃至第六項ニ掲グル者

二 納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ対シ財産ヲ讓渡シタル者又ハ財産ヲ讓渡スル義務ヲ有スト認ムル者

三 納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ヨリ財産ヲ取得シタル者又ハ財産ヲ取得スル権利ヲ有スト認ムル者

四 納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ノ財産ヲ保管シ又ハ保管シタル者又ハ財産ノ保管ノ義務ヲ有スト認ムル者

五 納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ノ組織スル団体

〔調査・質問権〕

第十六条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ財産税ニ関スル調査ニ付必要アルトキハ町内会、部落会其ノ他此等ニ準ズル団体ニ対シ其ノ団体員ノ財産ニ付質問スルコトヲ得

〔同前〕

第十七条 税務署長又ハ代理官ハ財産税ニ関スル調査又ハ財産税ノ徴収ニ付必要アルトキハ公証人ノ作成シタル証書ノ原本、其ノ附屬書類及法令ニ依リ公証人ノ調製シタル帳簿ヲ閲覧シ又ハ其ノ内容ニ付質問スルコトヲ得

〔納税地〕

第十八条 財産税ハ納税義務アル個人ニ付テハ其ノ住所、住所ナキトキハ居所、納税義務アル法人ニ付テハ其ノ本店又ハ主たる事務所ノ所在地ヲ以テ納税地トス但シ住所、住所以外ニ在ル個人ハ申告シテ居所ニ於テ財産税ヲ納ムルコトヲ得

② 本法施行地ニ住所及居所ナキ個人又ハ本法施行地ニ本店若ハ主たる事務所ヲ有セザル法人ハ納税地ヲ定メ政府ニ申告スベシ申告ナキトキハ政府其ノ納税地ヲ指定ス

〔納税管理人〕

第一百九条 納税義務アル個人納税地ニ現任セザルトキ又ハ納税義務アル法人納税地ニ營業所若ハ事務所ヲ有セザルトキハ其ノ財産ノ申告其ノ他財産税ニ関スル一切ノ事項ヲ処理セシムル為其ノ地ニ於テ納税管理人ヲ定メ政府ニ申告スベシ納税義務アル個人本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サントスルトキ及納税義務アル法人納税地ニ營業所又ハ事務所ヲ有セザルニ至ルトキ亦同ジ

〔課税価格計算ノ準用〕

第一百二十条 法人税第二十八条及所得税法第八十六条ノ規定ハ個人及法人ノ課税価格ヲ計算スル場合ニ付之ヲ準用ス

〔營業用固定資産価額ノ限度〕

第一百二十一条 第九十八条第二項ノ規定ニ依リ資本増加ノ決議ノ認可ヲ受ケタル法人ハ商法第二百八十五条ノ規定及其ノ準用規定ニ拘ラス其ノ資本増加ノ為營業用ノ固定資産ニ付資本増加ノ時ニ於ケル価格ヲ超エザル価額ヲ附スルコトヲ得

〔財産税審議会ノ設置〕

第一百二十二条 本法施行ニ関スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ応ズル為財産税審議会ヲ置ク

②財産税審議会ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔附加税ノ禁止〕

第一百二十三条 都道府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ財産税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得ズ

第十条 罰則

〔逋脱犯〕

第二百二十四条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ財産税ヲ逋脱シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ其ノ逋脱シタル税金ノ三倍以上十倍以下ニ相当スル罰金ニ処ス

②前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

③前二項ノ場合ニ於テ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

④第一項ノ場合ニ於テ財産税ヲ逋脱シタル者ノ課税價格ハ第五十一條第二項(第五十四條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ税金ヲ徴ス

〔秩序犯〕

第二百二十五條 第八十一條(第八十七條及第九十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

〔同前〕

第二百二十六條 第一百二十二條ノ規定ニ依リ告知ヲ為スベキ者正當ノ事由ナクシテ告知ヲ為サズ又ハ虚偽ノ告知ヲ為シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス

〔同前〕

第二百二十七條 正當ノ事由ナクシテ第一百十三條ノ規定ニ依リ政府ニ提出フベキ調書若ハ計算書ヲ提出セズ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル財産ノ調書若ハ計算書ヲ提出シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス因テ財産税ヲ逋脱セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

〔拒否犯〕

第二百二十八條 第一百四條又ハ第一百五條ノ規定ニ依ル帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス因テ財産税ヲ逋脱シ又ハ逋脱セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

〔不答弁犯〕

第二百二十九條 第一百四條又ハ第一百五條ノ規定ニ依ル稅務署長又ハ其ノ代理官ノ質問ニ對シ答弁ヲ為サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス因テ財産税ヲ逋脱シ又ハ逋脱セシメタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

〔違法性阻却事由〕

第二百三十條 第二十四條第一項、第二百二十六條、第二百二十七條前段又ハ前條前段ノ違反行為ヲ為シタル者自首シ又ハ稅務署長ニ申出デタルトキハ其ノ罪ヲ問ハズ第二百二十八條ノ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者亦同シ

〔秘密漏洩罪〕

第三百三十一條 財産ノ調査、評価又ハ審査ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタル者其ノ調査、評価又ハ審査ニ関シ知得タル秘密ヲ漏洩シ又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス

② 第一百一條第二項ノ規定ニ依リ公務員ト看做サレタル者又ハ其ノ職ニ在リタル者ニシテ同條第一項ノ規定ニ依リ取扱ヲ命ゼラレタル事務ニ関スル職務執行ニ関シ知得タル法人又ハ人ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ窃用シタルトキ亦前項ニ同ジ

〔偽造文書行使罪〕

第三百三十二條 行使ノ目的ヲ以テ第一百十條第三項ノ規定ニ依ル表示ノ用ニ供スル政府ノ証券ヲ偽造若ハ変造シタル者、偽造若ハ変造ノ証券ヲ使用シタル者又ハ行使ノ目的ヲ以テ偽造若ハ変造シタル証券ヲ人ニ交付シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

〔虚偽記載犯〕

第三百三十三條 第一百十條第三項ノ規定ニ依ル表示ノ事務ニ従事スル者真正ノ事實ニ反スルコトヲ知りテ同項ノ規定ニ依ル表示ヲ為シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

〔贈収賄罪〕

第三百三十四條 不動産評価委員又ハ個人財産調査委員若ハ法人財産調査委員、財産審査委員若ハ其ノ補欠員ノ選挙ニ関シ当選ヲ得又ハ得シメ若ハ得シメザル目的ヲ以テ選挙人又ハ選挙運動者ニ対シ金錢物品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供与ヲ為シ、饗応接待ヲ為シ又ハ其等ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス

② 前項ノ供与若ハ饗応接待ヲ受ケ若ハ要求シ又ハ其等ノ申込ヲ承諾シタル者亦前項ニ同ジ

③ 前二項ニ規定スル行為ニ関シ周旋又ハ勧誘ヲ為シタル者亦第一項ニ同ジ

〔守秘義務犯〕

第三百三十五條 不動産評価委員又ハ個人財産調査委員、法人財産調査委員、財産審査委員若ハ其ノ補欠員ノ選挙ニ関シ投票ヲ得又ハ得シメ若ハ得シメザル目的ヲ以テ戸別訪問ヲ為シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

〔刑法適用除外〕

第三十六條 第二百四十四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ第二百二十四條第一項又ハ第二項ノ場合ニ於テ懲役刑ニ処スルトキハ此ノ限りニ在ラス

〔法人ノ代表者、使用者等ノ刑事責任〕

第三十七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第二百二十四條、第二百二十六條、第二百二十七條又ハ第二百二十九條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科スルノ外行為者ヲ処罰ス但シ行為者ニ付テハ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附則

第三十八條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條 個人ガ財産稅ヲ納付スル為立木ヲ讓渡シ又ハ立木ヲ以テ財産稅ノ物納ニ充テタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該立木ノ讓渡又ハ物納ニ因リ生ジタル所得ニ命令ヲ以テ定ムル割合ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ所得稅法ニ依ル山林ノ所得ヨリ控除ス

第四十條 法人ガ納付シタル又ハ納付スベキ財産稅法ハ法人稅ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ捐金ニ算入セズ

第四十一條 法人ガ財産稅ヲ納付スル為資産ノ評價換ヲ為シ又ハ資産ノ処分ヲ為シタル場合ノ益金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ法人稅法ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ益金ニ減入セズ

〔評價益計上ノ場合ノ処置〕

第四十二條 法人ガ第九十八條ノ規定ニ依ル資本増加ノ為ノ評價換ヲ為シ益金ヲ計上シタル場合ハ法人稅法ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ

個人財産増加税法(案)

五六四

〔納税義務者〕

第一条 財産税法第一条ノ命令ヲ以テ定ムル調査ノ期日(以下終期日ト称ス)ニ於テ本法施行地ニ住所ヲ有シ若ハ一年以上居所ヲ有スル個人又ハ本法施行地ニ財産ヲ有スル個人ハ本法ニ依リ財産増加税ヲ納ムル義務アルモノトス

〔課税物件〕

第二条 終期日ニ於テ本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人(日本ノ国籍ヲ有セザル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ財産増加額ノ全部ニ対シ財産増加税ヲ課ス

②前項ノ規定ニ該当セザル個人ニシテ終期日ニ於テ本法施行地ニ財産ヲ有スル者ニ付テハ本法施行地ニ在ル財産ニ付生ジタル財産増加額ニ対シ財産増加税ヲ課ス

〔課税標準〕

第三条 前条第一項ノ規定ニ該当スル個人ノ財産増加額ハ終期日ニ於ケル財産ノ価額ヨリ債務金額(公課ヲ含ム以下同ジ)ヲ控除シタル金額(以下終期財産額ト称ス)ヨリ昭和十五年四月一日(以下始期日ト称ス)ニ於ケル財産ノ価額ヨリ債務金額ヲ控除シタル金額(以下始期財産額ト称ス)ヲ差引キテ之ヲ計算ス

②前条第一項ノ規定ニ該当スル個人ガ始期日ニ於テ本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有セザル場合ニ於テハ其ノ財産増加額ハ終期財産額ヨリ本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スルニ至リタル日(以下転入日ト称ス)ニ於ケル財産ノ価額ヨリ債務金額ヲ控除シタル金額(以下転入日財産額ト称ス)ヲ差引キテ之ヲ計算ス但シ転入日前ニ於テ本法施行地ニ財産ヲ有スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ始期日以後転入日前ニ当該財産ニ付生ジタル財産増加額ヲ加算シタルモノニ依ル

③始期日ニ於ケル債務金額ガ始期日ニ於ケル財産ノ価額ヲ超過スルトキハ財産増加額計算上ハ超過額ナキモノト看做ス転入日ニ於ケル債務金額ガ転入日ニ於ケル財産ノ価額ヲ超過スルト亦同ジ

④戸主又ハ其ノ同居家族中始期財産額又ハ転入日財産額ガ終期財産額ヲ超過スルモノアルトキハ其ノ超過額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ戸主又ハ其ノ同居家族ノ一人若ハ数人ノ財産増加額ヨリ之ヲ控除ス 戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ場合ニ付亦同ジ

〔財産増加額〕

第四条 第二條第二項ノ規定ニ該當スル個人ノ財産増加額ハ終期日ニ於テ本法施行地ニ有スル財産ノ価額ヨリ命令ヲ以テ定ムル債務金額ヲ控除シタル金額ヨリ始期日ニ於テ本法施行地ニ有スル財産ノ価額ヨリ命令ヲ以テ定ムル債務金額ヲ控除シタル金額ヲ差引キテ之ヲ計算ス

②第二條第二項ノ規定ニ該當スル個人ガ始期日後終期日前ニ於テ本法施行地外ニ在ル財産ヲ本法施行地ニ移シ又ハ本法施行地ニ在ル財産ヲ本法施行地外ニ移シタル場合ニ於テハ其ノ財産増加額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

〔財産価額カラ除外スル財産〕

第五條 生活ニ通常必要ナル家具、什器、衣服其ノ他此等ニ準ズベキモノ及其ノ他命令ヲ以テ定ムル財産ノ価額ハ始期日、転入日又ハ終期日ノ財産ノ価額ニ之ヲ算入セズ

②財産税法第四條乃至第八條、第十一條第一項、第十二條、第三十六條乃至第四十一條及第四十三條乃至第四十八條ノ規定ハ前二條ノ始期日、転入日又ハ終期日ニ於ケル財産価額ノ算定ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第三十八條第三項及第四十條第二項中不動産評價委員會トアルハ財産税法ノ不動産評價委員會トス

〔相続開始ノ場合ノ被相続人ノ財産等ノ帰屬〕

第六條 始期日以後終期日以前ニ相続ノ開始アリタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ被相続人ノ始期日ニ於ケル財産又ハ債務ハ相続人又ハ受遺者ガ始期日ニ於テ之ヲ有シタルモノト看做シテ本法ヲ適用ス

②始期日以後昭和二十年十一月三十日以前ニ寄附行為又ハ贈与アリタル場合ニ於ケル寄附行為者、贈与者又ハ受贈者ノ財産増加額ノ計算ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

〔財産留保ノ家督相続ノ場合ノ財産ノ帰屬〕

第七條 昭和二十年十二月一日以後終期日以前ニ於テ財産ヲ留保セル家督相続ノ開始アリタル場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ相続財産ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被相続人ガ終期日ニ於テ之ヲ有スルモノト看做シテ本法ヲ適用ス

②前項ノ場合ニ於テハ相続人ハ被相続人ノ終期財産額中其ノ相続シタル財産ノ価額ノ占ムル割合ニ応ジテ財産増加税ヲ納ムル義務アルモノトス

③被相続人ハ前項ノ規定ニ依リ相続人ノ納付スベキ財産増加税ニ付連帶納付ノ責ニ任ズルモノトス

④前三項ノ規定ハ昭和二十年十二月一日以後終期日以前ニ於テ寄附行為及ハ贈与アリタル場合ニ付之ヲ準用ス

⑤前項ノ期間内ニ著シク低キ対価ヲ以テスル財産ノ讓渡アリタル場合ニ於テハ其ノ対価ト時価トノ差額ニ付贈与アリタルモノト看做シテ前項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

〔被相続人ノ納税義務ノ承継〕

第八條 終期日後財産増加額決定前ニ死亡ニ因ル相続開始アリタルトキハ相続人ハ被相続人ノ財産増加税ニ付財産増加税ヲ納ムル義務アルモノトス

〔財産増加額中ヨリ控除スルモノ〕

第九條 左ニ掲グル金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産増加額ヨリ之ヲ控除ス

一 始期日前ニ於テ有スル勤務ニ因リ支払ヲ受クル一時恩給、退職給与金及此等ノ性質ヲ有スルモノニ相当スル金額

二 終期日ニ於テ有スル命令ヲ以テ定ムル預金、貯金其ノ他ノ債權ニ命令ヲ以テ定ムル割合ヲ乗ジテ算出シタル金額

三 戦争又ハ災害ニ起因スル死亡又ハ傷害ニ因リ支払ヲ受クル一時恩給、扶助料、救恤金及此等ノ性質ヲ有スルモノニ相当スル金額

四 戦災者ニ付財産税法第十九條ノ規定ニ依リ控除スル金額

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル金額

〔基礎控除〕

第十條 財産増加税ニ付テハ一万円ヲ財産増加額ヨリ控除ス

②戸主及其ノ同居家族ノ財産増加額ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ財産増加額ニ付亦同シ

③前項ノ場合ニ於テ戸主及同居家族ノ控除額ハ各其ノ財産増加額ニ按分シテ之ヲ計算ス

〔財産増加額ノ区分〕

第十一條 前二條ノ規定ニ依ル控除後ノ財産増加額ハ之ヲ第一種財産増加額及第二種財産増加額ニ区分ス

〔第一種財産増加額〕

第十二条 第一種財産増加額ハ第九条及第十条ノ規定ニ依ル控除後ノ財産増加額ヨリ第二条第一項ノ規定ニ該当スル個人ニ在リテハ始期財産額ニ同条第二項ノ規定ニ該当スル個人ニ在リテハ始期日ニ於テ本法施行地ニ有スル財産ノ価額ヨリ命令ヲ以テ定ムル債務金額ヲ控除シタル金額ニ大蔵大臣ノ定ムル割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ差引キタル金額トス

②納税義務者ガ始期日ニ於テ有スル土地、家屋其ノ他命令ヲ以テ定ムル財産ヲ引続キ終期日ニ至ル迄有スル場合ニ於テ其ノ終期日ニ於ケル価額ガ其ノ始期日ニ於ケル価額及之ニ第一項ニ規定スル割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ第一種財産増加額ニ算入セス

③納税義務者ガ始期日ニ於テ有シタル家屋ノ災害ニ因ル滅失又ハ損壊ニ因リ保険金ノ支払ヲ受ケタル場合ニ於ケル第一種財産増加額ノ計算ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

④第三条第二項及第四条第二項ニ規定スル場合ノ第一種財産増加額ノ計算ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

〔第二種財産増加額〕

第十三条 第二種財産増加額ハ第九条及第十条ノ規定ニ依ル控除後ノ財産増加額ヨリ第一種財産増加額ヲ控除シタル金額トス

〔増加割合ノ決定手続〕

第十四条 第十二条第一項ニ規定スル大蔵大臣ノ定ムル割合ハ始期日ト終期日トノ間ニ於ケル各種財産ノ価格ノ騰貴ノ割合ヲ基礎トシ財産税法ノ財産税審議会ニ諮問シテ之ヲ定ム

②大蔵大臣前項ノ割合ヲ定ムルトキハ之ヲ告示ス

〔第二種財産増加税ノ課税ノ限度〕

第十五条 第二種財産増加額ガ五万円ニ滿タザルトキハ第二種財産増加額ニ対スル財産増加税ヲ課セス

②第十条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔税率〕

第十六条 第一種財産増加額ニ対スル財産増加税ハ第一種財産増加額ヲ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス

十万円以下ノ金額	百分ノ六十
十万円ヲ超ユル金額	百分ノ八十

三十万円ヲ超ユル金額

百分ノ百

②前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ第一種財産増加額ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ対シ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ第一種財産増加額ニ按分シテ各其ノ税額ヲ計算ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ第一種財産増加額ニ付亦同ジ

③第二種財産増加額ニ対スル財産増加税ハ第二種財産増加額ヲ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス

十万円以下ノ金額

百分ノ十

十万円ヲ超ユル金額

百分ノ二十

三十万円ヲ超ユル金額

百分ノ三十

④前項ノ規定ニ依リ算出シタル税額ガ第二種財産増加額中五万円ヲ超ユル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相当スル財産増加税ヲ免除ス

⑤戸主及其ノ同居家族ノ第二種財産増加額ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ第二種財産増加額ニ付亦同ジ

⑥第二項ノ規定ハ前三項ノ規定ヲ適用シテ戸主又ハ同居家族ノ第二種財産増加額ニ対スル財産増加税ヲ計算スル場合ニ付之ヲ準用ス
〔戸主・同居家族ノ現況〕

第十七条 本法ノ戸主及同居家族ハ終期日ノ現況ニ依ル但シ特別ノ事情アル場合ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得
〔財産等ノ申告〕

第十八条 財産増加税ヲ納ムル義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ終期日後三十日以内ニ始期日及終期日ニ於ケル財産ノ種類及価額其ノ他必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

〔決定〕

第十九条 第一種財産増加額及第二種財産増加額ハ財産税法ノ個人財産調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

②個人財産調査委員会閉会後前項ノ第一種財産増加額又ハ第二種財産増加額ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ発見シタルトキハ昭和二十五年十二月三十一日迄ハ仍個人財産調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ財産増加額ヲ決定スルコトヲ得

③個人財産調査委員会閉会後納税義務者ガ第一種財産増加額又ハ第二種財産増加額ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ申出デタルトキハ前二項

ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ其ノ財産増加額ヲ決定ス

④納稅義務者第一項ノ規定ニ依リ財産増加額決定前ニ納稅管理人ノ申告ヲ為サズシテ本法施行地ニ住所及居所ヲ有セザルニ至ルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ第一種財産増加額又ハ第二種財産増加額ヲ決定スルコトヲ得

〔個人財産調査委員会ヘ調査書ヲ送付〕

第二十條 稅務署長ハ財産増加稅ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ第一種財産増加額及第二種財産増加額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ個人財産調査委員会ニ送付スベシ

〔決議・決定ノ財産稅法ノ準用〕

第二十一條 財産稅法第五十二條、第五十三條及第七十八條ノ規定ハ第一種財産増加額及第二種財産増加額ノ決議及決定ニ付之ヲ準用ス

〔決定通知〕

第二十二條 第十九條又ハ前條ノ規定ニ依リ財産増加額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

②本法施行地内ニ住所及居所ヲ有セザル納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ為サザルトキハ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

〔審査請求〕

第二十三條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル財産増加額ニ對シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得

②前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徴収ヲ猶予セズ

〔財産審査委員会ノ決議・政府決定〕

第二十四條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ財産稅法ノ財産審査委員会ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

②財産稅法第五十三條及第八十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔訴願・出訴〕

第二十五條 前條第一項ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

〔徴収〕

五七〇

第二十六條 財産増加税ハ昭和二十二年二月二十八日限り之ヲ徴収ス但シ納税義務者納税管理人ノ申告ヲ為サズシテ本法施行地ニ住所及居所ヲ有セザルニ至ルトキハ直ニ其ノ財産増加税ヲ徴収スルコトヲ得

〔準用規定〕

第二十七條 財産税法第九十四条乃至第九十六条、第九十九条第一項及第二項、第一百條第一項及第四項、第一百一條前段、第一百四條並第百六條乃至第一百九條ノ規定ハ財産増加税法ニ付準用ス此ノ場合ニ於テ同法第九十五条中第四十九條第一項トアルハ第十八條トシ、第一章、第二章及第四章トアルハ第二章乃至第十五條及第十七條トシ、第二十二條トアルハ第十六條トシ、第五十一條第一項若ハ第四項トアルハ第十九條第一項若ハ第四項トシ、第五十二條又ハ第五十三條トアルハ第二十一條ニ於テ準用スル同法第五十二條又ハ第五十三條トシ、第八章（本條ノ規定ヲ除ク）トアルハ前條並本條ニ於テ準用スル同法九十四條、第九十六條、第九十九條第一項及第二項、第一百條第一項及第四項、第一百一條前段、第一百二條、第一百四條、第一百六條及第一百七條トシ第百二條第一項トアルハ本條ニ於テ準用スル同法第百二條第一項トシ第三十七條第一項又ハ第二項トアルハ第五條ニ於テ準用スル同法第三十七條第一項又ハ第二項トシ第四十條第一項トアルハ第五條ニ於テ準用スル同法第四十條第一項トシ第三十八條第三項及第四十條第二項トアルハ第五條ニ於テ準用スル同法第三十八條第三項及第四十條第二項トシ調査期日トアルハ終期日トシ第九十六條中調査期日トアルハ終期日トシ四年以内ニトアルハ昭和二十二年九月三十日トシ第九十九條第一項第二項中第九十六條又ハ第九十條トアルハ本條ニ於テ準用スル同法第九十六條トシ第五十五條トアルハ第二十二條トシ第百條第一項及第四項中個人財産調査委員会トアルハ財産税法ノ個人財産調査委員会トシ第百六條中調査期日トアルハ終期日トシ第百十五條中第百十三條第一項乃至第六項トアルハ本條ニ於テ準用スル同法第百十三條第一項乃至第六項トス

〔附加税ノ禁止〕

第二十八條 都道府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ財産増加税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得ズ

〔遁脱犯〕

第二十九條 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ財産増加税ヲ遁脱シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ其ノ遁脱シタル税金ノ三倍以上十倍以下ニ相当スル罰金ニ処ス

②前項ノ罰ヲ犯シタル者ハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

③前二項ノ場合ニ於テ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

④第一項ノ場合ニ於テ財産増加税ヲ通脱シタル者ノ財産増加額ハ第十九條第二項ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス

〔秩序犯〕

第三十條 第二十七條ニ於テ準用スル財産税法第百二十條ノ規定ニ依リ告知ヲ為スベキ者正当ノ事由ナクシテ告知ヲ為サズ又ハ虚偽ノ告知ヲ為シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス

〔同前〕

第三十一條 正当ノ事由ナクシテ第二十七條ニ於テ準用スル財産税法第百十三條ノ規定ニ依リ政府ニ提出スベキ調書若ハ計算書ヲ提出セズ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル調書若ハ計算書ヲ提出シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス因テ財産増加税ヲ通脱セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

〔検査拒否犯〕

第三十二條 第二十七條ニ於テ準用スル財産税法第百十四條又ハ第百十五條ノ規定ニ依ル帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス因テ財産増加税ヲ通脱シ又ハ通脱ヤシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

〔不答弁犯〕

第三十三條 第二十七條ニ於テ準用スル財産税法第百十四條又ハ第百十五條ノ規定ニ依ル稅務署長又ハ其ノ代理官ノ質問ニ對シ答弁ヲ為サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス因テ財産増加税ヲ通脱シ又ハ通脱セシメタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

〔違法性阻却事由〕

第三十四條 第二十九條第一項、第三十條、第三十一條前段又ハ前條前段ノ違反行為ヲ為シタル者自首シ又ハ稅務署長ニ申出テタルトキハ其ノ罪ヲ問ハズ第三十二條ノ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者亦同ジ

〔秘密漏泄罪〕

第三十五条 財産増加税ノ調査又ハ審査ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス

〔刑法不適用〕

第三十六条 第二十九条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十二条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ但シ第二十九条第二項ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ処スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

〔処罰ノ対象〕

第三十七条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第二十九条乃至第三十一条又ハ第三十三条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科スルノ外行為者ヲ処罰ス但シ行為者ニ付テハ情状ニ因リ刑ヲ免除スルコトヲ得

附 則

第三十八条 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九条 財産税法第百三十九条ノ規定ハ財産増加税ニ付之ヲ準用ス

法人戦時利得税法案

〔納税義務者〕

第一条 財産税法第一条ノ命令ヲ以テ定ムル調査ノ期日（以下終期日ト称ス）ニ於テ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人及終期日ニ於テ本法施行地ニ資産又ハ營業ヲ有スル法人ハ本法ニ依リ戦時利得税ヲ納ムル義務アルモノトス

〔課税物件〕

第二条 終期日ニ於テ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ對シテハ其ノ戰時利得ノ全部ニ戰時利得税ヲ賦課シ終期日ニ於テ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ニ對シテハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生ジタル戰時利得ニ付テノミ戰時利得ヲ賦課ス

〔課税標準〕

第三条 終期日ニ於テ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ戰時利得ハ昭和十五年四月一日以後ニ於テ最初ニ終了スル事業年度開始ノ日ヨリ終期日(終期日前ニ解散シタル法人ニ付テハ解散ノ日)ニ至ル間(以下計算期間ト稱ス)ノ総益金ヨリ総損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ相互保險会社ニ在リテハ計算期日ノ剰余金ニ依ル

②法人ガ計算期間中ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ租税ニシテ法人税法ニ依ル所得ノ計算上損金ニ算入セラレザルモノハ前項ノ戰時利得ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ

③前二項ノ規定ハ相互保險会社ノ剰余金ノ計算ニ付之ヲ準用ス

④前三項ニ規定スルモノノ外第一項ノ戰時利得ノ計算ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

⑤終期日ニ於テ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ戰時利得ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ付前四項ノ規定ニ準ジ計算シタル金額ニ依ル

〔準用規定〕

第四条 所得税法第六條及第八條ノ規定ハ戰時利得税ノ賦課ニ付之ヲ準用ス

②信託会社ノ戰時利得ノ計算ニ付テハ合同運用信託ニ因ル収入及支出ハ其ノ総益金及総損金ヨリ各之ヲ控除ス

〔被合併法人ノ承継〕

第五條 法人ガ計算期間中ニ於テ合併ヲ為シタル場合ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ計算期間中ノ行為又ハ計算ハ之ヲ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ行為又ハ計算ト看做ス

〔看做事業年度〕

第六條 法人ガ昭和十五年四月一日ヲ含ム事業年度中ニ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ合併ニ至ル迄ノ期

間ヲ以テ一事業年度ト看做シ第三条第一項ノ規定ヲ適用ス

〔合併ニ依リ被合併法人ノ納税義務ノ承継〕

第七条 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ戦時利得ニ付戦時利得税ヲ納ムル義務アルモノトス

〔看做合併法人〕

第八条 甲法人ガ国家総動員法其ノ他ノ法令ニ依リ当該法令ニ基キテ設立セラレタル乙法人ト為リ又ハ之ニ吸収セラレタルトキハ本法ノ適用ニ関シテハ甲法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ト看做シ乙法人ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ト看做ス

〔非課税法人〕

第九条 営利ヲ目的トセザル法人ニシテ法人税法其ノ他ノ法令ニ依リ法人税ヲ課セラレザルモノ及命令ヲ以テ定ムル法人ニハ戦時利得税ヲ課セズ

〔税率〕

第十条 戦時利得税ノ税率ハ百分ノ百トス

〔戦時利得税額ヨリ控除スベキ租税〕

第十一条 法人ガ計算期間中ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ租税ニシテ法人税法ニ依ル所得ノ計算上損金ニ算入セラレザルモノハ戦時利得税額ヨリ之ヲ控除ス法人ノ計算期間中ニ終了シタル事業年度分ノ配当金及利益処分ニ依ル賞与金又ハ終期日ヲ含ム事業年度ノ末日ガ終期日後ニ在ル事業年度分ノ配当金及賞与金ニシテ命令ヲ以テ定ムル金額ニ付亦同ジ

②解散シタル法人ニ付テハ前項ニ規定スルモノノ外残余財産ノ分配中命令ヲ以テ定ムル金額ハ戦時利得税額ヨリ之ヲ控除ス

〔制限納税義務者ノ戦時利得税額ヨリ控除スル租税等〕

第十二条 終期日ニ於テ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ前条ノ規定ニ依リ戦時利得税額ヨリ控除スベキ配当金及賞与金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

〔戦時利得金額ノ申告〕

第十三条 納税義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ終期日後三十日以内ニ財産目録、貸借対照表及計算期間中ノ損益計算書ヲ添付シ

其ノ戰時利得金額ヲ政府ニ申告スベシ

②前項ノ規定ハ第一条ニ規定スル法人ニ戰時利得税ヲ課スベキ戰時利得ナキ場合ニ付之ヲ準用ス

〔決定〕

第十四条 法人ノ戰時利得金額ハ前条ノ申告ニ依リ申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

〔通知〕

第十五条 前条ノ規定ニ依リ法人ノ戰時利得金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納税義務アル法人ニ通知スベシ

〔審査ノ請求〕

第十六条 納税義務アル法人前条ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル戰時利得金額ニ對シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得

②前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徴収ヲ猶予セズ

〔財産審査委員会ノ決議ニ依リ政府決定〕

第十七条 前条第一項ノ請求アリタルトキハ財産税法ノ財産審査委員会ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

②財産税法第五十三条及第八十九条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔訴願・出訴〕

第十八条 前条第一項ノ決定ニ對シ不服アル法人ハ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

〔徴収〕

第十九条 法人戰時利得税ハ一時ニ之ヲ徴収ス

〔準用規定〕

第二十条 財産税法第九十四条、第九十七条、第九十九条第一項及第二項、第百条第二項及第四項、第百一条後段、第百二条、第百四条、第百六条、第百七条、第百八条並ニ第百九条ノ規定ハ戰時利得税ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同法第九十九条第一項及第二項中第九十六条又ハ第九十七条トアルハ本条ニ依リ準用スル同法第九十七条トシ第五十五条トアルハ第十五条トシ第百条第二項及

第四項中法人財産調査委員会トアルハ財産税法ノ法人財産調査委員会トシ第百六条中調査期日トアルハ終期日トシ第九十七条中二年以内ニトアルハ昭和二十二年八月三十一日トス

〔連帯納税義務〕

第二十一条 法人解散シタル場合ニ於テ戦時利得税ヲ納付セズシテ残余財産ヲ分配シタルトキハ其ノ税金ニ付清算人及残余財産ノ分配ヲ受ケタル者連帯シテ納税ノ義務アルモノトス

〔同族会社ニ付法人税法準用〕

第二十二条 法人税法第二十八条ノ規定ハ同族会社ノ戦時利得金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

②前項ノ同族会社トハ法人税法第十七条第三項ニ規定スル法人ヲ謂フ

〔質問・検査権ノ準用〕

第二十三条 法人税法第二十条及第二十一条ノ規定ハ戦時利得税ニ付之ヲ準用ス

〔遁脱犯〕

第二十四条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ戦時利得税ヲ遁脱シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ其ノ遁脱シタル税金ノ三倍以上十倍以下ニ相当スル罰金ニ処ス

②前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

③前二項ノ場合ニ於テ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

〔検査拒否犯〕

第二十五条 第二十三条ニ於テ準用スル法人税法第二十条ノ規定ニ依ル帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス因テ戦時利得税ヲ遁脱シ又ハ遁脱セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

〔質問不答弁犯〕

第二十六条 第二十三条ニ於テ準用スル法人税法第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依ル税務署長又ハ其ノ代理人ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス因テ戦時利得税ヲ遁脱シ又ハ遁脱セシメタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ

五千円以下ノ罰金ニ処ス

〔違法性阻却事由〕

第二十七条 第二十四条第一項又ハ前条前段ノ違反行為ヲ為シタル者自首シ又ハ稅務署長ニ申出テタルトキハ其ノ罪ヲ問ハズ第二十五条ノ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者亦同シ

〔秘密漏泄罪〕

第二十八条 戦時利得稅ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

〔刑法不適用〕

第二十九条 第二十四条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ但シ第二十四条第二項ノ場合ニ於テ懲役刑ニ処スルトキハ此ノ限ニ在ラス

〔処罰対象者〕

第三十条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第二十四条及第二十六条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科スルノ外行為者ヲ処罰ス但シ行為者ニ付テハ情状ニ因リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

〔附加稅ノ禁止〕

第三十一条 都道府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ法人戦時利得稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得ズ

附則

第三十二条 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十三条 法人ガ納付シタル又ハ納付スベキ戦時利得稅ハ法人稅法ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ

第三十四条 法人ノ終期日ヲ含ム事業年度ニシテ終期日後ニ終了スルモノニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リ終期日迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做シ法人税法、營業税法及臨時利得税法ヲ適用ス

第三十五条 法人ノ終期日以前ニ終了シタル事業年度ヨリ繰越シタル損金ニシテ第三条ノ規定ニ依リ総益金ヨリ控除セラレタルモノハ法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ

あとがき

以上の三税法案は、その後、臨時財産調査令ほか、緊急勅令により、ひとまづ財産の封鎖凍結を図り、財産税法の成立及び施行をまつこととなる。これら臨時財産調査令等の実施については、何分緊急のことでもあり職員に対し事前に相当の予備知識を必要とするところから、大蔵省なかでも主税局をはじめ、各財務局においては、税務署の職員に対し、極秘裡に関係文書（法案等）を配付し、差し当り臨時財産調査令等の実施に備えたことは疑いない。

ここに提示した三税法案には、その文書のなかに若干のメモ風の鉛筆による書き込みがある。これは、恐らく、仙台財務局において、財産税又は臨時財産調査令の実施を間近に控えての説明会あるいは講習会にさいし、聴講に参加した職員が書き込んだものである。三税法案を紹介するに当って、その書き込みも、重要であると思われるので、書き込みの姿をこわさないよう次に紹介する。当時の切端つまった状況が肌で感じられるものである。

一、財産税法案についての書き込み

条文のはじまる余白部分、いわゆる文頭の余白部分に次の書き込みがある。

収入を千億と見積る 放出された戦費は千二、三百億、国債は二千億あり 利払は七十億。このまゝで行けば我国財政は破たんの外なし。インフレの防止、かつての財産税は所得から納め得る程度のもなりしも今度のは財産そのものにより納税す。税額の大なると言ひ空前、絶后なり、連合軍はじめ世界各国の注視の的となつて居る。課長の責任大なり、故に陣容整備の為先頃例を見ない異動を行った。予想もつかない困難に打勝て、議会召集は後れる見込な

るも二十一年内終了を要する為に尙困難なり、

戦時利得は全部削取る。その後財産税を取る。敗戦と同時に一応死んだ気持になれば当然なり、とあり、財産税法等の創設のいわれが簡記されている。

第一条……義務アルモノトス 文末に四月十五日と一応考えた 但し変更ある事を予想せらる。

第二条第一項末尾 (無制限納税義務者)

第二条第二項頭注 半島人は第二項該当となる見込

第二条第二項末尾 (制限納税義務者)

第三条末尾 同窓会 町内会、会社の副利施設組合等が該当するならん。

第四条第二項の「命令」について頭注 制限納税者の為の規定 命令ニ登録国債は、登録の場所、預貯金は予入された場所、現実に予入された銀行等を云ふ 鉱業権は鉱区の所在、漁業権は最も近い内地に所在すると見る 特許権は内地にあると見る。

第五条四項中「……信託財産ハ委託者ガ……」につき、委託者について頭注で、

通例は四項該当の契約多し、故に四項は削除せらるゝやも知れず

第六条第二項中「……ニ関スル権利ノ……」につき、物納の場合実益あり、

第八条中「……生命保険契約ニ付テハ命令ヲ以テ……」の命令につき頭注で、命令ニ会社が社員の為、契約したる場合等は受取人とする方可ならんの理由、同条以下文中「権利」に関し、文末尾に、評価額は掛金と如何に相違するか、四十五条ニアリ

第九条中「第二条第一項ノ規定ニ該当セザル個人（日本ノ国籍ヲ有セザル者ヲ除ク）……」につき、頭注として日書本人で外地に在る者、とする。

第十二条第三号中の命令につき、頭注に、命令書本法施行地内にある債務即ち内地居住個人先に金予（融）機関からかりた借金

第十三条書き出しの「昭和二十年十二月一日」について、変更せらるゝ事あるべし、本文の贈与、寄附行為等につき、仮書「装」は否認する。同条第一項末尾に、財産税審議会につき、大蔵省に出来る、とある。

第十四条中「調査期日後死亡ニ因ル相続開始……」中傍線箇所書に財産税決定前とある。

第十五条中「生活ニ通常必要ナル……」につき食品等、同文中「此等ニ準ズベキモノ」につき頭注として今の処不書相應の物とのみ、總ても少し具体的に標準を定める見込 などは、同条文中「其ノ他命令」につき（ハカ地）とあり、

さらに文末書に公共の用に供する財産をも課税す。但し評価を考慮す。

第十七条中「預金」については、長期預金、「其ノ他の債権」については、登録国債等を入れる見込とある。なほ、「命令ヲ以テ定ムル割合」は、二割程度の見込とある。さらに本文末尾に大口予金者が余りよ過ぎる事となるからとある。

第十八条中「戦争又は災害ニ……」の「又ハ災害」は、正誤訂正につき補足加入し、頭注に、災害書には個人的のものを含まず、命令事項は期間と限度を定める。一万円位となる見込。

第十九条中戦災者の定があるが、これにつき頭注において、外地より引上げ者をも戦災者と見る。復員軍人は戦災者書と見ない。とあり、同条第一項末尾に、控除額は、一世帯につきとあり、なほ、同条中「命令ノ定ムル所」とは申

告によりとある。^{込み}

第二十条末尾に、本人をも含むとある。^{書き込み}

第二十三条の頭注として、不自然なる別居等は同居と見る（ソカイ等）^{疎開} 同居の場合又別居と見る場合あり、仮ソウ

〔装〕の場合是否認とある。

第二十四条第一項中、「財産ノ価額」につき傍書として（時価）とある。同条第二項においても同様、なお、第二

項の頭注として、^{書き込み} 1 株金を払戻す ^{書き込み} 2 積立金を ^{書き込み} 3 と密留保をの記入がある。

第二十五条本文末尾に案〔按〕分計算によるとある。^{書き込み}

第二十六条第一項本文末尾に寄附行為を含むとある。同条第二項本文末尾に個人の場合の反対とある。^{書き込み}

第三十条本文末尾に水利組合等（町内会等は未定）^{書き込み}

第三十一条第三号末尾に国宝的美術品等^{書き込み}

第三十二条本文末尾に労働組合等とある。^{書き込み}

第三十四条第一項第一号中「其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人……」につき労働組合等とある。^{書き込み}

また、同号の二、「其の他ノ金額 百分ノ三十」の頭注に、個人との二重課税を防止する立前より率低し、さら

に、下部に、株を課税するから二重となるのではないかとの意見ある由、但し株価は必ずしも会社財産のみによるも

のにあらず

第四章 財産ノ評価 の下に評価委員会とある。^{書き込み}

第三十六条の頭注に評価の原則^{書き込み}

第三十七条第二項中「土地ノ賃貸価額ニ倍数ヲ」につき、「土地ノ賃貸價格ニ別ニ定ムル倍数ヲ」と、「別に定ムル」を正誤訂正同条第三項の次に、次の書き込みがある。「耕作権は倍数以外に標準による。」と添え書きがある。

第三十八条第一項に關し、次の書き込みがある。「情況類似スル区域内」についてと思われるところに「郡、市のみを区分する見込」。同項末尾に「等級による区分をも考慮、農地統制法の倍数との調整を如何にするか、大きな問題なり」とある。同条第二項末尾に「模範調査をする見込 本省で二月頃、局でもやるかも知れず」

第四十一条末尾に「(耕整地、其の他の減租年期地等)」と書き込みあり。

第四十二条第二項第三号につき「二十人程度となる見込」とある。書き込み

第四十三条の頭注として期日前一月に再会不能の場合は更に考慮せらる。(この再会の意味は取引所の再開を指称しているものと思われる。編者注)

第四十五条の頭注として、「割合は、保険の場合の例 解約返戻金のみによるに非らず。」とある。

第四十七条末尾に「譲渡利得は分類所得に織込まれる見込」とある。

第五十条第二項の頭注として「仮決算の要ある。」と書き込みあり。

第五十二条中「命令ヲ以テ定ムル日迄ニ」につき、十一月中旬の見込とある。同条第二項中「第七十三条の期間内」につき三十日間の見込と記す。書き込み

第五十六・七条の下部余白に「全国 家屋税と同程度七、〇〇〇人、各署十人乃至十五人となる見込」と書き込みがある。

第五十九条第一項の頭注に「納税義務ある申告となる見込」とある。同項第一号「無能力」につき「妻をどうする

かの問題」と書き込みあり。なほ、同項第四号下部の余白に「公職追放該当者は？ 政治犯人は？ 未定」とある。

第八十二条頭注として「法人調査の経験者なく困る署は申し出でられ度し。」とあり、同条第二項の末尾余白に「平均各署八名 五名乃至十名程度」と書き込みあり。

第八十四条第二項中「第一百九条」についてこれを「第五十条第一項」に正誤訂正がある。同条第三項に頭注として課税資格なき申告を為したる法人については留保すとある。なほ、同項末尾余白に、同人が二以上の代表たり得るか研究問題と附記あり。

第九十四条第二項中「大蔵大臣之ヲ定ム」につき、頭注において、その内容となるべき事項を簡記す。「賜金国債は認む。外貨債は認めず。価格は日銀買上価格による。特殊借入金は国債と看做す（額面に対し経過利子を含む）」

第九十五条第一項本文の趣旨につき、次の書き込みがある。「早急に徴収する要あり、現在の状況より考へ全面的に発動する事とならん。」同項但書「其ノ他命令ヲ以テ定ムル」につき「換価容易なるもの」とコメントを附し、さらに「財産ノ価額ニ命令ヲ以テ定ムル割合」につき、「大体八十％」と記す。同項末尾の「利率ノ二倍相当スル利率」について四分の見込とある。同条第三項の末尾余白に、「実際は三十日前位とする見込」とある。なお、同項の頭注として、異議の申立てを認めず、六月よりはじめる事となるだろう、とある。

第九十六条の頭注 物納及延納とある。同条中「財産ノ価格ニ命令ヲ以テ定ムル割合」につき、八十％の見込、なお、頭注に、八十％を超えた部分につき延納又は物納を認む。とし、同条中「家屋其他ノ命令」については、頭注に、大蔵の定めた以外の国債、大蔵大臣ノ指定した株式とあり、さきの頭注と中カッコで結び同条末尾に、対人担保を認めざる見込とある。

第九十七条中「物納ヲ求メ又ハ命令ヲ以テ定ムル法人」については、その行の左側に「二十万以下程度」と記す。なお、頭注に「大法人については延納を認めない、」とある。

第九十八条の頭注として、「? 株券を政府に提供した時納付ありたるものとす」とある。

第一百七七条については、その立法の趣旨を頭注で掲げる。「解除する場合の本人の不利益となる事を防ぐ為」

第一百八条の頭注に本条の趣旨を記す。「所得税法七十五条と大体同様(失業を除く)。」

第一百一条頭注「金融機関等」

第一百十二条頭注に「罰則あり」

第一百三十三條第四項頭注に本項の趣旨を簡記「総額・制限通帳のない予金等」

第一百五十五條の頭注として、「銀行に対する検査をもやる見込、銀行等の貸付金は?」

第二百二十條中、法人税法第二十八條参照條文に、同族会社のメモあり。

第四百四十一條末尾に「税額を限度とす、爾後消却については、未定」とある。

二、個人財産増加税法(案)についての書き込み

第一条の頭注として「元本の増加にあらずして貨へい価値の変動により所謂評価増による分を控除したとすれば大資本家の増加を課税しない結果となり不合理なるが故に」として本法の立法趣旨を注記している。

第三条頭注に、「マ司令部は十六年十二月前にのぼれとある。同条中「昭和十五年四月一日」につき頭注に「改正税法の施行日」とある。同条第四項中「命令の定ムル所に依り」は、頭注において「命令は案〔按〕分する」の意

第四条第二項頭注において同項の意味を「元本であるかその元本より生じたのである場合は」と附記す。

第八条末尾に「財産税法の十四条と同様」とある。

第九条第一号の頭注に、「始期前の分と始期後の分とに案〔按〕分して計算する事になる。」第二号末尾に「財産税と大体同様（十七条）」なお、余白に次の記事がある。

「青森より始期の現金等を認定〔する〕方法につき終期の現在額より一定割合により推定の途なきや、との質問あり。

申告に重きを置き尚立証せしめる方法等よりなからん。

相続税の決定事蹟による財産価格対現金等の割合を調査せよ。」同条第三号「戦争ニ起因スル」は「戦争又ハ災害、ニ起因スル」の正誤訂正あり。同条第四号末尾に「一万円」とあり、なお、同条第五号末尾に「宝くじの当せん、死亡による保険金の一部、外二、三あるも筆記不能」と記す。

第十二条第一項の末尾に「物価騰貴の割合に相当する二倍程度 即ち十割の見込」とある。同条第二項中「其ノ他命令ヲ以テ定ムル財産」につき、頭注において「書画骨とう等」とある。

三、法人戦時利得税法案についての書き込み

第九条頭注に、「宗教法人、労働組合」とある。

第十一条第二項頭注に「第一資本金より 二 積立金より 三 利益より」と、

第十二条中「命令ノ定ムル所ニ依リ計算……」は、「案〔按〕分による」という。

第二十条頭注として「物納」とある。

〔参考〕

一 財産税法案に関する参照条文

所得税法（昭一五・三・二九法二四）抄

第六十九条 各財務局所轄内ニ所得審査委員会ヲ置ク

② 所得審査委員会ハ左ノ所得審査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 財務局高等官中ヨリ大藏大臣ノ命シタル者三名

二 財務局所轄内各府県又ハ北海道ニ於テ所得調査委員ノ互選シタル者府県ニ在リテハ各一人北海道ニ在リテハ四人

③ 所得審査委員会、所得審査委員及其ノ補欠員ニ関スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔施行規則〕 六一条から七九条

第八十六条 同族会社ノ行為又ハ計算ニシテ其ノ株主若ハ社員又ハ之ト親族、使用人、命令ヲ以テ定ムル出資関係ア

ル法人等特殊ノ関係アル者ノ所得ニ付所得税通脱ノ目的アリト認メラルルモノアル場合ニ於テハ其ノ行為又ハ計算ニ拘ラズ政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ此等ノ者ノ所得金額ヲ計算スルコトヲ得

② 前項ノ同族会社トハ法人税法第十七条第三項ニ規定スル法人ヲ謂フ

法人税法（昭一五・三・二九法二五）抄

第九條 本法ニ於テ積立金額トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

②法人税及・臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ
第十七條（一・二項略）

③本法ニ於テ同族会社ト称スルハ株式又ハ社員ノ一人及之ト親族、使用人、命令ヲ以テ定ムル出資關係アル法人等特殊ノ關係アル者ノ株式金額又ハ出資金額ノ合計ガ其ノ法人ノ株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一以上ニ相当スル法人ヲ謂フ

〔施規〕一六・一七條

第二十八條 同族会社ノ行為又ハ計算ニシテ法人税遁脱ノ目的アリと認めラルルモノアル場合ニ於テハソノ行為又ハ計算ニ拘ラズ政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ所得金額及資本金ヲ計算スルコトヲ得

相続税法（昭和三八・一・一法一〇）抄

第十五條 前條ノ請求〔審査の請求〕アリタルトキハ相続税審査委員会ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ決定ス
②審査委員会ノ組織及會議ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔施設〕 五条から十三条

地租法（昭六・三・三一法二八）抄

第八条 地租ノ課税標準ハ土地台帳ニ登録シタル賃貸価格トス

②賃貸価格ハ貸主が公課、修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ取得スベキ一年分ノ金額ニ依リ定ム

家屋税法（昭一五・七・一三法一〇八）抄

第六条 家屋税ノ課税標準ハ家屋台帳ニ登録シタル賃貸価格トス

②賃貸価格ハ貸主が公課、修繕費其ノ他家屋ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ取得スベキ一年分ノ金額ニ依リ之ヲ定ム

商法（明三二・三・九法四八）抄

第二百八十五条 財産目録ニ記載スル營業用ノ固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ超ユル価額、取引所ノ

相場アル有価証券ニ付テハ其ノ決算期前一月ノ平均価額ヲ超ユル価格ヲ附スルコトヲ得ズ

社債登録法（昭一七・二・一八法一一）抄

第二条 社債ノ登録ハ勅令ヲ以テ定ムル法人（以下登録機関ト称ス）ヲシテ取扱ハシム

第四条 登録ヲ為シタル社債ニ付テハ債券ハ之ヲ發行セズ

②登録機關債券ヲ發行シタル社債ニ付登録ヲ為ストキハ其ノ債券ヲ回収スルコトヲ要ス

第十四条 本法ハ地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ發行スル債券及命令ヲ以テ定ムル外国又ハ外国法人ノ發行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス

市制（明四四・四・七法六八）抄

第六条 勅令ヲ以テ指定スル市ノ区ハ之ヲ法人トス

②其ノ財産及營造物ニ関スル事務其ノ他法令ニ依リ区ニ屬スル事務ヲ処理スル

③区ノ廢置分合又ハ境界變更其ノ他区ノ境界ニ関シテハ前二条ノ規定ヲ準用ス但シ第四条ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ關係アル市会ノ意見ヲモ徵スヘシ

第八十二条（一・二項略）

③内務大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ区长ヲ有給吏員ト為スヘキ市ヲ指定スルコトヲ得

刑法（明四〇・四法四五）

第三十八条〔故意・過失〕

③法律ヲ知ラザルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト為スコトヲ得ズ但情状ニ因リ其ノ刑ヲ輕減スルコトヲ得
第三十九条〔心神喪失・心神耗弱〕

②心神耗弱者ノ行為ハ其刑ヲ軽減ス

第四十条 瘖啞者ノ行為ハ之ヲ罪セズ又ハ其刑ヲ軽減ス

第四十一条 十四歳ニ滿タザル者ノ行為ハ之ヲ罰セズ

第四十八条 「併合罪と刑の併科」

②二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ処断ス

第六十三条 従犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

第六十六条 犯罪ノ情状憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

二 個人財産増加税法案に関する参照条文

財産税法案の条文の参照についての条文は略す。

三 法人戦時利得税法案に関する参照条文

財産税法案の条文の参照についての条文は略す。

所得税法（昭一五・三・二九法二四）抄

第六条 信託財産ニ付生ズル所得ニ関シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スベキ受益者ガ信託財産ヲ有スルモノ

ト看做シテ所得税ヲ賦課ス但シ本法施行地ニ於テ信託利益ノ支払ヲ為ス合同運用信託ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ノ適用ニ付テハ受益者不特定ナルトキ又ハ未ダ存在セザルトキハ委託者又ハ其ノ相統人ヲ以テ受益者ト

看做ス

③公益信託ノ信託財産ニ付生ズル所得ニハ所得税ヲ課セズ

第七条 本法ニ於テハ合同運用信託トハ信託会社ノ引受ケタル金銭信託ニシテ共同セザル多数ノ委託者ノ信託財産ヲ合同シテ運用スルモノヲ謂フ

法人税法(昭一五・三・二九法二五)抄

第十七条 第三項↓財産税法案の部参照

第二十条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務アル法人又ハ納税義務アリト認ムル法人ニ質問ヲ為シ又ハ其ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

〔施規〕二一条

○財産税法案要綱 (昭二〇・一二・三〇・同二二・三一・昭二二・一・一〇)
(閣議決定 G H Qへ提出 発表)

一 総 則

(一) 納税業務者

(イ) 調査期日において本法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人又は本法施行地に財産を有する個人

(ロ) 調査期日において本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人又は本法施行地に財産を有する法人
右の調査期日は命令を以て定めること

(二) 課税物件

調査期日において本法施行地に住所又は一年以上居所を有する個人(日本の国籍を有しない者を除く。)及び本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人については、その財産の全部に対し、右以外の個人又は法人で本法施行地に財産を有するものについては、本法施行地に在る財産に対し一回限り課税すること

(三) 法人でない社団又は財団はこれを法人とみなし財産税を課税すること

(四) 財産税はこれを個人財産税と法人財産税の二種とすること

二 個人財産税

(一) 課税価格の算定

(イ) 本法施行地に住所又は一年以上居所を有する個人(日本の国籍を有しない者を除く。)については調査期日

における財産の価額から債務金額（公課を含む。以下同じ。）を控除した金額、その他の個人については調査期日において本法施行地に有する財産の価額からその財産に関する債務金額を控除した金額を以て課税価格とすること

(ロ) 調査期日前日一定期間内を為した贈与等については、その贈与財産の価額はこれをその贈与者等の財産の価額に加算して税額を計算し、贈与財産等に対する財産税は、受贈者等に納税義務があるものとするが、贈与者等は受贈者等の納税義務につき連帯して納税の責に任ずることとする

(ハ) 昭和二十一年分の所得税（源泉課税によるものを除く。）及び臨時利得税は課税価格の算定上これを債務とみなすこと

(二) 非課税財産

個人の財産で生活に通常必要な家具什器、衣服その他これらに準ずる財産等については個人財産税を課さないこと

(三) 課税価格からの控除

(イ) 特定の預貯金等についてはその一定割合に相当する金額を課税価格から控除すること

(ロ) 戦争に起因する死亡又は傷害により一時恩給、扶助料及び救恤金等の支払を受けた者については支払を受けた金額に相当する額を課税価格から控除すること

(ハ) 戦災者等については原則として調査期日における一世帯につき一万円を課税価格から控除すること

(ニ) 個人財産増加税の課税を受ける者については個人財産増加額を課税価格から控除すること

(ホ) 右各種控除の外調査期日における戸主及び同居家族一人につき二千元を課税価格から控除すること

(四) 免 税 点

(三)による控除後の課税価格が二万円以下のときは個人財産税を課さないこと

(五) 税 率

(イ) 個人財産税の税率は左の超過累進税率とすること

三万円以下の金額	百分の十
三万円を超える金額	百分の十五
五万円を超える金額	百分の二十
七万円を超える金額	百分の二十五
十万円を超える金額	百分の三十
二十万円を超える金額	百分の三十五
五十万円を超える金額	百分の四十
百万円を超える金額	百分の四十五
二百万円を超える金額	百分の五十
五百万円を超える金額	百分の五十五
千万円を超える金額	百分の六十
二千万円を超える金額	百分の六十五

五千万円を超える金額

百分の七十

(ロ) (イ)により算出した税額が課税価格中二万円を超える金額を超過するときはその超過額に相当する個人財産税を免除すること

(六) 同居家族の同算

戸主及びその同居家族の課税価格はこれを合算しその総額に対し免税点及び税率を適用すること

三 法人財産税

(一) 課税価格の算定

(イ) 本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人については、調査期日における財産の価格から債務金額及び払込資本金額又は出資金額の合計額を控除した金額その他の法人については調査期日において本法施行地に有する財産の価格から、その財産に関する債務金額及びその財産に相応する払込資本金額又は出資金額を控除した金額を以て課税価格とすること

(ロ) 法人が調査期日前一定期間内に為した寄附金については法人税法の例に準じ原則として損金に算入しないこと

(二) 非課税法人

都道府県、市町村その他命令を以て指定する公共団体には法人財産税を課さないこと

(三) 非課税財産

公益を目的とする法人の有する学校、図書館、病院その他の財産、宗教法人の有する財産で礼拝、教義の宣布等

の用に供する財産等には法人財産税を課さないこと

(四) 法人戦時利得税額は課税価格からこれを控除すること

(五) 免 税 点

公益法人等については課税価格が三万円以下のときは法人財産税を課さないこと

(六) 税 率

法人財産税の税率は左記によること

(イ) 法人税を課せられる法人(宗教法人等を除く。)

積立金額に相当する金額 百分の二十

その他の金額 百分の三十

(ロ) 特別法人税を課せられる法人

積立金額に相当する金額 百分の十五

その他の金額 百分の二十五

(ハ) 前二号の規定に該当しない法人 百分の十

四 財産の評価

(一) 各財産の評価は原則として調査期日における時価によること

(二) 土地又は家屋の価額はその賃貸価格に一定の倍数を乗じて算出した金額によること

右の一定倍数は各財務局所轄内に設置する不動産評価委員会に諮問し政府においてこれを決定すること

- (三) 公債、社債、株式その他これに類するもので取引所の相場のあるものの価額はその価額により、取引所の相場のない株式又は出資の価額は調査期日における当該法人の資産及び収益の状況等を参酌してこれを定めること
- (四) 保険契約に関する権利の価額は払込済保険料の合計額に一定の割合を乗じて算出した額とすること
- (五) 年金その他の定期金に関する権利の価額は一定利率の複利計算により計算した年金現価に相当する額によること

五 徴 収

- (一) 財産税は原則として昭和二十一年度中において一時にこれを徴収すること
- (二) 財産税は金銭及び国債を以て納付し得ることとし、特定の場合は一条件のもとに物納をも認めること
- (三) 個人及び一定の法人については特定の場合一定の条件のもとに延納をも認めること
- (四) この場合延納の期間は、個人については四年以内、一年の法人については二年以内とし一定の利子を附すること
- (五) 法人については(二)及び(三)による納税が困難な場合においては、法人財産税の納付に代えて、当該税金を株式又は出資に転換し右増資株式又は増資出資証券により政府に納税し得ることとすること
- (六) 政府において必要があると認めるときは、納税者の申告等を基礎とし、政府において概算により課税価格を決定し、納期前に財産税の一部を徴収し得ることとする

六 そ の 他

- (一) 財産税の課税価格の決定は、民間選出委員会から成る財産調査委員会の調査により政府においてこれを決定すること

(二) 申告、審査、訴願及び訴訟については所得税法及び法人税法の例に準ずること

(三) 税務署長は質問及び検査を為し得ることとする

(四) 本税遁脱防止のため特に嚴重な罰則を設けることとし、単に罰金刑に止まらず、体刑も科し得ることとする

(五) 財産税等に関する重要事項を審議するため、大蔵省に財産税審議会(仮称)を置くこと

(六) 本税実施のため預貯金、無記名証券等の調査等に関し、民間機関に対しあらゆる協力を求めること

○法人戦時利得税法案要綱

(昭二〇・二二・三〇・同一二・三一・昭二一・一・一〇)
閣議 決定 GHQへ提出 発表 表

一 納税義務者

(一) 財産税法の調査期日(終期日)において本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人

(二) 終期日において本法施行地に資産又は営業を有する法人

二 課税物件

本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人については、その戦時利得の全部に対し、その他の法人については本法施行地における資産又は営業から生じた戦時利得に対し、一回限り課税すること

三 戦時利得の算定

(一) 昭和十五年四月一日以後において最初に終了する事業年度開始の日から終期日に至る間(計算期間)の総益金から総損金を控除した金額を以て戦時利得とすること

(二) 計算期間前から繰り越した損金（計算期間開始の時に積立金がある場合は、積立金を超える部分の金額）があるときは、戦時利得の計算上これを損金に算入すること

(三) その他戦時利得の計算は法人税法による所得の計算と概ね同様とすること

(四) 法人が計算期間中に合併をした場合は、合併により消滅した法人の計算期間中の行為又は計算は、これを合併後存続する法人又は合併により設立した法人の行為又は計算とみなすこと

四 非課税法人

営利を目的としない法人で、法人税法その他の法律により法人税を課せられないものには法人戦時利得税を課さないこと

五 税 率

百分の百とすること

六 税額控除

左の金額は戦時利得税額から控除すること

(一) 計算期間中において納付すべき租税で、法人税法による所得の計算上損金に算入されないもの

(二) 計算期間中に終了した事業年度分の配当金及び利益処分による賞与金

(三) 終期日を含み同日後に終了する事業年度分の計算期間に対応する配当金及び賞与金

(四) 解散した法人の残余財産の分配金中計算期間内に生じた利益に相当する金額で終期以前に分配した金額

七 徴 収

- (一) 法人戦時利得税は昭和二十一年度において一時にこれを徴収することとする
 - (二) 特定の場合には一定条件のもとに物納又は延納を認めること
 - (三) 法人が解散した場合において、法人戦時利得税を納付しないで残余財産を分配したときは、その税金につき清算人及び残余財産の分配を受けた者は連帯して納税の義務があるものとする
- 八 その他

- (一) 申告、決定、審査、訴願及び訴訟については法人税法に準じ取り扱うこと
- (二) 法人税法に準じ税務署長は質問及び検査を為し得ることとし、あわせて厳重な罰則を設けること

○個人財産増加税法案要綱 (昭二〇・二一・三〇・同二一・三一・昭二一・一・一〇) 閣議決定 GHQへ提出 表

一 納税義務者

- (一) 財産税法の調査期日(終期日)において本法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人
- (二) 終期日において本法施行地に財産を有する個人

二 課税物件

終期日において本法施行地に住所又は一年以上居所を有する個人(日本の国籍を有しない者を除く。)についてはその財産増加額の全部に対し、右以外の個人で本法施行地に財産を有するものについては、本法施行地に在る財産につき生じた財産増加額に対し、一回限り課税すること

三 財産増加額の算定

(一) 終期日における財産額(終期財産額)から昭和十五年四月一日(始期日)における財産額(始期財産額)を控除した金額を以て財産増加額とすること

(二) 戸主又はその同居家族中に終期財産額が始期財産額に比し減少したものがあるときは、その減少額は他の者の財産増加額からこれを控除すること

(三) 始期日及び終期日における財産の評価及び債務控除は財産税法の例に準ずること

四 相続及び贈与の場合

(一) 始期日以後に相続の開始があつた場合においては、本法の適用については相続人が被相続人の地位を継承したものとみなすこと

(二) 始期日以後に贈与があつた場合においては、本法の適用については贈与者の始期財産中贈与財産に対応する金額を受贈者が始期日において有するものとして財産増加額を計算すること

(三) 終期日前の一定期間内に贈与財産を留保した家督相続又は寄附行為があつた場合においては、財産税法等の例に準じ贈与等があつた場合と同額の財産増加額を計算すること

(四) 終期日前の一定期間内に贈与財産を留保した家督相続又は寄附行為があつた場合においては、財産税法等の例に準じ贈与等があつた場合と同額の財産増加税を贈与者又は受贈者等において納付する義務があるものとする

五 財産増加額からの特別控除

左記の金額は財産増加額からこれを控除すること

- (一) 始期日前における勤務により支払を受けた退職給与金等に相当する金額
- (二) 特定の預貯金等についてはその一定割合に相当する金額
- (三) 戦争に起因する死亡又は傷害により特に支払を受ける一時恩給、扶助料又は救恤金に相当する金額
- (四) 戦災者については原則として終期日における一世帯につき一万円
- (五) その他命令を以て定める金額

六 基礎控除

(一) 財産増加額につき一万円程度の基礎控除を行うこと

(二) 戸主及びその同居家族の財産増加額はこれを合算し、その総額につき基礎控除の規定を適用すること

七 財産増加額の区分

(一) 特別控除及び基礎控除を行った後の財産増加額を第一種財産増加額及び第二種財産増加額区分すること

(二) 第一種財産増加額は控除後の財産増加額中始期財産額に大蔵大臣の定める割合を乗じて算出した金額を超過する金額とし、これに対しては高率の超過累進税率により課税すること

右の割合は、始期日と終期日との間における各種財産の価格の騰貴の割合を基礎とし、財産税審議会に諮問してこれを定めること

(三) 第二種財産増加額は控除後の財産増加額から第一種財産増加額を控除した金額とし、これに対しては補足的に低率の超過累進税率により課税すること

(四) 第二種財産増加額について概ね五万円程度の免税点を設けること

(五) 始期日において有しその後引き続き所有する土地、家屋等の終期日における価額の総額が、その始期日における価額及びこれに大蔵大臣の定める割合を乗じて算出した金額の合計額をこえる場合その超過額は第二種財産増加額として取り扱うこと

八 税 率

(一) 財産増加税の税率は左の超過累進税率とすること

(イ) 第一種財産増加額については

十万円以下の金額

百分の六十

十万円を超える金額

百分の八十

三十万円を超える金額

百分の百

(ロ) 第二種財産増加額については

十万円以下の金額

百分の十

十万円を超える金額

百分の二十

三十万円を超える金額

百分の三十

(二) 戸主及びその同居家族の第一種財産増加額及び第二種財産増加額は各々これを合算し、その総額につき税率を適用して算出した金額を各々その第一種財産増加額及び第二種財産増加額に接分してその税額を定めること

九 徴 収

(一) 個人財産増加税は原則として昭和二十一年度中において一時にこれを徴収すること

(一) 特定の場合は財産税法の例に準じ物納又は延納を認めること

(三) 財産税法の例に準じ概算決定及び納期前の徴収を行い得ることとする

一〇その他

(一) 申告、決定、審査、訴願及び訴訟については財産税法の例に準じ取り扱うこと

(二) 財産税法に税務署長は質問又は検査を為し得ることとして併せて嚴重な罰則を設けること

財産税実施に伴う資金、預貯金及び公社債等の確認に関する措置要綱(昭21・1・10 大蔵省発表)

一 銀行預金、銀行貯蓄預貯金、郵便貯金、農業会預貯金、市街地信用組合預貯金、信託預貯金等については本人に於て財産税の調査期日に於ける現在高を同日以後一定期間内に税務署に申告すること。

二 国債、地方債、社債、無記名の株式等を有する者は本人に於て財産税の調査期日に於ける現在高を同日以後一定期間内に政府に申告すること。

三 前二号の現在高申告書には申告者の有する総ての預貯金又は証券等を一括記載することとし預貯金に付ては証書又は通帳を添付し、公社債等に付ては応募又はその保管証、登録済証券を添付し、これを最寄の金融機関(郵便局を含む)に持参すること。この場合において戸主と同居家族との預貯金又は証券等は原則として同一の申告書に記載すること。

四 金融機関に於ては申告書と証書、通帳又は証券等とを照合し申告書の記載の正確なることを認めたるときは証書、通帳又は証券等一件毎に申告済なる旨の一定の表示を為して之を申告者に返還すること。

五 申告書等を金融機関に持参する場合に於ては米穀通帳の呈示其の方法に依り正当本人たることを証明すること

と。従つて仮装又は架空の名義の者に付ては正当なる権利者より申告なき限り前号の申告済み表示は之を為さざる
こと。

六 財産税の調査期日前に預入を為したる預貯金等又は同日前に発行されたる公社債等にして前号の申告表示なきも
のに付ては、原則として爾緩当座預貯金の払戻又は証券の償還等も受け得ざるものとする事。

七 外地より引揚げたる者及びやむことを得ざる事由に因り申告を漏したる者等特別の事情ある者に付ては申告の期
限に付、特別を設け又は権利の回復に付所要の措置を講ずること。

八 第六号に依り預貯金の払戻又は証券の償還等を為さざれば生じたる利益は前号に依る権利の回復を認められた
るものゝ外は適當の時期に於て国庫に帰属するものとする事。

九 記名株式又は小切手、手形、郵便為替、収入印紙其他流通性を有する証券等に付ても夫々概ね預貯金又は証券
の確認の例に準じ適當なる方法に依り、財産税の調査期日に於ける其の所有者の確認を行ふこと。